

咽喉地。可レ使。大羊。嶺。陰霧。冥。海。天。香。微。力。島。龍。窟。堅。城。巨。艦。兼。空。委。短。髮。四月佐久間に請ひ其鑄造せる十五拇長忽微破三斤山迦農礮各一門を購求す、六月四日米利堅の使艦突然品海に駛入す、是に於て幕府戒嚴諸藩戰備を欠くもの頗る多し、獨大野藩兵器既に備はり部署頓に整ふ、然れども事遂に止むに至る、越て二十五日公江戸を發して大野に歸駕す、此行齋藤新太郎をして陪從せしむ、亦前約に由るなり、十六日内山隆佐を物頭格とし新たに祿百石を給して軍師とす、二十日軍制を改正し一に簡便利用を主とし冗費虚文を去り専ら實益有用を事とす、二十日書を諭達す、二十八日大に有司及び文武士員の勤怠を褒貶す、小形元助に砲術師範を命ず、八月二十二日始めて野試合を鳩岡前に開く公出て、之を觀る、同月中村岱佐を待醫とし俸三人口を給す、九月七日親く劍客齋藤新太郎を慰勞し酬ゆるに自今年々五人口給與の旨を以てす、十一日無念流劍技の師範を定む、内山介輔をして先づ其任に充つ、十一月二十六日諭達をなす、文武のことたる従前屢公布に及びしも、今や外國の船艦各處に來航し、世上穩かならざるの際、藩士一同一層精勵事に臨み前進奮撃功を立つべきは勿論とす、然るに至治の流弊争鬪の如き、或は之を度外に付し恬として顧念せざるものあるを聞く、慨歎に堪へざるなり

り、夫戎は國家の大事安危の關する所公心慮の安んぜざる、就ては若し開戦敵愾に際會せば、何を用て國に報ゆるの期圖なるや、各其意衷を書寫し之れを目付へ進呈すべし云々、同時又手白礮大礮等鑄造の舉あり、一日命じて其砲種を後郭宇釜ヶ淵の曠地に試放し、親ら之れを臨覽す、是より先岡田主馬職を奉行に奉す、一旦之を解かれ退居恬然是目試放の事を聞き遙處に屏座し、私かに之を望觀す、公其志を嘉し且つ其罪に非ざるを知るや、之を左右に召ひ、礮の功利用便を悉し以て心氣を興さしめ、後幾くならず再び其職に復せしむ、主馬此事を誦し、感泣世を沒はると云、後安政三年吉田拙藏命を奉し、初て蝦夷地へ航するの日、會公武を新田野に 演す時、拙藏の父理左衛門林、際平伏し之を拜覽せしに、公命して之を召し親ら諭すに、汝年老ひ一子の遠航さぞ心配ならん、其恩旨の意外に出づるを聞き、父涕泣感戴し、以て生涯の榮賜とせりと、公の藩地に在や政務に刻苦し、其江戸に朝仕する恭詳、勤に服し時に惡寒腹瀉等の微恙あるも力めて登營し職を盡すを常とす、此頃公登朝の日、阿波の先侯親く公に面し語て曰く、近聞く貴藩々治の序大に觀るべきものありと、施爲の方果して何に由るや、予甚だ之を嘉すと、公懼然對ふるに、向より其實なく、只一二の親臣幸に協同事に従ふあるのみ、斯く過賞を蒙る何の榮か之に若かん云云を以てせりと、公務の外常に他の交際を謝し、貴顯と雖ども其招きに非ざれば亦敢て往かざるの意旨なりしも

種痘施行
の論述

獨り松平春嶽公に在ては夙に其知遇を辱くせしを以て、當時管に懇懇款を通ずるのみならず、爾後藩治調理の爲め内山七郎右衛門奥田乙右衛門岡田求馬等に命し拮据周旋其厚誼を仰がしむ安政元年三月五日始て改制の洋陣法歩砲二兵を以て新田野に開演す、翌月三日歩砲練習の功を賞する各差あり、同日直書を宣示して文武を奨勵し二十八日又諭達をなす、種痘の事たる多年公の苦慮せらるゝ所特別の仁慈を以て先年來既に之を施行の上は人民に於て深く其意を奉體し共に之を要請すべきの今日に在て何等の間違なるや、市村の兒童猶ほ天然痘に罹り、或は非命の死に陥るもの多きに至ると、公の心慮を惱さるゝ實に抄なからずとす、依て今般發令し自今幼兒たる者必ず種痘せざるを得ざらしむるを以て當該の執事能く市村に懇諭し小民に至るまで傳へて遺すことなかるべく、若し猶ほ命に方ふものあるときは嚴重の懲罰を加ふるが故に、一同誤認すること勿れ云々と是月杉田成卿故ありて俄かに塾を閉つ、門に在るもの一時皆其方向を失ふ、吉田拙藏幸に藩邸の在るあり、依て請て將さに之に入らんとす、神田孝平南摩三郎後綱亦來り寓せんことを乞ふ、公其止み難きを諒し聽許翹ならず、舎を命じ具を供し且つ時々豚肉を給せる等奨勵大に至る、是に於て共に勉學旁ら業く

蘭學奨勵

藩士に授け以て恩旨に答報せり、七月十九日海上砲術全書上木申請の允許を得たり、八月中新たに西郊外七面山俗砂山の射場を拓く、是秋公府邸に在り、九月十日捨次郎君大野に着駕す、君甫て七歳君の大野に至る公の深意に出て士臣の敢て知る所に非ずと雖ども但當時各藩主の其子弟を育成せる多くは之を婦人の手に委ね常に深宮の中に秘し、優柔奉侍徹へて以て嗜好に供し、過愛の極修縦性と成り、遂に疾を發し生を傷ふもの滔々是なり、然るに公君の幼冲僅に襁褓を脱するの日、遠く之を北方互寒の地に遷す、是常人の尙且つ爲す能はざる所、况や當時君の外更に生存の子女なきも公斷然之を命ず、他日君の剛健克く公の業を繼ぐもの抑も亦故あるかな、十五日文武精勉の士員へ酒饌を給して爾後を奨勵す、是歳を以て定府の諸士に漸次大野に移住を命ず、府邸事務の如き自今之に要する士員をして更番祇役之を分辨せしむ、亦時に先ち之が所を得せしむるなり、同二年春公江戸に在り、五月蘭學世話役を置き更に生徒を奨誘せしむ、六月十四日公夙に時勢に見る所あり、是に於て官に稟伺す、其文に曰く、方今海防警備の發令に際せるや、自今參觀往復の途次、儀仗の内先従前所用の弓槍を除去し更に爆機の手銃六個を携帯せんと其口會々其聽許を得たり、八月朔日大に有司及び文武

文武獎勵

士員の精勵を褒賞す、同十九日直書を宣示す

文武の道可相嗜、是は毎々、最數申渡、別て十數年前より異船渡來の見込候故、手元の費を以て西洋砲修行申付、果して一昨年は數艘渡來、公邊に於ても一統承知の通道々被仰出、も有之に付、猶又軍政改正申付、勝手難澁の折柄には候得共、追々新規大砲小砲鑄造申付、厚く世話いたし、遣候處、中には一己不執心のみならず、彼是批判いたし、候者も有之趣、具さに相聞不埒の事に候、既に此度公邊にても御軍政改正并に西洋傳統專ら相學候様の被仰出、有之、實に大切の御時節如何相心得候哉、是迄は憐愍を以て不心得の者へは役筋より内々異見に爲及、又は咎等申付、何卒數代家筋の者永の暇等遣候職は無之、之様見合置候得共、此節に至り、猶等閑に心得候者は何程申諭し候共、無餘事にて、第一我等申付、不相守者扶助いたし置候ては却而家の爲めに不相成候間、追々取調乍不便、家柄舊家に拘らす格外、威知、威給申付、品に寄候而は無用捨、永の暇遣候職も可有之、又何程下賤の者に候共、其器量に寄候而は披群に引上げ相用候間、兼而一統致、覺悟居可申候、且政事向井に軍政等の職に付、彼是批判いたし候、是は有之、問敷心付候職は兼而中間置候、通無遠慮、申聞與候、機頼入候、左も無之、偏執の議論を挟み、私に批判いたし候、是は事の妨に相成、第一不忠の至り、士道に不似合事に候間、是又其事柄に寄敷重の咎可申付候條、兼而心得居可申候

同日別に砲術歩調の事に付、該隊長を解任し、更に師範世話役へ委し、兵員の進否を監査し、差等を定め、番に歩調に止まらず、専ら實用を主とし、誘導教諭すべきことを諭達す、廿八日奉行代官等の内部へ派出、例へば毛見の又類に當り、沿道の里民

關學伊藤
慎藏を聘す

送迎の禮從來鄭重の弊習あるもの、皆之を廢すべきの嚴諭を下す、十一月十六日直書を宣示し、七十歳以上の老男女に上下一統酒料を下賜す、十二月公蘭學の方に隆盛に運ぶを以て益々授業を精良にせんことを欲し、該學者伊藤慎藏を大阪より聘招す、慎藏は長門の人、嘗て業を緒方洪菴の門に受け、頗る進秀の名あり、故に延て以て教師とす、是月の末左の條項を布達せり、一に藩士相互の年賀親戚に限るべきこと、二に藩士一同町市に出て需用を辨し、且つ浴湯するも妨げなきこと、三に列座たるもの、公私の出行一に從僕に及はざること、四に出火の際、臨場の用人騎馬を廢すること、五に藩士の門屏自今破損に任せ、生離簀圓等隨意のこと等皆簡冗を酌み、便宜に従ふ、同三年客冬幕府今般蝦夷地上收に就ては、諸藩に於て該地え渡航拓地墾田等志願のものは、其意見を稟伺し、指令を待つへし云々の發令あり、時に公有志の建議を贊可し、歲晚内山隆佐に該事を帯ひ出府を命せしに、隆佐事を調弄し、本年二月歸野復命す、十七日内山七郎右衛門を年寄蝦夷地兼擔内山隆佐を同蝦夷地總督とす、果して大に擢用せらるゝに至る、是時に當り、公方に富強に熱心し、施爲百般事頗る多端、故に此二人を擧げ分擔功を圖らしむ、七郎右衛門内を治め、隆佐外を務め、共に心思を盡し、以て藩治を裨補すと云、十九日

領主

隆佐蝦夷地渡航隨行の命を受けしもの淺山八郎兵衛奥田乙右衛門早川彌五左衛門俊鈞鈴木準次中村岱佐等數名にして拙藏亦其員に加はる、廿六日伊藤慎藏に祿百石を給賜し蘭學教授とす、三月六日蝦夷地出張の士員内山隆佐以下の一行は本日起程江戸に道し他の一行は九日發野敦賀より直航各該地へ赴かし、此舉に於て内山隆佐罷に江戸に出て該官へ稟伺後函館に在るの日堀鎮臺へ建白の書あり、書皆公の行爲に關し且つ當時指畫の見るべきものあり

江戸に於て該官への稟伺

今般蝦夷地の職に付き御觸書之趣、能登守家來共迄一統拜見仕、有志の者申談候は兼々主人能登守厚申付有之、乍不及漢學蘭學其他西洋兵學砲術築城等の職研究仕候は唯學ひ候斗には無之、其術を行ひ 皇國之御爲と存込罷在、且能登守領分越前國大野と申處は北寄山間極寒の地、毎歲積雪五六尺或は一丈に及び候土地にて一統右の寒土に成長仕露中を不厭山川を跋渉し流狼等任、乍恐筋骨頑健の性質風寒候、尤昇平打續き候御時節萬事時勢にて賢慮に不_レ被_レ爲_レ任御差支の儀も可有御座_二右等も厚_二奉_二恐_レ察候得共實以御大切の御時節野人獻芹の情謹止奉_二旨_二上候、抑私儀頑鈍無能にて迂遠の儀奉_二申_二上候は實に恐入候得共自貢する處は一片の忠心是のみに御座候、別に何書登通奉_二差_二上候、右書中も甚不行届の處多く可有御座候得共、此上書と彼此奉_二互_二奉_二讀_二覽_二度旅寓中相認文意錯亂不_レ堪_二恐縮之至_二候云々

蘭學館を開設す

同月中面谷村の全焼を憫恤す、四月六日官に伺稟す、其文に曰く、自今家臣にして江戸に祇役するもの往復の途次各自の備慮する所其分限に應し、銃器携帯せしめたき云々と本日聽許の指令あり、同月横田權藏を明倫館の漢學教授兼幹事とす、權藏幼にして敏悟十五歳にして館の句讀と爲る、其都會に官するの日謹行勉學善く其業を修む、此頃歸郷故に此命ありと、五月五日、方今文武必需の時機たれば愈_レ益_レ之を勉勵すべし、故に文學の如きも亦武術と同く一旦入門せしもの漢蘭とも安りに廢學すべからず、又從來藩士の朝に登る中に就て吉凶の參殿昇進の應召其他總て儀式に關し出頭の日は木柄刀及び燕尾衫染襪等之を避けしむるの制程を廢すを以て自今該品服用隨意たるべしと諭達す、後文久二年の秋に至り幕府亦此等の件を發令せり、是日堀剛一郎に劍技師範を命す、同月中蘭學館を元公廨に開設す、九月廿七日昨年江戸の地震諸邸毀壞し客月廿五日夜の暴風再び邸宇を損破す、夫が營繕費用過額を要す、從來財政困難の中より公の深慮以て文武を皇張し軍政を改正し器械製造其他兵備に關し年々費耗の多き常に百方調理辛して維持今に至りしに過般内櫻田關門守衛の幕命あり、是亦夥多の失費加ふるに米價廉を極むるより帑藏不足を生ず公憂慮の深き蓋し藩士の支俸算

領主

至給し難からんか、就ては公の直書中屢之を宣示せる國家ありて人民立ち、人民ありて國家立つの一語を奉體し上下一致協同盡力國家安全永久保護の術實に今日の急務とす、故に僅に意見あるものも聊か忌憚なく速に之を當該へ申報すべし云々十月十九日大野製小銃數十個を江戸に送致し以て不慮に備へしむ、十一月八日醫員一同に本業の餘暇務めて砲技を練習すべきを命す、是歲近藩大聖寺勝山鯖江其他丹波丹後江戸佐賀等の各地より文武研修殊に蘭學習業の爲め來學するもの多々踵を接せり同四年春公江戸に在り、早川彌五左衛門中村岱佐に命し蝦夷地へ渡航し更に北蝦夷事件に奔走せしむ、同時淺山八郎兵衛外其族二名の蝦夷地在住志願の意を懇通し之を幕府へ上請せしむ、秋に至り該願報可且つ補助として各毎年金拾五兩給與の命あり、遂に家を携へ該地へ移り居を山越内に占めしと云、八月始めて文場目付及武場目付を置く、内山介輔武場目付兼文場目付とし中村東を目付兼武場目付とす、同月藩士の武藝に怠惰なる者數名を罰し其級俸を降削す、十月舊規の中事情に潤れるもの數項を改廢す、十二月廿六日公夙に航海の要務なるを知り、且つ蝦夷地の如きも亦着手に意あるを以て當時函館用達栖原某か二桅の洋形船を造らんとし既に允請の後未だ手を着け

大野製の小銃

病院新築

ざるに投し購求工を繼がんとし客月中更に之を該官へ稟申せしめしに、本日聽許の答旨を領す、是冬病院を壹番街に新建し其工を竣るの日醫員及患者に公の仁慈の存する所を諭達す、同五年春公大野に在り、二月四日公本年出府隨從の士員へ直書を以て無益の失費を省くか爲に人減の旨を豫示せり、同月十七日文武擴張の爲め市在へ左の數項の布達をなす其一、市在戸主たる者は豫て戒諭の旨趣を奉し各公私の爲め其家業に精勵すべきは固より論を俟たずと雖とも其子弟をして方今必需の文武を學ばしむるは亦當然の事にして甚だ嘉すべきを以て家業の餘暇務めて之に従事せしむべし、果して然るや未熟事に堪へざるの日は姑く之を聞き、若し學術進歩大に熟達するあらば本人の出處貴賤を問はず其藝能に由り適宜採用すべし故に其意を體し修業せしむべく、但總て藝術を學ぶもの文事の素なきは功をなさざるを忘るゝ勿れ、其二、資格あるものは論なく貧困者の如き學業未だ熟せざるの間は敢て之を補助するに至らずと雖ども、其人の言行窮苦の情況僉議を要すべきものは亦其者限り更に檢案の後、或は補助するなきに非ざるへし、其三、市在のもの從來酒宴遊興等に徒らに日子を消過し面も夥多の財産を耗費し終に身を亡し家を喪ふもの尠しとせず、然るに今日之に

領主

代ふるに文武の藝を以てし果して能く之を學ぶときは、嘗に國家の用に適するのみならず、義を知り分を守り一家の榮利其身の幸福等皆其中にあらんとす。是をこれ熟計し戸主たるものも家業の餘暇は相俱に務めて修業すべきなり」と。廿一日又諭達をなす、文と曰ひ武と曰ふ、其實文事の素なきものは日常事に疎さのみならず、武藝其他の技術に長ずるも大に功を成し難し、故に幼穉の子弟八歳より漢學、十一歳より蘭學、各業に就き十七八歳に至るまで専ら該學に従事し、日夜懈なく勉勵せしむべし、但子弟にして病故等にて餘義なく入學し難きものは其情由を悉し、該官へ稟伺し、其他或は子弟の才不能より一旦業に就きし後兼修する能はざるの實ある者は亦其由を詳かにし教授を経て之を開申し共に指令に任すべし云々と、從來兵士の當直免除武藝を専務とするもの一團をなし赴々行を勵む、後之を精技隊と稱し常に爪牙の勞に服す、其農商兵を募る蓋し亦此時ならん、三月十九日幕府より北蝦夷地西海岸、ライシチカより北、ポロコタン迄の内申立の通り家來立入らせ、ウシヨロへ元會所取建漁場物産等取開き士農とも引移り御固筋をも相心得候様致すべきの命あり、同月中捨次郎君左右給仕の婦人一切之を解放す、蓋し公の深慮に出しならん、本年參觀の途次、扈從の士乘

文武の藝
除收の爲
額納の納
の米扣

洋形船大
製丸の創

輻行に隨ふの儀例を廢せり、四月十二日諭達をなす、當今の時勢外國條約書及び其應接の旨趣一同既に閱了せる如く、今日何等の事變生すべき固より測り難しとす、就ては文武の藝術益之を擴張せられんとする公の意匠と謂ふと雖とも薄俸又は家眷の多き、日常過活の資費に困み、志ありなからも勵精事に従ひ難きは公に於て甚だ遺憾とせらるゝなり、是に由て今般特に公の深慮を以て内帑は論なく、總て納米收額の四厘升一石に四を扣除し之を文武の費途に充て、上下一般差等なく均く學習し得せしめんと欲す、故に藩士の如きも輕卒賤隸に至るまで現給米の四厘を減支し藝事に關し要する所の費用に費す斯くなるときは老年又は性質虛弱にして自ら業を修むる能はざる者は之を少年壯者に譲り座ながら公に奉する如く却て安心たるべきの良法孰れも之を感戴し、愈、儉素を本旨とし共に奮勵精勉すべし云々、五月十七日公幕府へ稟伺す、其文中に曰く、客冬家臣を以て角兵衛代長七より、蝦夷地の二桅洋形船既に工事に着手、該船竣工の日、且品海に淀泊、進航試の後、蝦夷地在住のもの且つ物産裝載の爲め、江戸より函館は品海にせく、大坂以西、馬關を經由、或は越前諸港北海等、旭此通航の越に備ふ、別人員、船長水主合々、爾後日ならずして承認の指令を得たり、六月新製の二桅船始て工を竣ふ、名づけて大野丸と稱す、夫れ該造製の擧たる公の固より贊可せる所にして、當時内山

領主

隆佐に命じ該事を主理せしめ、附するに岡田求馬服部與右衛門を以てす、初め其之を栖原某より購求するに當り彼は商にして官威を帯ひ、我は士にして藩資を有す、賣るもの失ふに遅々猶利を要し、買ふもの得るに汲々而も費を厭ふ、議の相協はざる論難詰究幾多の時日を消し、事遂に調整に至りしなり、十月二十一日諭達をなす、今般洋形船製造の趣旨たる時勢に於て首として壯年士輩をして専ら航海術に習熟せしめんと欲せらる、公の盛意に出づるを以て藩士一同及び市在の男子十五歳以上二十五歳以下にして該術志願のものは何人に限らず速に之を出願すべし、然るときは其材質検査の後採用せらるに至らん、但目下内外多端夥費を要するに際せるを以て他日成業まで當分只日に食料を給するのみ別に補助金等の支給なきものと豫知すへきなり云々、十二月朔日公本年抵役在府の士員へ當年は英佛の平艦波來の風評有て甚不穩の折柄、格別人類を以て夫々勤文武の藝事心掛候者へは猶更部下に於て博く相學ばせ候様致度の處孰れも志氣の至り、以後役人共は勿論一統の直書を告示す、柔弱に流れざる様心懸べく、心得違の者へは急度沙汰に及ぶべきの直書を告示す、

同月廿二日又有司及び文武士員の勤勉を嘉賞す、是より先商店を函館^{辨天}に開く、同六年春公江戸に在り六月岡久米次郎に武場目付を兼ねしむ、秋公函府の令

大野丸は
亞船の難
を救ふ

平泉養徳
大野丸を
圖す

旨を肯し亞船の難破を救援せしむ、巽に亞米利加波士頓の一商船函浦に艦し、八月八日同所開帆翌夜進駛の際誤て奥尻^{おくじり}島南の暗礁に抵觸し、船忽ち破壊し僅に人員需品のみ難を近傍の岩上に避くるを得、救援を函府へ申請す、會、大野丸函灣に在り、函府故に之を囑す、十七日大野丸解纜其處に到り、人員器材を載せ九月五日歸函復命す、此行特に之を嘉し他日一個の額を製し平泉養徳に命じて其景狀を圖し、渡邊順八郎鈴木準次に其事を記せしむ、十二月十五日直書を宣示して文武兩道を獎勵す、萬延元年春大野丸に在り三月捨次郎君大野丸を敦賀港に臨覽す、閏三月三日入費節儉の直書を宣書す、四月中公内山七郎右衛門が辭職請願の衷情を諒慰し諭すに猶在職事に従ふべきを以てす、五月十六日諭達をなす、文武の道孰れも勵精し進歩熟達のもの比々多きを加へ、公の大に欣喜せらる所、今や發鶴に瀕し殊に本年の如き扈從を命ぜ、る士輩頗る多く殘留人員の減少より或は怠惰を生ずるあらん、果して然るときは事將に止み難きに至らんとす、况や時勢の穩かならざる今日に於ては猶更懈なく上下一致實用専務孜孜勉強すべきの旨趣公の之を諭達せしめらる、教授師範は論なく各父兄より懇切之を豫示すべし云々、六月市在人民に申諭し各町村に新たに義倉を建設し以て凶荒に備へ

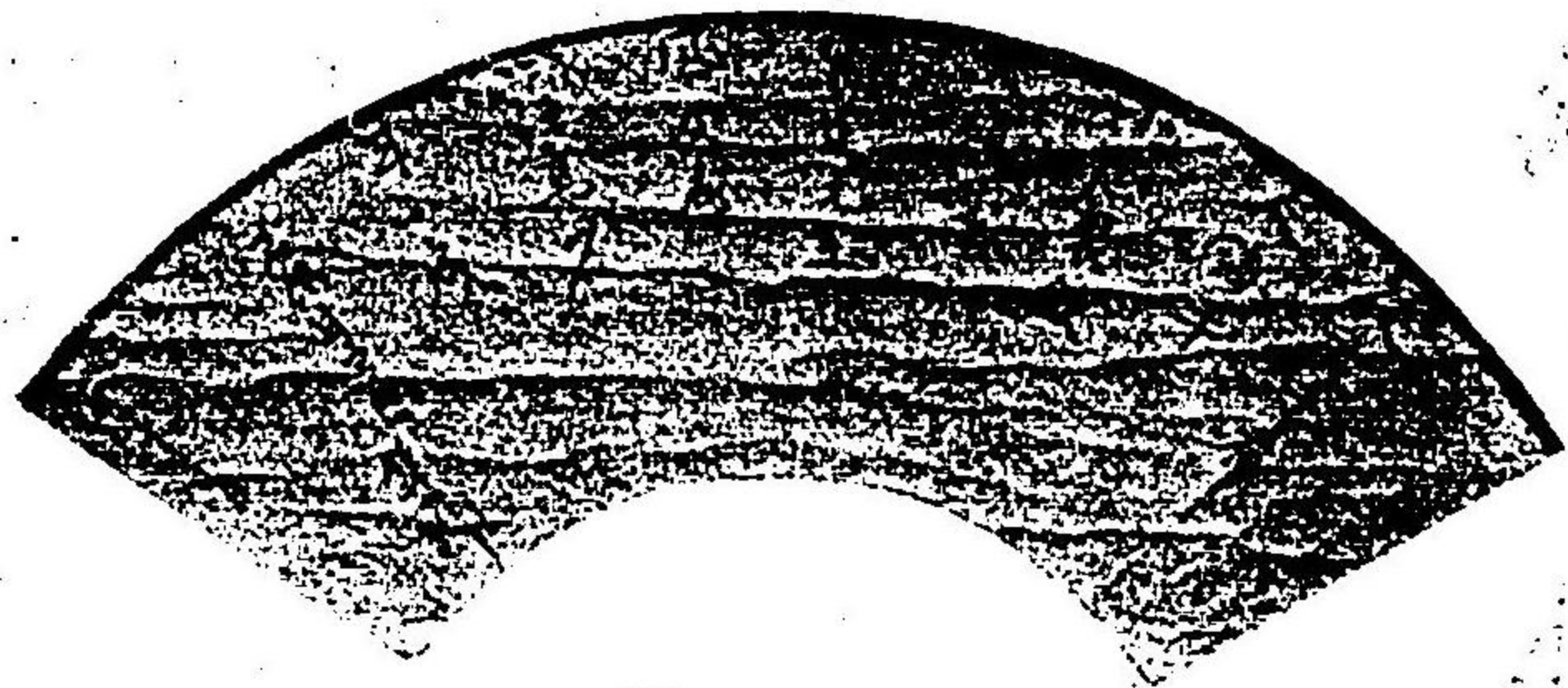
内山七郎右衛門
策の財門七郎
策の財門七郎

しむ、是に於て所在の豪農商此舉を賛し、或は大に該資を出すものあり、事専ら内山七郎右衛門の負擔に屬せり、然るに本年會々歲歉の豫兆あると、及び姦商等其機に投じ、收糶利を占むるあるとにより、遂に穀價の騰貴を來たせり、之を知らざる群小の如きは却て之を内山七郎右衛門の指畫なりとし、誹譏言ならず、記して其門に貼するに至る、此報の江戸に達するや、公自ら意の決する所、直に岡田求馬を大野に派遣し、附するに手書を以てす、八月十三日家老年寄へ飢渴救助に付ての直書を示す、翌十四日内山七郎右衛門を家老とし、岡田求馬に奉行を命じ、以て士情を鎮綏す、亦以て七郎右衛門を信ずるの益々篤く、且つ事に臨み英斷善く人を服するの明を見るべきなり、同日左の諭達をなす、藩治の事項に關し、苟も意見あるものは忌憚なく之を建言すべきを宣布せる以上は、今日復何ぞ喋々を要すべけん、孰れも偏私を去り、忠誠諱直公家の爲め、補闕彌縫小細の事、尙ほ且つ瞬時も之を等閑に付すなく、或は時勢の變態に隨ひ意見の在る所、亦其所念を盡し、共に之を該官へ開申すべきに、却て然らず、殊に本年米價の騰貴に就ては、窮民をして飢餓を免がれしめんと、公憂慮の切なる既に賑恤せらるゝに至る、是れを之れ思はず、私かに藩政の可否、有司の良悪を批判し、敢て公然之を上申せざるものあり、

り、不忠の至り實に臣子の道に違ふ、必竟是より人心を蠱惑し、各處に風刺等の非違を生じ、公をして益々心慮を惱まさせしめ、所謂上意下に徹せず、下情上に達せず、到底國家の安否に關し、復た上下安寧の期あることなからん、庶幾くは一同誠忠を盡し、或は忌諱に觸るゝが如きも、聊か顧慮せず、之を開申し、尙ほ誹謗のものありて之を見聞する如きは、速かに該官へ告發すべし云々と、同廿二日幕府より北蝦夷地開拓筋の御用仰付られ、彼地に於て引渡たる地所は、都て領分同様に心得、逐々家來人夫等を差渡し、士民一同勝手に農漁の業をも營ませ、心力を盡し、相勵む様致さる可きとの辭令あり、十月廿日公藩士一同を正殿へ召集し、偏く酒饌を給し、大に慰諭する所あり、蓋し北蝦夷地奉命を慶せる等に由る、文久元年春、公江戸に在り、三月捨次郎君西瀛浦を巡覽する頃、大阪の廣瀬謙吉、長州の小倉健作、藝州の伊東文達等、文學の爲め來遊す、同二年春、公大野に在り、四月十一日左の諭達をなす、近來妄りに改名を申請するものあり、自今同名の嫌ひ、或は祖先の名を襲用する等、實に當然の分のみに限るべし云々と、同月十三日發駕、此行公捨次郎君を伴ひ、俱に江戸に赴く、五月廿五日捨次郎君を嫡嗣とする稟請の聽許を蒙らる、八月幕府公に命を錫ひて、御政事向改革の儀、追々仰出されの趣も之あるに

付ては、諸事簡易を主とし舊弊を改革せしめ諸般の手数相省き質素節儉を守り武備第一に心掛家來共に至るまで士風立直り、萬端御趣意行届候様同席中厚く

申合さるべき候様取扱仰付られ候云々閏八月廿九日病を以て御用捨を嘆願す、九月十五日捨次郎君初て登營、將軍家茂公に進謁す、是日家老小林元右衛門年寄内山隆佐をして君に附従し以て事を相けしむ、十月二日公直書を宣示し、捨次郎君も亦直書に公の病狀を示す、士臣は論なく一般の人民驚歎哀慕す、十一月六日公致仕の請願を聽され、捨次郎君には領地故の如く下賜雁席詰の幕命に膺れり、同十六日公及捨次郎君の直書を宣示す、是に於て公自ら柳涯と號し、捨次郎君又能登守に任ぜらる、是より藩治の政令巨細となく利恒公に出づ、刑賞黜陟事の重大なるもの公に於て之を與かり聞かざるなし、同三年正月廿五日利恒公入部初て君臨す、四日七日公亦大野に着す、同九日内山隆佐を家老職兼軍事總督とす、隆作家老を



子爵土井家所藏

辭し職故の如くにして軍務を兼領す、九月十六日公發駕江戸に赴く、是歲早川彌五左衛門北蝦夷鶴城に在り、偶魯人邪智骨布なるもの來りて我土人を掠めんとす、彌五左衛門可かず談論數日、言頗る激迫將さに事に及ばんとせしも我が辭ある彼れ遂に意を違くする事能はずして去る、元治元年八月廿八日夜大野丸根室の洋中暗礁に衝突し船遂に碎く、慶應元年二月利恒公の君夫人古河より入興す、同三年八月十三日本年祖先の大祭施行に際し特旨を以て士族富永大島松村三戸の再興を命ぜり、明治元年春北蝦夷從來所轄の地所勢ひ永く管領し難きを察し、三月廿九日上地稟請の書を太政官に呈進す、四月十五日公終に大野に歸駕、是に於て更に別殿を柳町に新建し七月六日之に遷る、九月七日會々兵員函館出張の朝命あり、中村雅之進之が總督となりて進發す、十一月廿九日函館の初戦官軍不利の報あり公之を憂ふ、十二月三日公柳町新殿に薨去す、年五十八、同六日利恒公親ら梓宮を奉送し寺町善導寺に葬り憲章と諡す、後士民公の遺徳を追感し、明治十五年五月官に請ひ新たに一祠を立て柳廼社と稱す、(柳陰記事) 明治四十二年九月十一日特旨を以て從三位を追贈せらる

小笠原長守

風流風事
を嗜む
作詩立る
に成る

長守公、字伯高、化堂と號す。九龍、古菱、百忘、皆其別號なり。勝山藩主小笠原相模守長貴公の男にして左衛門佐^{從五位下}と稱したり。其性洒々磊々、世事を省せず、常に風月を樂み、詩を賦し、俳句を詠じて以て其心情を寄す。又書畫を善くし、書は殊に楷草畫は墨竹に妙を得、幼より天京音律に聰にして、琴石絲竹一として自ら爲さるはなし。老て益す、風流に遊び、小野湖山、岡本、黄石、巖谷一六、日下部、鳴鶴等諸老輩の間に来往し、都下文人詞客の筵會に列せざるはなし。壯年より酒を愛して、飲量較進み、徹宵豪飲するも翌日宿醒の何たるを知らず、端然正坐平素の如しと云。晩年胃を病み、遂に胃痛の爲に逝す。時に明治二十四年七月二十四日なり。法名心源院と云。最も詩作を嗜み、自寫せし詩稿數百卷に至る。則藏して家に在り。長男子爵長育、字は孟陽、楚厓と號す。性英邁にして不羈、事に處する果斷、意氣正銳、常に古忠臣孝子の事績を談する毎に、慷慨激烈、流涕自ら禁ずる能はざるに至る。年未だ初老に達せずして病て逝く。時に明治廿八年一月八日なり。其子子爵勤一、君家を嗣ぐ。

百忘隱者記

丹山 丁野 遠影

易曰、良其背、不獲其身、無我也。行其庭、不見其人、無物也。無我、無物、内外兩忘焉。夫人能忘其可忘、而可以語其不可忘者也。人之具七尺之軀也、目不忘於色、耳不忘於聲、口鼻不忘於臭味、終身役役焉。而百年之期忽至、寧能恃其不忘哉。仙經曰、心欲死、機欲活、善忘之謂也。昔者廣成子、高臥崆峒、至于今一萬八千年、而長不死者、忘其可忘、而其不忘者存也。百忘隱君者、故勝山藩侯也。提封數萬石、治民有善政、君忘其恩、民亦忘其惠、邦内有擊壤之風、而君則托詩賦而忘其勢、樂聲音而忘其利、娛杯酒而忘其名。既而退休、卜居於墨水東頭。二年間、二罹回祿之災、變起倉卒、器物蕩然、隱君不啻自忘。天亦扶隱居、使善忘也。亡友松田雪柯、嘗以教導職遊于越。時君爲藩知事、雪



筆 蹟

柯投刺請謁侍者延之於一堂。良久而障開矣。君對案橫三弦而端座。未接語、歌聲忽

領 主

起。如發金石。紆徐節奏。極其妙。蓋俗所謂淨瑠璃院本者也。曲闕侍者。閉障如故。少頃侍者來傳曰。是寡君接初見之人禮也。再會宜款語也。雪柯茫然自失而去。傳爲奇談。今茲癸未十二月仲四日。余邂逅於讀杜詩社。一見如舊。胸襟洒落。不設城府。如君者善忘而真隱者。可謂不負百忘隱者之名矣。余杯酒之間。問及雪柯之事。君咲曰。既忘矣。遂書以爲記。

〔小化堂詩鈔〕

題山水圖

一醉携筇出。景光爭入詩。伴僧行幾里。掃石坐多時。不雨松猶濕。有雲山更奇。吟軀隨老健。亦是酒扶衰。

寺繞連峯隔。鐘聲不復聞。林深殘日冷。夏淺晚花芬。澗聲鶻啼樹。橋危客陷雲。歸樵何處在。一笛遠含曠。

秋夕不寐

狂鴉誤月報天明。起檢鍼鐘未五更。多病不眠秋夜永。新寒稍怕野衣輕。常甘老懶計常拙。偶破閒愁詩偶成。瘦盡芭蕉梧又落。只留疎影寂無聲。

負暄坐睡

雪乾連日暖如嘘。老癖貪眠懶讀書。背坐南窓無一事。維周維蝶未分初。

春曉雨寒

柳暗窓紗濕更寒。粧樓人寂燭光殘。向誰細說深春恨。曉雨無聲洒玉蘭。

拜觀禁苑菊花謹賦

風拂萬梢寒景幽。世間花事已全休。殿芳可識無雙品。獨侍九重墻裏秋。

題畫

瘦骨同梅健。吟心共鶴閒。曉煙低濕艇。春水遠涵山。

辛巳秋九月。兩國中村樓新築。開筵之日賦以祝

高樓臨水似仙寰。西是富峯東筑山。曙破秋空江一色。鶴聲連在霽雲閒。

海棠雨

冷雲低覆錦官城。人揭重簾欲卜晴。春苑泥深無興趣。曉琴絃緩自哀聲。紅粧瘦盡多含淚。銀燭燒殘尙引情。花與美人同薄命。儼然相對到天明。

有馬譽純

左兵衛佐譽純公。字は君徳。又墨麿。圓陵。或は霞城主人と號す。東都の邸宅に因つて

無曆庵の
文雅を
建つ上野
に

竹齋、圮橋老人、宇水漁翁の別號あり、先祖は有馬康純公の男左衛門佐清純公也、元祿八年五月朔日越前坂井郡丸岡の封に就き、九年八月十五日入部となり、五萬石を領す、二代左兵衛佐一準、三代日向守孝純、四代左衛門佐允純公は則ち公の父なり、庶長母は清泰院美濃子、明和六年己丑四月十七日丸岡に生れ、童名を村石大之進と稱し、同九年允純公病篤により嫡子となりて江戸の邸に入る、允純公逝去して、十一月廿二日家督を嗣ぎ、天明二年七月朔日將軍家治公へ謁す、同三年十二月十一日元服して從五位下に叙し、左兵衛佐に任ぜらる、同六年七月廿六日丸岡に歸城す、年々の參勤交代に怠りなく防火の役、警衛の固め且深川堤防の事に勤勞し、寛政三年八月廿八日奏者と爲り、深川清住町の下邸を賜はる、二十年を経て文化七年六月二十八日特に神社奉行を命ぜられ、同九年四月四日西丸若年寄に轉じ、邸に移る、文政二年八月病を以て辭職し、再び帝鑑間に班列し、駒込の邸遠僻なるを以て宇田川の別邸に住居し、同十三年四月廿三日老を告て致仕し、束髮して名を假宿と改む、勤務五十九年、先に賜ふ處の深川邸をかへて麻布永坂に隱棲の地を卜し、塵俗を離れて無曆庵と稱し、文雅を樂しむ、上野本覺院先塋の側に壽域を建て、自ら法證して無曆葦立空譽純大居士と誌し、且歌を刻す

禁廷菖蒲
の繪

人とはありとこたへよ山彦よ山のましはの假のやとりを
藩士伊星雙岳に命じて肖像を畫かしめ、林祭酒蕉軒は知己なるを以て贊辭を爲さしむ、其寫す所の直衣は近衛左府公より賜ふ所の章服にして、其參政に列せしとき、屢左府公の恩遇を受、内命ありて禁廷の菖蒲草を拜賜せられし事ありしを深く感佩し、頓て素槍の鞘に造らしめて常に持用とす、性慈仁にして自ら質素節儉を旨とし、老を養ひ孤獨を憐み、新たに館舎を設けて藩の士弟に文武を勵まし、又歌を能くし、畫に巧みなり、其墨戲茄子の自畫贊に



子爵有馬家藏幅像

なすことをなすと思ひてなすよりもなすと思はてなすそなすなる

なすみ

斯くて天保七年丙申十月廿七日逝去す、年七十一、本覺院に葬る、榊原遠江守政令侯の弟を嗣とす、藏人徳純公是なり、次に日向守温純公其嗣左兵衛佐道純公の時明治四年九月東京へ移住し、從三位に叙し、華族に列し、子爵を授けらる、同三十六年五月廿四日薨去し、谷中に神葬す、七男子爵純文君其後を嗣ぐ

間部詮言

詮言公は間部詮房公の嗣子にして實は詮房公の弟なり、越後村上城主にして五萬石を領す、幕府より國替を命ぜられて、越前今立郡鯖江に移る、夫鯖江の地たるや、固より士邸なく、稀に市廛ありと雖も區部狹少にして荒野多し、時に藩士の一時安住する處なく、依て近村に假住し、漸次區部を擴げ、以て士邸を新築し、市町を展開して、始めて諸士邸を爲し、城郭を設くるに至る、公當時の勞思想ふべし、斯くて享保九年八月十八日逝去す、年三十五、淺草九品寺に葬る、法諡瑞昌院殿と號す、丹後守詮方公嗣ぐ

〔さむしろ〕
伴宗古著

藩祖の苗
恩荒地名
邑となる

夫本地の享保以前を問は、實に荆蕪狐兔の區にして、僅々屈指の戸口ありしのみ、享保六年三月間部家入封以降、藜蕪を交り、荆蕪を拓き、丘陵を夷け、日を逐て戸口増殖し、今吾人三千の兄弟安眠を得る一の名邑と稱せらるゝに至りしは、即ち藩政の膏澤然らしめたるものにして、當時本地は中央官道より東は小濱酒井侯領なりしを他村と交換して本領となりたるも、猶南北は福井侯の領地に接して、廣袤三十餘町、拾三萬坪餘の古戰場、隨て荒蕪に屬したるを藩用地となし、免租税を濫くし、人民をして堵に安んぜしむるに汲々たりしを以て此都會たるを得たり、因て舊藩主隔年在城の秋、舟津祭事に托して、引山傘鉢等を挽き、聊謝意を表したりき、次に記すものは、即藩政の主要なり、一讀誰か懐舊の情を發せざるものあらんや、

一高千九百三十一石八斗二升七合東鯖江村此年貢天免は三ツ七分六厘四毛
右の處士族屋敷地を除き、辨天筋は本免三ツ三分七厘六毛、表町東側は本免壹
ツ七分七厘とす、一高八百八十七石四升五合、西鯖江村有定村此年貢天免は二
ツ六分六毛右の處士族地を除き、表町西側は、本免一ツ五分とす、如此にして士
族宅地の租税は悉皆免除せられたり、夫宅地は其地味の肥瘠を問はず、其村の

領主

正税を納むるは維新の今日も變はること無し、然るに百五十年來此特恩に浴せしを、早晚夢と打忘れ、松阜神社は士族の祭るべきものにて、平民商戸の關係なきが如く、思ふは如何にそや、宗は舊藩中公務に勤仕したるものなるが其局の舊記普く披閱したるに、鯖江の鯖の字魚へんの下を連火にも火にも書たるもの、禁闕及將軍家諸侯伯に對し、一も書きたるもの無く、悉皆大の字に書來れり故あること、信ぜり、蓋加賀の劔町を鶴來に、駿河の府中は賤機山に近きを、靜岡と藩公の改められたると同意味ならん、今物知り顔に連火あるは火に書くは却て物知りにあらざるべき乎、云云

間部詮勝

下總守詮勝公は字は慈卿松堂と號す、鯖江城主間部の庶子に生れ、六代詮允公養子となる、天性敏巧にして誠蓋、勉勵果敢よく文武の諸藝に精通す、從五位下に敘せられ下總守と更む、奏者番加役、寺社奉行、大阪城代、京都所司代を歴仕して、侍從に任す、天保十一年老中加判の列を命ぜられしも、水野越前守と議合はずして退職す、安政五年再び老中となり、外國掛勝手掛を命ぜらる、時に米艦二艘浦賀に來

鯖江藩
字の故實

水野越前
守と議合
はず

井伊大老
條約の調
印

朝廷の嚴
命

逆勅分疏
の上京

り條約調印を促す、其言に曰く、英佛二國清國に勝ち、其勢に乗して條約を強請せんと企てり、今米國と訂約調印せば、他の各國は皆其例に倣ふこと易々たるのみと、事危急に迫り、京師へ伺ふの日なきを以て、大老井伊直弼侯將軍の決を請ひ、條約に調印す、然ども京師にては専ら鎖國論を主張せられ、三家其他にも直弼を遠勅の責ありと爲す、朝廷即ち命あり、三家大老の内西上すべしと、時に三家は謹愼幼年等にて出京し難く、大老も亦外交多事の故を以て上京を辭す、實は堀田正睦失敗に倣はん事を恐るゝ者の如し、是に於て大老に代りて間部詮勝を西上せしめ、分疏の事を爲さしむる事となり、九月三日詮勝西上す、是時に當り幕憲を破り、京師に内通し、或は施政の障礙を爲す者多きを以て是等を捕縛訊問の止むなきを以て、處士縉紳家の士數人を拘致し、其障礙を除去して以て漸く奏上の路を開きたり、即ち奏して曰く、亞國條約調印は英佛清國に打勝ち、其勢に乗し、條約強請せば、願意の程も測る可らず、知らず亞國と調印せば、皆其例に倣ふべし、されど亞國も亦事あらば助力せんとす、其言理あるを見る、併し勅允を経ざるは將軍家にも恐多き事なりと思召さるゝも、彼是遷延す若争端を開かば、皇居も御安穩に在せられず、是に於て關東にては國體を厚く思召されて止を得ず、條約調印せし

次第也云云と奏せしかば、事情終に御氷解在らせられ、直弼遠勅の責ありとの効も亦解くことを得せしむ、詮勝順次奏上し容易に御聞受もなかりしも、其實幕府好んで通信交易を爲すに非ず、時勢の然らしむる所にして、是より智力を盡し公武合體以て砲艦技術等富國強兵の實を擧げ時を待ちて、叙慮に協はしめん今其間部松堂公年班



小畑千氏藏幅

啓き轉振推移維新の世と共に眞の開港となれるは、聖上の聰明に在せらるゝと輔弼其宜を得たるに依り、能く詮勝分疏の事情を聽許せらるゝに至るものと謂べきなり當時の苦心察するに餘りあり、斯く使命を全ふせしと雖も、東歸の後、直弼と兎角議協はす、其故は囚獄中に在る志士の罪科を斷ずるに當り直弼は

井伊大老
と聯合は
ず

翰墨自樂

總じて嚴を主とし、詮勝は人命を奪はざることを主張す、直弼又幕吏の微瑾ある者を黜免せしも、公は其功ある者を再用せんと欲す、其他詮勝の抱負せし事總て容れられず依て病と稱して久しく勤めず、遂に十二月役儀願に依て免ぜらる、世體變轉文久二年十一月勤役中宜しからずとし、領知五萬石の内壹萬石を削らる、後東京向島小梅村に轉居し翰墨自ら樂む、明治十六年朝廷より菊章杯及び金若干を賜はる、同十七年十一月廿八日逝去す、年八十三、下總國中山村本妙法華經寺に葬る、法證顯妙院殿詮景日勝居士と云

故歸江侍從下總守間部公墓銘

是爲故越前歸江城主從四位行侍從兼下總守間部公之墓。公諱詮勝、字慈卿、號松堂。姓藤原。間部氏。文政甲戌襲封、叙從五位、任下總守。天保辛卯爲奏者番兼寺社奉行。丁酉轉大坂城代、叙從四位。戊戌爲京都所司代。庚午爲老中。癸卯以病免。安政戊午再爲老中。是時有勅旨、促幕府以攘夷。期在旦夕。君以幕命使京師。奏曰、幕府非不欲攘夷。願今軍艦不備器械不完。不可妄戰。願收彼長以補我短。謀出萬全。然後行之。言極剴切。以是勅旨得寢寬。明年以病免職。文久壬戌得罪退隱。世子詮實嗣。二年而逝。庶弟詮道嗣。慶應乙丑公赦罪。明治十六年齡八十二。詔賜菊章杯及金若干。同十七年十一月廿八日病沒。享年八十有三。葬于下總中山村本妙法華經寺。公爲人嚴

領主

毅廉正。豪邁不群。文武諸藝無不究心。而尤長于書畫。書則篆隸行草。運筆自在。成一
 家。畫則山水花鳥人物。筆意豪膽。嘗奉將軍家齊公命。金字寫法華經全部。兩回。嗚呼
 公歷仕家齊家。慶家定家。茂四公。四十五年。忠言讜論。陳力就列。有功可傳者。蓋必
 多矣。恨當時廊廟之上。事尚秘密。故今無由知之而已。配松井氏。生四男三女。側出男
 女有十又四人。寺僧既敦葬事。又囑予銘其墓。其辭曰。世間功罪。孰真孰假。紛紛
 得失。何足較也。優游翰墨。性靈陶寫。壽齡八秩。承天純嘏。
 元老院議官中村正直撰 從三位松平確堂篆額 當山現董僧正久保田日龜書

間部詮實

安房守詮實公は間部詮勝公の長子なり。鯖江に生れ。稟性篤實。慎勤にして文武を
 好み。劔を試み。經を講じ。士を遇するに愛。事を處するに肅。又常に世道の頹廢を憂
 ふ。珍奇に遇ふ時は。即ち芻籠の中にて。も直に寫生し。盡く之を冊子に容る。其美麗
 巧妙なる貴公子の筆と思ふ者なし。特に稗史小説及び日々見聞する所の者悉く
 筆記し。積んで數十卷に至る。今問部家蔵す詮勝の隱居するや。其遺領を襲ぎ。鯖江城を
 受くも。幾くもなくして病んで逝去す。時に文久三年十一月廿七日なり。享年卅七。

乘駕中の寫生畫

法證修和院殿。東京淺草九品寺に葬る。下總守詮道公嗣ぎしも。明治廿五年四月六
 日逝去す。享年四十。法證靈光院殿。九品寺に葬る。即子爵詮信君其後を嗣ぐ。

本多富正

伊豆守藤原富正幼名は源四郎。志摩後丹波守と改たむ。參河國大平の人。父は徳川
 家康公の臣にして。本多孫右衛門富房一書重富と稱す。公の嫡子岡崎三郎信康君
 に仕へしが。君自害の後。富房流浪して命を曷おぼに繼ぐ。秀吉家康の嫡子於義丸秀を
 養て子となすに及びて。天正十二年十二月下旬於義丸十一歳にして上洛す。石河
 伯耆守數正が子勝千代後玄蕃頭と云本多作左衛門重次が子仙千代後飛騨守之に従ふ。於義
 丸上洛の後。秀吉は家康に會語せんことを願へども。公上洛せられず。秀吉其妹朝
 日姫を以て嫁したれども。尙疑つて上京なし。是におひて秀吉近臣に命じて偽て
 云はしめて曰く。家康上洛せずは。於義丸を殺さんと。此事關東に聞ゆ。公即曰く。秀
 吉一たび養て子とす。夫父として子を殺すは。彼が不慈也。我なんぞあづからんや
 と。此時本多作左衛門重次其子仙千代を大阪より濱松へ偽り呼て家康公に仕し
 む。重次は兄孫左衛門富房が子本多源四郎富正を養子として於義丸へ仕しむ。時

於義丸に仕ふ

十六歳に
て従軍す

加祿を悦
びず

に於義九十三歳富正は十五歳なり、大阪にゆきて始て於義九に仕へて忠勤す、同十五年三月秀吉大軍を率いて九州に軍し薩州へ入る、義久忽まち剃髪して命を乞ふ、秀吉是をたすけ且つ領國をも免しあたへて軍をかへす、日向表へは參河守秀康公四時十歳丹波少將秀勝長岡越中守忠興池田三左衛門輝政蒲生飛驒守氏郷丹羽五郎左衛門長重福島左衛門太夫正則等五萬餘兵にて先に驅す、富正十六歳にて秀康公に隨て此役を勤む、十八年秀吉大軍を率いて相州小田原に發向し北條氏政を生害せしめて其子氏眞の命を助て高野に栖しむ、是より直ちに奥州に發して一戸より九の戸まで征伐す、奥州忽まち平ぐ、秀康時に十七歳此役を勤む、富正従かつて陣中に在て勤む、秀康公秀吉の命を以つて下野の國結城左衛門督晴朝の養子となり結城の家督を得、拾萬千石を領して小田原より直に結城に入る、富正又従ひ始て祿百石を領す、同十九年秀吉朝鮮陣を催して諸將を分つ、秀康も肥前國名護屋在陣の命を蒙る、文祿元年三月秀吉出京して筑紫に赴く、秀康千五百の兵を卒して名護屋陣を張る、富正之に従ふ、文祿三年名護屋釜山海在陣の諸將伏見に歸る、秀康館を伏見に營す、富正晝夜の眞忠他に異るを以てすゝめて加祿五十石をあたふ、富正却つて之を悦びずして既に家を去らんとす、時に山本内

金剛の計

藏頭號牛と諫めて曰く吾子が忠勤君よく知れり、今四五百石も加祿を與へば却て行末頼みなし、僅か五十石は吾子の志を試み給ふ者也、加増の多少に情を忘れて一心に忠勤あらば後榮計べからずと云へり、富正自得して忠功彌前日に増れり、近ろ天下の軍事繁くして公も資財用ひ盡くす、結城の臣等も是を續賑する事あたはざるが故に富正命を蒙て結城に歸り、役人の富めるものを集め計つて各切腹仰付らるゝ、檢使として參りたる由を示す、役人等大に驚き御役儀に於て非儀なき旨を陳謝す、富正曰く君なんぞ役儀の善惡にかゝはらんや、御臺所をつゞけざるは有司の不忠との御立腹なり、今より各其心得を以て何とぞ御臺所をつゞけ其指引の如きに至ては年を送るも又可なるべき事なれば金銀をさしあげ玉はゞ御詔言もなるべきやと云へり、是に於てか役人等其不忠の一言に伏し、便ち奔走して金銀を調達す、外にも農民に扶持方を與へ、領内山林の竹木を伐て賣拂ひ、合て判金十枚を得て伏見に赴く、伏見にては又富正を待わびて結城へ早飛脚をつかはす、駿州清見寺にて行き逢ふ、是より富正夜を日に繼て馬を馳せ伏見に至り判金を捧げ以て其術を隠さずして白す、秀康公大に其伎倆を感じ給ひ褒美として當座に其判金一枚を賜る、是より君臣合體の機顯れ累しきりにこゝに用ひら

領主

石田三成
を従ふに

小山の陣
に從ふ

れ程なく加祿ありて七百石を領す、石田三成を深く悪める諸大名家康公へ訴て三成を戮せんことを乞ふ、公の曰く三成不義を以て我を窺ひ天下を覆さんとす、是故將軍秀吉の本意に違へり、然れども我は唯秀吉の遺命を守るの外他事なし、三成は秀吉の近臣也、命を助けて居城佐和山に籠居せしむべしと各力をよばずして之にしたがふ、然れども路次にて討取んと云る風説あり、三成恐れて往事あたはず、是に於て、公秀康を人質として送らる、慶長四年閏三月七日三成は秀康公と共に伏見を出て大津に至り是より船を浮て佐和山に歸る、秀康も大津より伏見に歸らる、富正時に二十八歳是に従がふ、慶長五年庚子亦會津の黄門上杉景勝叛逆によりて諸將を率ひ六月八日伏見を發して七月二日江戸に着く、十九日權中納言秀忠公時二十二歳同參河守秀康公同下野守忠吉江戸を立て下野國氏家原に着陣す、同二十一日江戸を發して同二十四日小山に本鎮を居ゆ、時に三成一味の西國大名伏見の城を攻落し、夫より大津の城を攻るのよし告來るを以て景勝押への大將軍には結城の宰相秀康公と御定あつて兩御所三成退治として發向す、九月十五日濃州關ヶ原におひて一戰悉く討果す、富正も秀康に従つて此役を務む、慶長六年春家康公伏見におひて諸大名に國郡を與て關ヶ原の軍忠を賞

北庄の城
請取

給地に就
ての宛罪

せられ、先秀康公時二十八歳を越前に封せらる時に富正三十歳なり、加祿三千石を祿し、源四郎を改めて本多志摩と稱し老臣となる、秀康公の命を受けて、同年五月上旬伏見より先立て越前に來り青木紀伊守秀以が據し北庄の城を請取り、國中の政を執り行ふ、秀康富正に命して曰く一國の經界並に田畠上下を改め上田を以て藏納と定め、中下の二つを以て等分に割りて群臣の給地に與ふべし、富正累年の眞忠を感ぜらるるに依て大に加増して三萬九千石内一萬六千八百石は與て領せを與て元老とし府中の城を授る、富正命を受けて經界を正し上田を以て藏納と定め、中下の田を等分に割て給地に分つ、勝るを憎み衰ふるを憐は古今の情、富正を妬むもの潜に秀康公に談じて曰く、富正が割所の給地甚だ依怙あり、富正と縁故ある輩には上田を與へ、自分も上田を割き取ると云云、公是を聞て大に怒り富正を府中に籠居せしむ、富正何の罪なる事をしらず、公命じて富正が家臣松本源兵衛を召寄せ殿上において直に富正が非儀を宣て大に怒りたまふ、源兵衛曰く、全く上田を與へたるにはあらず、中の内に中の上あり、定て中の上たるべし、又富正が自分の領地上田を恣に分ち取るとの事能知ざる者の申す所なり、精細は水帳を以て御吟味を遂給はゞ分明たるべしと縷陳す、公實にもと之れを檢す

府中町を賜る

富士山の材木伐出

磯野茂之助の木遣

るに毫釐の誤まりなし、こゝに卒忽に閉錮せられしことを母公長勝院殿へ後悔の旨を語られ富正を徴出して母公の室に入りて恥入らせ給ふの旨を以て即ち褒美として府中の町を都て下し給ふ、富正感涙を流して退出す、十年四月秀忠公上洛あつて征夷將軍に任せらる、秀忠公は權中納言從三位に昇進され、富正志摩と改ため伊豆と名乗り藤原の姓を賜る、十一年の春家康公隱居所を駿河に築かるゝに當り秀忠公即ち富正を駿州に使はして事を助けしむ、富正赴ひき台命を蒙り富士山に入て材木を伐らしめ、同十二年春其功を遂て沼津に出し直に駿府に往て拜謁す、美膳芳若を賜り且つ御手づから大左文字の御腰物を下賜して曰く是我指料にして關ヶ原の陣に帶せし處の秘刀なりと、富正謹んで拜戴す、家士磯野茂之助と云者あり木遣節を能す、時に奥の御坐の間御坪の内へ大石を曳しむ、富正命を受けて此石を曳すに茂之助是が木遣をなす、姫君女中等悉く御簾を垂て見物し家康公も大に笑はれ歸て秀忠公に告るに大に興あるを喜び玉ふと、同年春秀忠公富正に告て曰く吾子既に壯年を過るまでに嗣子なし、我四男吉松を與ふ、是をして家を繼しむべしと、大に喜び即ち府中の城へ遷して養育す時に四歳同十四年吉松六歳にて不幸早世す、十一年閏四月八日秀忠公薨去す、寵臣

殉死制止の内書

土屋左馬之助永見右衛門尉切腹す、富正君恩の篤儀を忘れざるが故に公の御遺言言上の至要等を達し畢りて死に殉んとす、時に將軍秀忠公使をして御内書を降して頻に殉死を止む、曰く今度可令黃門供之由達て存之旨被聞召及候沙汰之限りに候至取立參河守者忠節不淺思召之間深く可存其旨なりと云々、富正手を洗ひ嗽ひて是を拜戴す、家康公亦駿府より越前の老臣等に富正が死を制し玉ふ法會畢つて後ち忠直君時十は富正及老臣數輩を挽て駿府江戸に至り兩御所に謁見し國司相續の拜禮並に富正の殉死を留られし事の深惠を報謝す、兩御所は富正を徵されて曰く越前は北國の要地たりといへども、大國凡て幼主に與ふるものは汝中納言に眞忠のものにして今般殉死を止るを以て我大に其情を安ずれば也、國に歸て政教を專とし國家穩にして能く幼主を守り立て中納言が篤恩生前に報ふへし、少將十六七歳にも及はゞ我女を以て是に嫁せしめん、汝子の如くになし彌君恩を忘るゝ事なかれと、富正感涙を洒て謝する所をしらず、忠直に従がひ國に歸る、時服數袖等拜戴し専ら政事を務む、是において土農工商悉く富正が惠に懷て門前日々に市をなす、事先君在世に異ならず、後忠直公山の手に大なる館を給り經營甚だ美を盡せり、富正も淺草において宅地を拜戴し是を營ん

領主

秀忠公の
女府中城
に入る

て移る、十六年九月秀忠公姫君忠直公へ嫁せられて御入興いまだ幼稚なるを以て豫じめ富正に命ぜられ子の如くに傳奉べきとの上意あり、先府中の城にて暫らく御休息あり、女中頭には大上臈の方御傅には長谷川筑後守道中御送の供奉は土井大炊頭利重秋元但馬守近藤登都築彌左衛門等なり、府中より富正夫婦も供奉して九月上旬北庄の城へ入興す、十七年十月二十日君命により久世但馬秀次の子也、始め又兵衛と稱し、富正之を秀興公に勳む、一萬石を誅戮す、是より先十七日御使と稱して福岡伊織森川内藏助來て富正に告げて曰く、但馬をば伊豆に御預候との事なり、答へて曰く、但馬が子久世半兵衛家後任に仕ふ、利も加州より來り在れば誰にても御目付を下され候へと申す、重ねて使來り伊豆守唯一人に御預けとの事なりと、是に依て富正府中より多くの侍を召寄せて但馬が家を守らしむ、同二十日掃部丹後が方より林久助岡部治部の兩使にて告て曰く、伊豆守は彼の訴人の書付を但馬が家へ持參し、一々是を申しさかせ但馬一人罷出伏誅いたすやうにとの使なりと云り、富正をも殺すべきとの巧なれば辭するに及ばず、運を天道に任せて但馬が屋敷の廣間へ通り伊豆守に來るよしを申入る、但馬が家には子ともを始郎等諸士に至るまで悉く六具を堅め白刀を輝して待つ、富正一人參らるゝ事誠に深淵

久世但馬
の成敗

耶麻富正
を殺さんとす

にのぞんで薄氷を踏と云はんか、但馬出て富正に對面す、扨從御所柿を持って出づ、富正訴人の書付并に申狀を述て、但馬一人罷出られ伏誅いたされ候様にとの使なりと云へり、但馬曰く一應の對決もなく訴人の片口計りにて切腹を仰出さるゝ事、生前死後の遺恨何事か是にしかんや、切腹の儀思もよらず候と云ひ其趣を自筆にて一封の書に述べ、掃部丹後には是を渡し給はれとて富正に渡す、時に但馬か郎黨是は天の與る所なれば此にて富正を撃とめんとて白刃をふる、但馬堅く制して、汝等道理にくらし、豆州に何の遺恨あるや、我等死後に此骨を拾はん人は豆州の外何人かあると云て白眼す、郎等進むこと能はず、此間に富正柿をひいて靜かに食し畢て辭決し去る、立關には但馬が土座す、富正諸士に禮し畢て曰く、定て但州討手には我等參るべし、各方精を出し玉へと云て出づ、時に忠直公の士に水野半兵衛と云者あり、但馬と善し、富正何故か此半兵衛を誘引して往く、依て半兵衛能く其始末を知る、出て人に告て曰く、噫富正勇なるかな、但馬と應對をはつて柿を喫する事、且立關にての一言、是他人の及ところにあらずと甚だ感す、富正出るに及んで但馬が家士忽ち門を扨て堅固言べからず、富正は但馬が一封の書を久助に相渡す、但馬を誅戮は兼て鐵門の鐘を相圖に攻へしとの觸渡なるに

石川佐左衛門大井田監物を使にて伊豆守馳向て早々是を攻べしと富正異儀に及ばず旄はたけを采て下知す、寄手の兵各槍を提げ既に塙はたけを乗んとす、但馬最後の戦なれば、父子四方に下知して嚴く鐵砲を撃出す、剩へ後ろより富正が馬を控て下知する所を鐵砲をうつ、敵よりも味方攻となり、其難儀言ばかりなし、富正も股をうたれけれども幸に鎧固ければ通らず、富正の兵又塙はたけに乗るに鐵砲にて大勢打落さる、寄手是を屑くずともせず、手負死人を乗越亂れ入て悉く打果す、但馬父子家に火を放て煙中に自殺す、富正が勇兵討る、者高木太郎八茂田八郎右衛門吉田新六中村喜兵衛なり近藤九郎兵衛故あつて富正に告げ但馬の家いへに籠りて闘死す、富正其義に死するを感じ子に遺跡を嗣しむ同助太夫青木源右衛門山路權右衛門玉生五郎左衛門神山作兵衛渡部半十郎堀平兵衛鶴見八右衛門等也、其外手負許多あり、中にも大島猪助は送たがひに鎧を合せて乳下をつきと返さる、高木断右衛門以下暨雜卒傷死の輩計ふるに違なし、同二十一日由木西庵上田隼人誅せらる、竹島周防は自害せんとせしも兩刀をとられぬれば力なくて舌を嚙ても死せんとす、されど科輕とて免れぬ、事關東へ聞へければ双方江戸へ徵さる、兩御所直に是を決断したまはんとの事なり、是に於て双方の味方の輩をも率て關東に赴く、此時

寤寐君恩
を忘れず

中川出雲守は國に止る、双方先づ駿府へ往て將軍へ訴へんとす、時に武州忍に放鷹し玉ふ途中聞かれての上意には宜しく江戸に赴きて將軍に訴ふべしと是に於て双方江戸にゆき、富正は忠直公母公清涼院殿中川出雲守女深く掃部等をひかせ給ふをも知ざる者の真似して、先起居を窺ひ且此事を告ぐ、母公表面に富正を勞ひて曰く、計らずも大なる凶事出来せり、少將の御身の上までを思ふ事全く此にあり、左もあれ目安の趣は如何様に書給へるぞ、苦しからずば少し見まいらせたまとの所望なり、富正曰く、我等は唯一心に先公の御恩を寢ても寤あやても忘れざれば、忠直公の御爲を思ふの外は餘事なし、目安の表も有し事のみ申上る迄なりと云て差出す、母公悉く寫取て富正にかへし、即ち掃部丹後等に視せて其返答を計らしむ、果して江戸へ出て十一月中旬西の丸に於いて兩御所越前の諍論を直ちに決断有べきとの上意に前日よりの觸書にて當日双方登城す、兩御所直の御裁許は無双の事とて諸侯士大夫陪臣に至るまで庭上より庭下に滿坐耳みみを傾心こころを凝して之を聴く、掃部は大男大髯にて且辯舌の士なり、富正は口才遙に劣りたれば將軍先富正が目安を聞召て一々吟味を遂ぐるに、掃部等富正が目安の表を兼て見置し事なれば、非を以て理とし一々に之を答ふ、富正は目安に書顯はす

訥辯却て
實多し

の外他言なし、然れども掃部が辯論才有つて實寡く、富正が訥辯却て其實多し、公は掃部が不實を擧られ頻りに、いし是を咄ませらる、時に本多佐渡守は富正が訥るをもどかはしく思ひて如何に伊豆此目安の外に申す事はなきや否、重ては申上らるまじき事ぞ、何にても唯今御前へ申上べしと之に力を添ゆ、時に富正巾着より又三個條の手簡を取出し之を捧ぐ、其第一に曰く、臣が食邑府中は上下往來の道筋たるに依て中納言秀康卿三千石の賄領を給はる、丸岡は道筋にあらざるを以て賄領なし、然るを掃部幼君を欺き計りて丸岡にも賄領三千石を領する事、第二に曰く久世但馬成敗申付られし時掃部父子は幼君と共に城櫓に上りて見物し剩へ後より鐵砲をうたせて殺んとせし事、第三に曰く臣秀康卿御取立を以て越前にては高祿を受け一老と稱せらる、又公方よりの御奉書等にも臣を一老と書せらる、然るに掃部公方をも輕じ奉り、或は御奉書の御受、或は國の制札以下に至るまで掃部押て一老と書せる事論ずるに及ばずと記せり、右の目安さへ家康公大に掃部を怒らせ玉ふに此書付を御覽あつて口角泡を含み如何に大疑是をはいかに陳ぜんやと感かゝつて怒り玉へば、掃部兼て期せざる訴狀なれば甚だ赤面閉口し乍ら悉く科を少將忠直公に及さんとす、彌御憤り深く早々追立

御踊の
起原

よりの上意にて即席配所を仰出され、今村掃部をば鳥井左京進へ預けにて奥州岩木清水丹後は同國相馬、林長門は出羽最上へ、其外の徒黨彼方此方へ誦せらる、竹島周防は越前へ歸るの途中駿河の府中において自殺す、今般掃部丹後が爲に擄に逢ひ兩方を取れし事此上の恥辱なしと思究めぬる故とぞ聞へし、岡部二休は訴には罪なしといへども小事を慎ずして國を騒動せしむる張本なれば之を追放す、果して富正は有がたき上意を蒙り恥を雪ぎて十二月上旬に歸國す、後ち上意にて中川出雲も追放せらる、九月十九日には兩御所共に大阪天王寺表に陣を取る、此時越前の少將參河守忠直公は東武にあり、北庄には神踊の最中にて、十月三日城中にて踊を催し夫人高田之を見物せらる、其時同日東武より忠直公羽檄を馳て曰く、兩御所不意に豊臣秀頼御退治にて近々に御出馬也、本多伊豆守富正本多丹下成重諸兵を率て馳登り大津にて公を待うけ申すべしと、是に依て踊子ども四方へ散亂す、其狀言可らず、富正は吉田修理山川讃岐を旗下としていづれも越前の魁將たり、本多丹下其外の士大將各兼て定置る、軍制を守て十月十一日十二日兩日の間に北庄城より發す、富正は先陣なれば府中の城より類子志摩と共に出陣す、富正指物白紙の三幣、五ッ幅、黒日の丸馬印、即ち大島毛三ッ幅、團子旗三幅、黒日の丸采、配替り白旗

類子志摩と共に出陣す

津に至り忠直公を待受け、富正愈先駆して大阪天王寺口に至る。家康公茶臼山に本陣を立らる。右備は徳川右兵佐義直、君生玉口黒門筋の御先手は越前少將忠直公なり。同十二月四日の曉、天忠直の手より抜がけして、真田丸の邊に至り、便ち之をのりとりんと欲す。富正が兵多く此に至る。堀底には柵を二重にふりて自由ならず。因て各等柵を切破り速に坪下に著く。本多成重が兵も繼て此に至る。依て富正成重も兵を率て進む。城中より矢炮を放つ。事雨霰の降るが如し。城中の横目黄鯁の士伊木七郎右衛門下知して曰く、堀塀下の敵をうつ事なかれ。二陣の敵を嚴く禦て塀下に近づけ繼かしむる事勿れと。御旗本よりも五の字指物したる使番屢來り大に怒つて曰く、各軍制を犯せり。其罪を如何速に兵を納るべしと。是に於いて富正成重相議して兵をいれんとし。使をばせて是を退かしむ。此時城中より砲撃甚しく。今や人の強臆をあらはす時なりと進んで富正が兵うたる。もの吉里宮内左衛門林喜左衛門荒河四郎左衛門渡邊久右衛門中村八左衛門等なり。負傷者井上内匠を始數十人中にも大島玄蕃行旗宇加治新右衛門兩人は眉間をうたる。といへども死せず。其外傷死の士卒多し。時に公方の目付衆富正成重が法を犯す事を大に怒りて家康公に言上し。罪に行はんと云ふ。成重は我兵是に先立

に非ずと云て罪を富正に讓る。富正速に本陣に徂て其罪に伏て曰く、今日御軍法を犯したるは全く臣先き立て爲す。唯臣一人を罪せられて其他を御宥免あらば有難き御仁政たるべしと云ふ。本多佐渡守之を告ぐ。是に於いて聞召て曰く、若きものは加様の卒忽は悪からずと。家先公思召の旨もあれば其科を寛許し玉ふと云ふ。上意にて手づから菓子を頂戴して歸る。大御所は慶長廿年正月三日駿府へ歸陣あり。秀忠公は大阪に越年され。同正月十九日に岡山を發足し伏見に歸り即ち參内をとげらる。同月二十九日伏見を出て軍を東武に班す。諸大名も暇を給はりて歸國す。九月十八日富正男子を府中城に儲く。四十を超ての男子なれば其喜ひ家中の賑ひ言ふばかりなし。童名千菊中比忠直公の示諭を受けて源四郎と稱す。後又伊豫守忠昌公を烏帽子父として内藏助昌長と更む。元和元年の夏大阪へ發向。昨日の合戦に加賀筑前守利光は藤堂高虎が兵多く戰死するを見て家康公に訴へて明日の先陣を望む。越前少將忠直公今日の戦に何の手勤てまもなき事を家康公怒りて越前の孺子こ何ぞ後れたるやと立腹の折節なれば、明日の先登を加賀利光に免し給ふ。越前の備には曾て之をしらず。忠直公は八尾村に陣を移し吉田修理小栗美作梶原美濃管沼體也高屋越後等富正成重が陣所へ夾つて之を誅す。修

理が曰く今日藤堂井伊等先駆して名を顯すといへども兵を多くうたせて明日の先陣他將の望む所計りがたく候へば明日の先駆を望せ給ふべしと云ふ、各尤と同心し即忠直公に告て小栗美作を家康公の本陣へ遣して右の趣旨を言上す、家康公甚だ怒らせ給ひ今朝藤堂和泉が兵多く討れ井伊掃部は木村長門を討捕り道明寺表にても花やかなる軍始るを先陣に有りながら何を加程まては臆したるや、明日の先登は頼に加賀筑前守望を以て是を許す、沙汰の外なる大ぬるものなりと仰られて御憤り言はかりなし、美作歸つて此旨を白す、忠直公之を聞き無念なる御誼哉、此上は生きては何の面目有つて再び人に面をむけんや、明日は是非鬪死と窮めらる、富正進み諫めて曰く、君明日の合戦に討死と御覺悟を極られ候事御尤にこそ候へ、左様にさへ御窮め候は、君御討死までもなく富正成重鬪死せば、明日の先陣は中々加賀へは渡し申間敷候、御心を安んぜられ候へと申す、吉田修理進んで曰く、臣久しく大阪にすんで此近邊晝夜放鷹して能地形を諳んす、明日我先き立つて徑路をゆかん、跡をさらさす惣勢をつてけ給は、越前の先陣疑ひなしと云ふ、時に本陣より本田三彌を使節とし來り小栗美作に告て、明日の先陣加賀利光に仰付らるゝ間其令を守るべしと云捨て歸る、美作是を諾す、

死を決して忠直公を慰す

吉田修理の勇氣加賀勢を沮ましむ

其旨を以て富正成重に告く、富正大に美作を怒て曰く、汝ち易ぞ本陣へ告て御返事申べしとは云ざるや、卒爾として諾するものは吾子軍事の無訓練に非らずやと、美作閉口す、果して忠直公彌志を決す、依つて宵より諸兵に令して其約を窮め、兵糧用意あつて各馬に鞍を置いて以て之を待つ、時に鶏鳴の比加賀の兵本道を西に八尾筋を押してゆく、富正は旗下の吉田修理山川讃岐等を押し立て兵を發す、修理能く地理を知るを以ての故に本道の北方深田あり、各これを凌て堤へどつと打上りて加賀勢一騎打の際を乗切す、加賀勢是を怒り、誰人の兵ぞ加賀筑前守今日の先陣仰付られたるに狼藉なりと咄る、修理答て曰く、越前少將が兵なり、昨日迄は加賀へ先登仰付らるゝといへども子細有つて夜半より俄に御軍法替りて越前へ先手を仰付らるたるぞ、疑ふべからずと云て乗り通る、後陣約を繼て引もさらず堤を越して先登す、一騎うちの堤なれば加賀勢進むに躊躇す、越前の兵悉く進んで真田が出丸の西の方に陣を張る、加賀勢も二陣に進んで真田が丸の東に列陣し、合戦の時を窺ふ、果して真田は秀頼公と兼て約ひ御出馬を待ちて軍を始めんとす、相圖の時も過るを以て使者を捧けて是を急ぐ、然れども秀頼出陣無しは家康公の計略に陥りたるが故なり、這は夫野彌子郎と云ふのあり、夫野

修理亮が弟なり、家康公に仕ふ時に昨六日此彌十郎を徴して曰く、汝書簡を認め
て兄大野修理亮に告ぐべし、其要旨は七組々の頭皆々心替りして家康公へ内通
する者有つて曰く、定めて七日には秀頼城中をめぐり給ふべし、其時不意に之を
討つて御陣へ馳せ参るべしとの事なれば必ず本丸を出給ふべからずと書認め
て修理亮が兼て知る所の譜代の者に持せて之をつかはす、案の如く秀頼公は七日
の朝櫻門まで出らる、諸軍勢亦秀頼の出陣を待ちて合戦を始めんとて各氣をは
げみて待つ、時に修理亮此書翰を見て大に驚き秀頼公の披見に入れ早々本丸へ
供して入る、故に之を聞たる城中の諸軍勢茫然として爰に機を失ふ、真田幸村は
之をしらず其子大助を遣はして頻りに出馬を急がしむ、是において修理亮申上
るは兎角某罷越し真田と相談仕るべしと云て黄地に日の丸を付たる纏マタを一本
持せて真田が陣にゆきて件の趣を打語れば、真田も大に力を落し勇氣を失ひて
曰く、然は則貴殿の人数許を後詰めに出し給らば合戦を始んと云ふ、修理諾して
馬をはやめて城中に歸る、其體自ら敗軍のやうにぞ見へけるとぞ、且町人等七八
千人真田が後ろへ出て見物しければ修理之を見て大に怒りければ皆退散じけ
る爰に愈真田が陣手うすにぞ見へける、昨日紺田の合戦にも真田番頭武頭六人

までうたせぬれば備へも全からず、亦渡部内藏助人数千四百計り真田が東に
備への陣を立けるが、内藏助は昨日藤井寺の合戦に手を負しゆゑに其身は此陣
に出でずして唯其兵をして真田に加へしむ、是において真田は内藏助が兵の場
所と旗とを以て入れ替んとす、時に人数忽ち騒ぎ立ち旗色亦混乱す、爰に富正の
軍監に赤見新兵衛と云者あり其機を察して時既に好しと呼ぶ、富正及び吉田山
川旗を取り兵を進めて真先に乗り入る、真田が兵支るに追あらずして甚だ伍を
亂る、其故は茶臼山の南に當つて堀切あり直に兵を下だす事あたはず、後へ引き
退いて又南へ向つて推し出すの場なり、されば懸け合戦と受け合戦の替りあれ
ば悪き陣場の見立なりと、後ち人は是を謗誹す、故に廻は角みにて真田が兵の隊
伍打亂れて富正が先手に突き立てられ敗兵遂に加賀筑前守利光の手へなだれ
掛く、吉田修理山川讚岐等を先駆として富正前後を下知し旛をふつて進む、斯時
真田が兵又加賀勢になだれ懸るを以ての故に、富正は天王寺口より真直に進み、
吉田修理町家に火を放つて先登し、忠直公の武頭小島與五右衛門林右馬允も上
本町にて富正に追ひ付き來つて共に先駆す、富正の兵天王寺口より高名を勵む、
松平伊豫守忠昌公も士卒を下知して進み、八町の町口にて念流左太夫と云兵法

天方の功のものを自身鎗付け給ひて比類なき高名なり、富正從兵に令して曰く、役人の外は皆疾進て高名をかせぐべしと、是に依て諸兵右往左往に進んで、芬捕に高名をはげむ、富正櫻門の西の塀を乗越んとす、然れども役人の外會てなし、時に使番の士關根治左衛門首を提げ來りて、富正に捧げて又從ふ、富正近習には旗奉行平野清兵衛馬印は大貫吉右衛門及び菅谷五右衛門多田七兵衛丹羽角兵衛同入兵衛久間權平等七八人にて、塀下に至て鐵砲をうの事霰の如し、大貫吉右衛門、幕先に塀に乗り、馬印を指し土塀の上にて名乗る、平野清兵衛も亦進んで旗を抛入れ、同く塀に乗りて曰く、如何に大貫加様の時は名乗ぬものを、大貫が曰く、各其役を守り玉へ、我なんぞ教をうけんやと、富正塀をのらんとす、大貫上より手をとつて之を引上ぐれば、丹羽兄弟臂を押して之を乗しむ、關根治左衛門菅谷五右衛門、佐久間權平は七八騎にて、塀を乗る、五衛門は假に富正の長刀を提げて之に屬すれば、便ち是を富正に捧ぐ、富正小勢なるを以て、塀裏に添ふて跡勢の來るを待つ、時に城中より敵百騎許南方へ押通る、清兵衛是を見て撃んとす、味方小勢なるを以て、富正堅く之を制す、佐久間權平眼のあたりをうたるゝと、いへども之を助け救ふに至らず、敵行過んとす、清兵衛鎗を提げ進んで、富正の眼前に、いへども高名

す、時に忠直公の旗奉行海福瀬左衛門も、清兵衛に續て旗を入る、富正の勇兵高名著く、各首級を提げ爰かしこより馳來つて、富正に捧ぐる者あり、又忠直公の本陣に獻ずるもあり、時に、越前の兵連りに城に入て旗を立て、且真田が先手旗本近く突立て、競進を見、さては越前の孺子心替りと見へたり、是非に及ばざる次第なり、邊に旗を伏すべしといひて、本陣を敵に知らしめず、旗を伏らるゝに依り、先手より高名の輩ら並に注進等甚だ途に迷ふ、富正諸卒に令して、先火を放たしむ、家康公は越前の旗案外に蚤く城中に押立るを以て、越前は心替りかと疑はれし所に、富正速に二の丸に煙を擧るを以て、大に心を安んず、富正櫻門より出て、馬にうち乗りて、北に向つて馳せ行く、吉田修理は三之丸外曲輪を北に進んで、大野修理が館の西の方に馬を扣へて、後陣の勢を待つ、大野が館よりうち出す鐵砲に、吉田うたれて傷く、然れども是を屑どもせず、猶從卒を勵して、退かず、富正既に來れり、便ち吉田と議して、天満を放火せんと云り、是に依て、富正は吉田に先ちて、京橋川を越んとす、吉田曰く、我先立て、川を渡すべし、伊豆守殿、我に續いて、渡り給へと、詞を懸け、馬を颯と乗り、入るに、忽ち沈んで、浮びいでず、後冑の頂を少し見へけるが、再び川底に沈み、遂に溺死するにぞ、富正も續いて、馬を乗入るといへども、吉田が死

を見て忽ち返す、日既に夕陽に及ぶ、流に沿ひて西より南に出で今宮の麥畑に陣し、今日の合戦に旗纒も破裂したるを押し立て兵を集む、諸兵勇を奮て爰かしてより馳せ聚まる者一千餘人列陣して以て此に憩ふ、富正便ち山川清太夫赤見新五左衛門に命して富正の兵七日の武功を記さしむるに首級百十九にして公方より扶持指出の人数雑兵凡て千三百九十八人なり、諸國の大名各歸國し、兩御所江戸及駿府に歸城され、富正は忠直公に従つて府中城へ歸る、元和二年四月十七日家康公駿府に於て薨去せらる、依て忠直公駿府及江戸へ往く、富正も從て參勤御法會に列す、駿府久能山に葬りて東照大権現と諡し、同三年下野の國日光山に改葬す、諸侯石燈籠を建立す、富正も御譜代家の由緒を以て諸侯とともに石燈籠を寄進す、同年七月本多千菊三歳にして始めて登城す、清涼院殿誘引にて秀忠公並に大御臺小君長井備前守に見へて御盃を頂戴す、大御臺君の曰く、聞説伊豆守は面貌よからずと、千菊は母方に似たるにや、能き生れつきなりと譽させ玉ふ、時に千菊御廣間に出で遊びけるを二人の若君河守忠君年十四御覽あつて是は誰か、ぼこぞと問玉へば、局が曰く、是は越前の本多伊豆守が、ぼこにて御座候と申上くれは、又御奥へ召連られ、若君より印籠巾着を手づから下され、公方よ

日光山
へ石燈籠
の寄附

りは赤裏の袷單物帷子羽織、凡て七領拜戴して歸る、十一歳迄は大御臺君へまみゆ證人賄扶持百人扶持下さる、寛永六年春江戸田安家の普請に付て諸大名に課役す、忠昌公も命に應じて之を築かる、富正是を奉行す、秀忠公覽玉ひて度々に召されて懇の上意あり、或時は駕を立られて是を問ひ給ひ、或時は往來の内に召よせられて駕の傍らにして御挨拶を申上ぐる事あり、諸奉行是を羨すと云事なし、扱普請落成して富正に暇下され、時服數領賜はること例の如し、且今般の勞を感賞あつて御馬を拜領す、同十一年夏の家光公上洛參内あり、且天下の仕置を仰出さる、伊豫守忠昌公も上京し、富正之に従ふ、此時松平伊豆守信綱大老となる、依て富正は伊豆を改て丹波守と號す、今般將軍家光天下の諸大名へ朱印をあらためて下し給ふ、時に忠昌公より永見志摩を使として富正に告て曰、天下今度御代替りなれば別に革めて御朱印頂戴有るべきや否やと、富正之に答て曰、臣は從來秀康郷の御取立に候へばいかやうにも御子孫へ忠を容るべき事也、御朱印は卿の御心に任せらるべし、臣曾て之に異心なしと申上ければ、忠昌公大に喜ばれて遣に大老中暨び御朱印奉行仰せ入らるゝが故に台前恙なくして忠昌祿高の内へ給しと云ふ、此時忠昌公へ御直の台命に曰く、今般本多丹波守を下し置るゝ

事は越前一國を下さるゝより御恩に思し召さるゝとの上意にて忠昌公犬に喜
せ玉ふと云々六月廿二日本多源七郎富次享年十七歳にして東武に卒す富正心
緒亂れて爲るところをしらず富次美貌秀才將軍の寵言ふばかりなし事上聞に
達しければ將軍も甚惜ませ給ふとぞ富正も忠昌公に従ひて北國に赴く時に將
軍江州水口より富正を召す依て御旅館に伺候しければ便ち台前にて懇篤の上
意あつて時服を拜戴して府中に歸城す後府中において富正二子を生ひ兄を主
膳と號し弟を鐵牛と稱す同十二年江戸淺草に御普請あり忠昌公淺草において
町場をうけとり給ふに依て富正下りて是を奉行す將軍家光公度々淺草へなら
せ給ひて富正を徵れ御直に普請の模様を尋ねさせらる富正駕に近づいて詳細
是を申上げるに甚だ勞はせ玉ひめされたる羽織を手づから下し給ふ富正謹ん
て之を拜戴し便ち台前にて直に着して御禮を申上ければ才ある老人哉とて大
にこれを感じられけり御普請成就の後富正も東武に留つて折々登城す此時富
正は酒井雅樂頭忠世土井大炊頭利里酒井讃岐守忠勝等の大老貴客を招待して
盛饌を以て饗應し終日の興を盡して歸る今茲に松平大和守直基君は其姪三好
氏の女を子となし本多内藏助昌長に嫁せらる九月上旬大野より府中に入り休

息あつて江戸へ下向し其暮嫁儀調ふ同十四年江戸本九造營事畢つて九月御わ
たましについて忠昌公の名代として富正東武に下向す八月下旬府中を發して
駿州蒲神原に至る時に土井大炊頭利重より富正へ羽檄を投して曰速に到着す
べしと云々依て富正より早驅して翌日晡時江戸に著き大老中へ往て旨趣を告
げ九月上旬登城して將軍に謁見す公の献上物披露畢つて富正老後の下向を甚
だ勞らはせ給ひて退出す江戸に留まると百日餘諸大名へ招請せらる松平越後
守光長君へ招かれし時は立合の能あり一番高砂脇小栗五郎左衛門光長公家老
富正之を舞ふ二番田村小鼓本多内藏助昌長之をうつ光長之を舞ふ後迭に太
夫を替りて七番の能舞畢り興盡て歸る富正老後の稽古に筋骨や不調練なれ
ども甚だ是を好むことを上聞に達しければ此事を以て柳生但馬守に台命あり
「老後の慰なにかあらん」とのことにて甚だ御機色に應すと云十一月上旬土井利
重よりの告を以て登城し御目見の上にて暇を下され時服數種を拜戴して同月
下旬越前に歸る十五年は富正在國し同十六年己卯五月六日富正の室卒す泰雲
院光室宗玉大姉と諡す父を小栗大六と稱す同十七年より三年在國するを以て
五節旬御祝儀の献上物を國より捧ぐるに毎般台翰暨び御奉書を頂戴す同十八

年八月三日家光公若君誕生す、此時富正東武に參勤其御祝詞として數品を献上して拜領物あり、正保二年八月朔日松平忠昌公春秋四十九歳にして東武の館に逝去す、翌二日靈骸を越前に守りて八月十三日に淨光院に遷して火葬す、七日の法會あり同十九日鈴木多宮山内隼人齋藤民部瀧主計山本左門水野小刑部太田三彌等殉死す、此時富正長く薙髮の望あつて上意を窺ふの所、寛許の奉書を蒙り便ち落髮して元覺正圓と號す、國政畢つて三年三月下旬江戸にゆき、先大老中へ往て今般忠昌家督を其男萬千代仙菊及辰之助拜領させられし祝詞を謝し且つ「臣近年愈年老候得ば今生の御暇乞の爲旁下向仕るのよしを申す、事を以て酒井謙岐守忠勝上聞に達す、台命に曰く、老後の參勤神妙に思召るゝの間二子内藏助主膳に手を引かれ何とぞ登城いたし候へ、御對面遊ばさるべきとの上意なり元覺即ち二子に扶けられて殿中に至る大老左右に候す、台命に曰く、思召の外薙髮して若やぎたるの旨、様々懇篤の命ありて退出す、後又酒井忠勝の承を以て富正登城す、便ち暇を下され時服式の如く且つ馬を下し賜つて曰く、斯の馬に乗り來年も亦參勤仕るべし、且、歸路日光へ參宮すべしとの上命なり、元覺坐まゐりに感涙を澆いて退く、是より直に酒井忠勝の宅へ往て唯今殿中において御介抱の謝辭を述

將軍の恩命

日光參拜の暇乞

畢つて歸らんとす時に忠勝も歸り來て庭中に相逢ふ、忠勝曰く、唯今の上意あり難く存ぜらるべきとの事にて立ながら暫時語して去る、夫より大老中を禮し畢つて歸りければ、御城よりとて青の御馬を率來る、見る者堵の如し、元覺進んで手綱をとつてこれを戴き、馬取を饗應し、白銀時服等を與へて返す、六月下旬江戸を發して日光へ參拜し、三代の厚恩殊更今般は今生の御暇乞として參勤仕るの處に御目見仰付られ有り難き上意且つ御馬迄拜領仕り台命を受て社參仕る儀老の思出今生に存し遺事も御座なり、旨を高らかに唱へ畢て中山道を経て歸國す、此事後日上聞に達し深く感ぜられしとなり、同年秋江戸目付下曾根三十郎喜多見五郎左衛門越前に來る、内藏助昌長も八月下旬暇下され福井に歸る、慶安元年正月廿四日台徳院殿の十七回忌に依て元覺も使者を上して香奠を納め奉書を拜す、其年より江戸目付止め、元覺存在せるを以て向後目付に及ばざるとの僉議ありしと云ふ、同二年三月廿日日本多主膳東武に卒す、功源院節叟全忠と諡す、四月廿八日昌長室も卒す、法名良正院守玄妙養大姉、元覺老後の愁襟言ばかりなし、元覺亦此春より老病に惱み藥石効なく遂に八月十二日壽七十八にして府中の城に逝す、曹洞宗龍泉寺に葬り、普照院殿從五位下元覺正圓大居士と諡す、事上聞に

領主

達し甚だ惜ませ給ふ、元覺兼て遺言に任せ家光公へ花鳥の葉茶壺藤四郎燒一個、權大納言家綱公へ伊勢駿河守作の鞍一口、献上家臣佐久間治部右衛門直時使す、花鳥の壺は大神君へ上げられ毎年御茶を詰させらる、明暦三年の春江戸本丸回祿の砌り寶藏も咸く燒失すといへども紅葉山恙なきを以て此御茶壺残り毎年宇治へ上せらる、元覺家督松平光通公より台命を窺ひ四萬石は内藏助昌長之を領し先考に繼て府中の城に居る、五千石は弟左近正房に割與て福井に居らしむ



筆 壺
精 谷 文 書

武 臣

齋藤實盛

齋藤別當實盛は鎮守府將軍藤原利仁の後裔にして、父は齋藤近江守政廣、母は長井宮内大輔肝千の女也、世越前の著姓にして實盛今立郡南井村に生れ、後武藏國

長井に移り居て源爲義に事ふ、京都に在りて白河殿待賢門の戰、義朝に従ふて戰功あり、義朝の東奔するや、實盛三十餘騎と共に之に従ふ、時に延曆寺の僧徒、藤して之を知り衆三百人出て路に要撃す、時に實盛馬を下り手づから冑を手にし被髮蒙面之に謂つて曰く、我輩諸國に兵を募る、左馬頭殿の戰没に遇ひ妻子の爲に生を偷み逃れ還れり、之を殺して果して何の功かある、鎧仗の如きは請ふ悉く諸君の獲るに任すと冑を地に投ぐ、僧徒競ひ取らんとして頗る喧嘈す、之に乗じて馳過ぐ、僧徒大に怒つて薙刀を揮ひて實盛を追廻す、實盛自から名乗て馬を旋らして之に當りて撃つ、僧徒其勇に恐れて避易して退き去る、又進んで横川の僧徒を龍華に破りて勢多に至る比ひ、義朝實盛等に謝して別れて、各路を分つて走り、東國に會せん事を期す、實盛即義朝亡るの後、平宗盛に仕へ、維盛の軍に従ひて木曾義仲を北陸に討つ、是より先き富士川の戰に實盛、關東の將士騎射精練當り難きを説く、平軍之が爲に恐懼し遂に戰はずして走る、是に至つて宗盛に請ふて曰く、臣此役に於て必ず死を致し以て前の耻を雪がんと欲す、越前は臣が故郷なり、親姻皆在り、古人の曰く錦を衣て郷に還ると、願くば錦の直垂を得て以て身後の華とせむ、宗盛其情を憐み、之を許す、加州篠原に戰ふに及んで、義仲の軍手塚光盛

故郷へ錦の直垂

武 臣

其服を見、以て將領と爲し進んで名氏を問ふに答へず、たゞ我首を獲て汝の將に示せ當に知るべきぞと、遂に搏て光盛に殺さる、光盛其言の如くす事平家物語義に詳かなり、義仲首を見て涙を掩ふ、實盛時に年七十三、二子宗貞齋藤五と稱し、宗光齋藤六と稱す、平維盛に事ふ、維盛の西奔するや、宗貞宗光請ふて之に従ふ、維盛曰く、乃父北征するに爾等を携へざるは今日の事あるを知れば也、我爲に六代を爾に托す宜しく保護すべしと二人乃ち止む、斯くて六代母子に隨ふて菖蒲谷に匿れけるが源氏の爲に六代終に捕はれて東行するや、二人亦徒跣して従ひ六代の一時命を助けらるゝに及びて二人僧と爲り其終る處を知らず

「平家物語」第十一卷

平家の方より長井の齋藤別當實盛、赤地の錦の直垂着て、三百餘騎にて押寄たり、源氏の方より信濃國の住人手塚別當、二百五十騎にて向ひ合ひ互に入らみ戦ふ、手塚が耶等さんトに戦ひければ、實盛が勢残なくうたれて落にけり、實盛思ひ切りにしかば、一騎になる迄戦ひけり、手塚實盛をおつかけて申けるは、たゞ一人とゞまりて戦ふこそ心にくけれ、名乗れや、かく申は信濃國の住人諏訪郡住人手塚別當、金刺光盛と名乗りかけたなり、實盛申けるはさるものありとは聞置たり、但わぎみをさくるに非ず、ようのあれば名乗るまじ、たゞ首をうちてけんさんに入よ、水曾殿は御覽じ知たるらんぞ、略首を持ちて水曾の前に來りて申けるは、光盛かゝるくせ

芭蕉翁が
「奥細道」
に多太神
社にて實
盛の兜を
みむざん
なむざん
の下の
兜の下の
すきりきり

を持ちて候へ、名乗れと責ふせ候つれ共、水曾殿は御覽じ知たるらんとはかり申て名乗り候はず、侍かと存候へば、錦の直垂を着て候、大將軍かと存候へば、撥く勢も候はず、京者四國の御家人かと存候へば、聲は坂東聲にて候つと申、水曾あはれ是は武藏の國、住人齋藤別當にこそあんめれ、但それならば一年義仲がおきな目に見しかば、しらがの精毛なりしぞ、今はこの外白髪になりぬらん、髪鬚の黒きこそ怪しけれ、あらぬ者やらん、樋口はふるどうれうにて見知たるらん、見せよとて樋口を召す、樋口本どりをとて引あふのけてたゞ一目みて、ばらばらとなきて、あなむざんや、實盛にて候けりと申、水曾何とてびん髭は黒きぞと問はれければ、樋口さればこそ、其仔細申候はんとし候が、心よわく涙のこぼれ候也、弓矢取る者は、聊かの事にても思ひて有る詞をばつかひ置くべきことにて候、武藏の國に常に通ひ候し時、齋藤別當がもとへまかり候き、心も尋常に男なる者にて候し、兼光に申候し事は、六十に餘りて後、軍の陣に向はんに、白髪を取かしからんずれば、髪鬚に墨をぬりて若やからんと思ふなり、その故は老武者とてあなづるも口惜し、又若殿原に争ひて先をかけんもおとなしげなしと申候しが、げに墨をぬりて候けるぞや、水を召して洗はせて御覽候へと申せば、さもあるらんとて、洗はせて見給へば、しらはふきに洗はしたり、さてこそうたかひなき實盛とも知りてけれ、錦の直垂を着たりける事は、實盛京を出ける日、内大臣に申けるは、一年東國の肘手に罷り下りて候しに、一矢も射ずして蒲原より歸上て候し事、實盛が老の後の恥、唯此事に候と存候へば、北陸道へまかり下候はんに、善惡生きてはまかり歸候まじ、年はまかり寄り候とも、眞先かけて討死仕候べし、夫にとて實盛もとは越前國の住人にて候しが、近年所領に付き

て武藏の國に居住仕て候き、事のたとへに申候、故郷には錦のはかまを着よと申候ぞ、今度且は最期の所望也、錦の直垂の御免を穿るべしと申ければ、内府かつはあはれに思し召されて、さうに及ばずとて許されにければ、悦びてきたりけり、

齋藤別當實盛遺蹟

出產地及館跡 「歸雁記」に今立郡南井村の項南井の里は齋藤別當が故郷なり、歸雁の跡今もあり、此所に正瑞院と云禪寺の幽かなるあり、是實盛の菩提寺なりとて幾年の星霜を經れども法の燈消る事なし、位牌に覺雄、眞圓、大禪、定門、壽永二年五月廿一日とかけり「城述考」に實盛館跡南井村より南島の中東四四十五間、南北四十七八間許の所堀土居の形あり、福井より三里半計に云教賀郡繩間村齋藤五郎兵衛は其生家と言傳たれど證とすべき者なし、南井村の齋藤久右衛門は則其後裔とて大町勤負の古文書を藏す坂井郡長畝村に實盛館跡あり同村西南に方りて實盛池あり同村八幡宮は守本等と云、影鑿録に田端村に實盛館跡あり庭石残り寛文年中藩主より太田安房に賜はりしを歸江賊照寺に贈りて同寺の庭に在り
泰藏院 福井市曹洞宗泰藏院は齋藤實盛の建立にして、もと南井村に在しを慶長六年五月、福井藩祖秀康公今の館町に移さる、又赤坂に實盛石塔あり高七尺餘十重角形也、松平吉品公當寺へ引かる、銘文あり應保元年七月廿八日云云
齋藤實盛供養墓 東京淺草橋場法源寺に石五輪ありて上に石地蔵を載す、墓に武州豐島郡橋場保元寺七代法譽上人元泰大和尚再興と前書して藤原朝臣從房前公七代後胤加賀越中太守利仁將軍十代末孫齋藤實直子武藏國之住人永井齋藤別當實盛像者孫長井兵庫助信利再令建拜也元錄七甲成五月廿一日依抄告之趣記置

也、復反古に武州豐島郡湯島領長井莊なり、其子齋藤五郎禪六の子孫残りて建しにや「東都舊跡誌」に實盛會孫長井兵庫介信利五尺の石佛を保元寺に立、信利は武州長井の莊人法名道全法師、弘安七甲申年四月十九日卒と長井正甫が家譜を抄す

長井莊 「墳墓圖志」に古へ武藏國豐島郡長井の莊と云へるは今の江戸湯島妻戀坂より湯島天神男坂下及び池の端邊一帶の地なり、齋藤實盛の住せし舊跡は男坂下に當りて泉水の一部心城院門内に今猶存す又其南一丁計の處に五輪墓あり又云利根に長井の渡あり「平家物語」足利又太郎云、秩父足利中逸ひて當は合戦仕候ひしに、大手は長井の渡、搦手は古賀杉の渡よりよせ候とされば武州熊谷の近傍なりと

實盛墳墓 加賀國篠原村實盛塚とて塚上に一株松あり、石塔に六字名號を彫たり又同國小松多太八幡神社に實盛甲冑鏡の匣當錦直衣の断片あり甲冑は古社寺保存會にて國寶に編入せり

〔齋藤別當實盛由來記〕

寛政六年五月 泰藏院覺林記

寛政六甲寅年三月の比、遊行尊祐上人當地福時宗派乘久寺へ被爲入候に付、幸と存し御逗留中予毎日歩行を巡ひ、初て上人に遂拜話、由緒書を以爾爾相尋候一件は、往古より上人の御方に實盛の因縁有之由兼て承傳へ候、依て御尋申上度次第、實盛の法號は如何と御答に候法號眞阿彌陀佛と申也、扱は左様にも御座候哉、然は拙僧より書上置候往古の法名は覺雄眞圓大禪定門と有之候、只今承候眞の一字合對仕候事、誠に以不思議成事と存候、次に化度被成候上人は如何と相尋候得は、遊行十四代

武 臣

遊行尊祐上人實盛の答

太空中人と申也、則化度は往昔應永廿一年甲午三月八日也、其節の場所はと尋候處、加州篠原の海濱にて、往古は北國の往還也、時に太空中人廻國旅行の折柄、實盛の靈魂途中へ進出給ひ上人の乗輿を指留め被相願候は、某ことは齋藤別當實盛にて候、先年此所に於て耐死し、今に至りて毎日毎夜修羅の苦患遭れ難く候間、何とそ爲成佛十念を授け給はれかしと被希候處、上人答て曰く、珍らしき願也、乍去只今は途中なれば大聖寺に到着の上、近日此所において供養を備け回向すべし、其節此所に可願出と被申候由、夫より大聖寺へ到着し領主へ早速右の趣相達候處、評議の上俄に海濱篠原實盛塚松の邊に於て大回向を被執行、則實盛の靈魂出現し給ふ也、(中略)此所にて舊例なれば今以上人廻國の初は、前宵の通大聖寺領主より御取扱有之と也、古代は此所二里四方程も人家なしと云り、今は半道程過て篠原村と申有、此所より案内無之ては入場は相知れ不申それより一里半行て大將陣所手塚太郎塚並に實盛首洗池首實盛の松有之云々

瓜生保

瓜生判官保は嵯峨天皇二十二代の孫なり、其系は河原左大臣源朝臣融より出づ、曾祖彌太郎源種承久三年、官軍に屬して宇治に敗績し、越後國三島郡瓜生村に退居す、因て之を氏とす、父藏人衡越前國南條郡に移り住す、母は林三郎藤原光宗の女なり、南條郡飽和村柚山城に居る、從五位下左衛門尉檢非違使判官兼國司代た

淡河時原治
河原時原治
淡河時原治
淡河時原治

足利高經
高經
足利高經
足利高經

河島維賴
維賴
河島維賴
河島維賴

氣比氏治
氏治
氣比氏治
氣比氏治

り、對岸鯖波驛に瓜生寺を創し、弟懷運義鑑房をして之に居らしめ、相距こと三里、妙法寺山に城を築き、次弟照をして之を守らしめ、三弟重を其南の四郎九城に居らしむ、元弘三年五月、勅を奉して淡河右京亮時治を大野郡牛ヶ原に討つ、建武二年八月、名越太郎時兼、反を謀り越中能登、加賀の兵三萬餘を率ひ、自ら將として將に京師を襲はんとす、保之を開き加賀の人敷地伊豫守、上木平九郎、山岸新左衛門及び國人深町等と謀り、國境大聖寺に逆へ撃て之を殲す、延元元年四月、足利高經、京を發して越前に入り、將に國中を平けて後、叡山を襲はんとし、先來つて柚山を攻む、保、撃て之を退く、六月、足利尊氏叡山の行在を侵すや、河島左近藏人維賴及び敷地、上木、山岸、深町等の族と俱に二條大納言師基に從て叡山の行在に朝し、七月八日、新田義貞を助けて千葉、宇都宮の諸軍と俱に眞如堂の西に出て大に京師に戦ふ、我軍、利あらず、八月十三日、再び出て、京軍を撃つ、又克たず、九月、足利高經の北國の途を塞くと聞き退て柚山を守る、敦賀氣比の大宮司彌三郎大夫氏治は保の叔母瓜生氏が、大宮司行治に適て生ひ所なり、是より先き保、之と議し、金崎手簡の二城を敦賀に築き、以て官軍の緩急に備へ、更に河島維賴をして、情狀を天關に達せしむ、是時に當り尊氏天皇を欺き、還關の事、遂に決す、乃ち義貞に詔して曰く、

越前地方
順に歸す
る者多し

新田義貞
皇子を奉
じて北行
金崎城に
入る

脇屋義助
刀劍鎧冑
を贈る

天運未だ會せず兵疲れ勢盛まる是を以て權りに和議を講し以て時を待たんと欲す、朕聞く越前地方順に歸するもの多しと、前に已に河島維頼を遣はせり、且つ氣比の神官等城を敦賀に築き以て皇威を助くるあり、卿宜しく彼に赴き北陸を經略し以て恢復を圖るべし、但卿が賊名を得るを恐る、今特に太子を以て卿に付す、卿之を視る猶ほ朕の如くせよ、軍國の事は大小舉て卿の處分に任すと、將士皆泣き仰ぎ視るものなし、十月十日義貞兵七千を率ゐ東宮及皇子尊良親王を奉して北行し、翌日海津に至る、足利高經大兵を以て山中驛の途を塞ぐ、因て轉して途を鹽津に取り、迂回して木芽嶺を踰え以て敦賀に出でんとす、山谷路險にして風雪互寒、士卒凍飢し叛き去るもの多し、行くこと三日にして纔に敦賀に至る、河島維頼、氣比氏治、迎て金崎城に入らしむ、兵を息ひること一日、翌日義助義顯をして敦賀を發し、杣山に至らしむ、保弟照等と之を城下の鯖波驛に迎へ、瓜生寺に饗し糧食を齎らして將士に供し用意具さに至る、酒三巡、義助之に贈るに刀劍鎧冑を以てす、宴罷て保家に歸り衣二十襲を送りて二將に呈し、更に將士の衣の薄きを察し庫中の絹綿を出して急に裁縫せしめ、以て之に給す、義助保等と會し、勅諭の在る所を傳へ、約束を定め、其勤王奉公の志堅きを喜び、其請ふ所を諒とし、子義治

飽和同前
に中黒の
旗を擧ぐ

高師泰來
り攻む

足利高經
の新善光
寺城を拔

を留て軍心を收斂し輔くるに同族里見伊賀守時成及び藤沼某を以てし、宇都宮信濃將監泰藤、天野民部大輔政貞及び紀清兩黨等の兵を分て之に付し、杣山城に入らしむ、義助等事畢て金崎に還る、保是より愈よ兵備を修め、益々兵を募り城を築き糧を積み、仍ほ二弟を妙法寺城と四郎丸城に置き、女婿大鹽大宮司舟橋泰景等をして變に備へしめ、以て金崎の爲に遙かに賊を牽制せんとす、幾もなく金崎城の合圍急なるを聞くや、十一月八日義治を推して大將と爲し、杣山郭中の飽和神明祠前に中黒の旗を擧げ名を正して義軍を興す、士衆之を聞て、聚るもの千餘乃ち以て北道を扼し、舟橋泰景に囑して杣山城を守らしめ、將に大舉して金崎を救はんとす、敵將高師泰之を聞き、兵六千を遣し來り攻めんとす、保、悉く來路數里間の人家を焚き、故らに湯尾の一驛を遣して敵を誘ふ、十一月二十三日、敵兵積雪を踏み險路八里を踰え、日暮て湯尾に至り宿す、保、夜半先づ輕兵を遣はし自ら兵を率て宇都宮紀清兩黨と共に火を縦ちて之を掩撃す、敵衆驚き走り、人馬共に雪に没す、斬獲算なし、足利高經北路の斷たるを懼れ、廿八日兵を引き、問道より國府に歸り、新善光寺城に入る、保直に兵三千を以て之を攻むると一晝夜、遂に之を拔く首を獲ること三百生擒百三十、悉く斬て之を帆山の河原に梟す、聲勢大に振

降雪軍氣
を控く

以傍近風を望て來り屬するもの多し、是に於てか將に降雪の稍減するを待て金崎に赴かんとす、延元二年正月十一日雪晴れ風歇み天氣稍和ぐ、乃ち里見時成を將とし兵五千を以て發す、保父子三弟照重、義鑑房懷運、勇氏林次郎入道源琳等皆從ふ、其日葉原に宿す、十二日天明兵を進む、賊將師泰、今河賴貞をして兵二萬に將とし隘を扼して、逆へ戰ふ、我第一軍宇都宮紀清兩黨の兵先づ潰ゆ、保天野等と第二軍を以て進み、賴貞の軍を撃て之を破る、師泰兵三千を率て來り戰ふ、我軍利あらず時成獨り數騎を以て突進す、賊之を知り四面より合圍す、保懷運と身を挺んで赴き援ふ、照重、勇氏と之に從はんとす、懷運之を願て曰く、何ぞ平日の約に背くや、我今長兄と死するも一時の敗のみ、閩族皆死せば將に後事を如何んせん、とすと、三人少く躊躇す、會々賊大に至り之と失す、保懷運、時成、と同じく殊戰して俱に樞曲村に死す、城兵遂に出て、應せず、噶保の第三子源六信源琳の子小次郎盈清も亦同じく死す、(瓜生判官事蹟)

死は一時
の敗のみ

古蹟柚山 越前南條郡日野山の山脈、東南に走り直に南に一短枝を出し、岐れて二、桑となり以て西に向ふ、北は短くして低し之を北柚山とす、又牧谷山と曰ふ、南は長くして高し之を南柚山とす、兩山一溪を包み其形壑の如し、壑底山を越え僅かに一徑を以て東の方池田及び宅瓦に通ず、溪漸く西に向て開け平地あり中小屋村とす、

漸く進み漸く開き相距る八町にして他和村あり、北山將に盡きんとし、南山忽ち峯巒を起す、第一峯は峯頭岩石磊砢として出で、第二峯は老松鬱蒼若雜樹之に交へて翠色滴らんとす、峰巒漸く西して漸く低く、將に止らんとして復一峯を峙つ、南山此に至て盡き、一巨川南より來る之を日野川と曰ふ、又白鬼女川とも曰ふ、宅瓦川(一名田倉川)の水、南柚山の南麓に沿て東より來り此に合して北に向つて流る、南と東は宅瓦川を隔て、層巒疊嶂波濤の起伏するが如く、以て美濃近江に接す、日野川の西は湯尾嶺、眞野の踏山果層し海に至りて止む、柚山古城は實に此南柚山の上在り、延て北山の麓に及び溪間一帯の地を包含して位歴を占む、山の南麓宅瓦川に臨む所は懸崖絶壁、猪鹿も亦登るべからず、天造の要害最も固し、妙法寺山、南條郡武生の南端より路二つに分る、東に在るを國道とす、四郎丸今宿脇本騎波を経て今庄に達す、西は支道なり、之を敦賀路と曰ふ、之を取て南に進むこと三町、常久村あり、更に四町にして西に折れ數武にして妙法寺村に至る、人家三十餘戸、一山西南に當て峙つ、之を妙法寺山古城跡のある所とす、山上所々に礎石壘壘の迹を存す、土人云く今の妙法寺村は當時の城郭の中に屬す、地を掘れば今尙處處々に石垣の類を見る、山麓を南に迂回し二十町にして塚原村あり、温谷山と此城山との間に在り、是れ古の妙法寺村の所在なりと、山頂に登れば南東北五六里の間は皆一眸の中に在り、國府即ち今の武生の如きは脚底に在るが如し、南少東は即ち直ちに柚山の連山と對す、舊は瓜生氏の築く所にして越前守照之を守る、後に朝倉の臣小泉藤左衛門吉統もまた此に居ると云ふ、敦賀今庄の兩路を制し北路一帶を控して頗ぶる要衝の地に當る、瓜生村 鯖江驛の東南二十餘町今立郡國高村の中に屬す、東西兩村に分る、瓜生氏

館述と稱するものは西瓜生村に在り、村の東端に白山神社あり、境域方三十間餘、遠祖衛保の靈社にして瓜生氏の生土神と稱す、長馬場跡もあり、社の西隣に一茅屋あり、南光院と曰ふ、舊は山伏にして今は祠官たり、氏を瓜生と曰ふ、芝原村、武生の北十數町の處に在り、判官六代の孫瓜生準人正管の子芝原新治、耶允の住せし所なり、四郎丸村、妙法寺山の南數町に在り、武生より今宿に至る中間なり、瓜生加賀守重當時此に住せしと云ふ、鯖波驛、湯尾の北一里に在り、鯖波停車場を距ること僅に數町にして日野川を隔て、柚山に對す、瓜生寺の所在にして、義鑑房懷運常に此に住せしと云ふ、今其跡を留めず、瓜生野村、條郡王子保村の中に屬す、大鹽入幡社より西に入ること一里、深谷の間にある一小村なり、八幡宮司傳ふる所の系譜に當國に於て義貞討死し、諸所の枝城陷落し根城(柚山妙法寺山を云ふ)も足利高經の爲に落され照以下柚山を去て當家へ來る、暫く領山の城下の谷に籠らしめ、たれとも大軍に當るべき方便なし、時に泰泉(清原姓舟橋氏)にして判官保の女婿なり、子なし照の第二子を養ふて子と爲すと云ふ、曰く是より一里奥に領山あり、入口細く谷間狭く、賊に切通の奥の如く其形善き野山あり、急ぎ彼の地へ移り溝を掘り土居を構へ城を築くべしと皆聞て彼の山に籠城す、難場故攻むること能はず他國に通する山路あり、依て重縁の爲めに兵糧を送る、故に其山を見繼山と號す、其後足利へ降参し子孫或は朝倉へ歸服し、或は管領(斯波)へ招降すとあり、蓋し此處を云ふなり、其後判官の孫源太謙、幼時一旦瓜生寺に入て僧となるもの、後還俗して家を興さんと欲し此地に來て居住す、應永四年十一月十八日年六十四にて卒せしと云ふ、宇津尾村、今庄より國道を取て南方大門村に至り、東に折て山徑に就き登るこ

と一里強にして遠す、深山中の僻邑なり、或云ふ瓜生氏の館跡あり、今は農家三郎兵衛なるもの居住す、其由来を知らず

瓜生判官保の古墳、判官保の墳己に發見する所あり、現に樞曲村の山上に在り、爾來陸軍將官は兵を率ひ學校教官は生徒を伴ひ暇ある毎に其忠魂毅魄の在る處を弔し以て部下の忠勇勲肝を發揚鼓舞し居れり、只恐る一團の苔石草葉中に在る文字の之を表するものなく、一旦之を發見せしも歲月の久しき後來再び埋没し去らんことを(中略)山頂に遠す巨圓石二あり、一は西に面して立ち、一は横はる、其邊方七八尺小圓石數個を以て之を圍む云々(同上)

〔越前名勝志〕に曰く樞曲村は平原の宿の西にあり、新田義貞金ヶ崎に籠城の時、瓜生判官保弟義鑑房後詰せんが爲に此地へ發向し、是より道を替て向ひし所に、敵軍襲來つて此地にて挑み戦ふ、判官兄弟利なくして討死す、此所に今に墓ありと云、因に云明治三十年六月其後裔瓜生寅翁來つて其墓蹟を詳かに探討し且此墓に詣て、後更に巨墓を建て瓜生判官保之墓と稱れり又左の敵方の文書は金崎城を攻むるに苦戦したるの狀を盡せり、以て城兵及び瓜生照等後詰の強勇なりしを知るべし

〔大日本史料〕第六編之四(參考) (加訓點)

(南朝延元二年北朝建武四年の項)

高師泰諸軍を率ゐて義貞を越前金崎城に攻む瓜生保同國柚山城に據りて義貞を援く

(市河文書) 市河左衛門十郎經助軍忠事

武 臣

右爲新田義貞誅伐村上河内守發向金崎城之間去正月一日同馳參十八日二月十二日合戰等每度致忠節畢十六日者新田脇屋瓜生以下凶徒爲當城後縮寄來之間任御手分而屬于村上四郎藏人房義手登向上山追落凶徒等畢自三月二日至子五日夜縮合戰致忠六日寅卯時者自大手責入城內捨一命燒拂對治上者給一見御判爲備後證言上如件

建武四年三月日

(村上信貞)

承 了(花押)

市河左衛門十郎經助軍忠事

右屬于村上河内守信貞手於信州致忠節同道參洛之處爲新田義貞誅伐去正月一日高越後守殿御發向之間馳參同十八日二月十二日合戰竭忠畢十六日者新田脇屋瓜生左衛門尉(保)等爲當城後縮寄來之間任信貞手分而村上四郎藏人相共登向上山悉追返凶徒等畢自三月二日者夜縮合戰六日者自大手責入城內捨一命致至極合戰上者給一見御判爲備後證言上如件

(高師泰)

承 了(花押)

瓜生照

信濃國市河孫十郎親宗軍忠事

右爲誅伐新田右衛門佐義貞以下凶徒等越前國金崎城江御發向之間自去正月一日屬于村上河内守信貞手同十八日合戰致軍忠同二月十二日自城內凶徒等打出時致散々戰親宗被射通左膝口之刻村上四郎藏人房義植野左衛門次郎朝親被見知之畢同十六日瓜宇(生と同じ)以下凶徒等寄來時合戰仁抽軍忠自今月二日同至五日夜々責合戰致散々戰同六日未明責入城內令誅伐凶徒等畢加之大手一木戸口警固軍忠重疊之上者給御判爲備後證恐々言上如件

建武四年三月日

(村上信貞)

承 了(花押)

〔太平記〕(原片假名)

瓜生判官老母か事 去程に敗軍の兵共柚山へ歸ければ手負死人の數を註すに里見伊賀守瓜生兄弟甥の七郎が外討死する者五十三人被疵者五百餘人の子は父に別れ弟は兄に殿オノれて啼哭する聲家々に充ミチミチ満り去共瓜生判官が老母の尼公有けるが敢て悲める氣色もなし此ノ尼公大將義治の前に參て此ノ度敦賀へ向うて候者共が不覺にてこそ里見殿を討せ進らせて候へさこそ被思

武臣

烈婦軍勢
を勵ます

召候らめと御心中推量り進らせて候、但是を見ながら判官兄弟何れも無恙してばし歸り参りて候はゞ如何に今一入うたてしさも無遺方候べきに判官が伯父甥三人の者、里見殿の御供申し、殘の弟三人は、大將の御爲に、活残りて候へば、歎の中の悦とこそ覺て候へ、元來上の御爲に、此ノ一大事を思立候ぬる上は、百千の甥子共が被討候共、可歎にては候はずと、涙を流して申つゝ、自酌ミソクを取て、一献を進め奉りければ、機を失へる軍勢も、別を歎く者共も愁を忘れて勇みとなす、云々

河島維頼

維頼は左近藏人と稱す、越前の人、延元の初勅を奉じて本國を撫定し、新田義貞皇太子を奉じて北出するに當り、維頼從ふて金崎城に入り、城圍甚窘しむ、義貞弟脇谷義助と維頼を以て郷導と爲す、夜潜かに柚山城に通れ、尋て義助に從ひ三峯城を守り、又足利高經と鯖江に戦ひて之を走らす、義貞敗死し、義助越前府に退く、維頼三峯城に留まり、義助織田田中等十七城を抜き、維頼分つて攻めて戦功あり、遂に其終る處を知らず(太平記)

三峯山立山今
北三北中
五方五北
織所構方
田中織所
丹中織所
跡中織所
田中織所
郡中織所
在丹中織所

今庄淨慶

今庄九郎入道淨慶は越前の人なり、足利高經に仕へ、近郷の野伏を集め、嶮岨に鹿垣を結びて逆木を引き、要害に鏃を調へて新田方の落人を打んと待つ、脇屋義助此體を見、今庄法眼久經の一族ならん、此者ならば舊功を忘れじ、誰か往て諭せと云、由良越前守光武只一騎馬を控へて、脇屋右衛門佐殿の合戦評定の爲に、柚山城より金崎へ越され候に、斯道を塞がるならん、若一矢一筋をも射出されなば、何くに罪科を遁れんや、早く弓を伏せ甲を脱て道を通さるべしと、高聲に呼ぶに、淨慶馬より下り親の久經御手に屬して、軍忠を致したれば、舊恩を忘らずと雖も、今は父子尾張守殿へ屬したれば、一矢仕りても通すまじされど、本意に非れば、御供一兩人給はり候へば、其首を取りて合戦したる體にして、首を證據に、罪科を免れんと、光氏歸て之を語る、義助進退谷まりて黙す、其子義顯云ふ、淨慶が言理ありと雖も、是迄付添たる士卒は、親子よりも重し、されば、彼等の命に我等替るとも、士卒を殺すに忍ずと回答せよ、若聽されば、我等士卒と共に討死して、將の士を重んずる義を傳へんと、光氏又往て之を語る、淨慶心決解せずして、數刻を移す、光氏馬を下り

道を通す
望に首の所

鎧の上帯切て投捨て天下の爲に重かるべき大將の身としても軍勢には替がたしとぞ、況や義に依て命を輕んずべき郎徒の身は主命に替らぬ事や有べき早く光氏が頸を取て大將を通し進らせよと言て腰刀を抜て自ら腹を切んとす、淨慶此忠義を見て走り寄て其刀を取り、大將の御士卒の所存皆理あり、淨慶罪科に當らんとも情のなき振舞は致すまじ、早々御通り候へと弓を伏せ逆木を引除け落涙して道傍に伏す、兩大將大に感じ我等假令戦場の塵に没すとも、若一家の内に世を保つ者あらば之を證として忠義を顯さる可しと、射向の袖に指たる金作の太刀を抜て淨慶に與ふ、光氏は主の危難を命に替て救はんと思ひ、淨慶は親の義を感じて後の罪科を顧みざるこそ勇士なれ

後高經此事を訴ければ淨慶は不忠の者なりとて本領没收せらる(太平記)

眞柄十郎左衛門

名は直隆、通稱十郎左衛門と云、朝倉義景の家臣にして今立郡眞柄村の人、膂力人に超たる豪勇の士也、永祿十一年義景織田信長と隙ありて合戦す、元龜元年六月廿八日江州姉川の戦に眞柄十郎左衛門五尺三寸の大太刀を以て數多の軍勢を切抜て自ら名乗り、三河勢を呼ぶ、織田の助勢三河勢の匂坂式部第五郎次郎六郎

眞柄の大太刀

五郎の兄弟三人來り戦ふ、郎黨の山田宗六も亦來つて主従四人眞柄に向へば忽ち宗六眉間を切られて打死す、次に式部の槍を打落し、今は是迄なり、汝等頭を取つて高名せよとて倒れける、匂坂頓て走り來て首を取る、太刀は越前勢持歸る比氣ありと、子十藏父に劣らぬ四尺三寸の太刀を抜き打死の場へ來る、三河勢青木所藏太刀を振上げて其首を打落す、所右衛門其死體を踏越て鎌鎧にて掛落せば、十藏此に戦死す四戰記事に五郎六郎が鎌鎧を以て直隆を倒し父式部に首を討れよと云十郎三郎直基と記せり

眞柄直隆館迹 今立郡上眞柄村より南の方畑の内にあり、又眞柄助助館迹は下眞柄村より南方一丁四方計の所にありと、城跡考に見ゆ、繪圖記には眞柄兵庫屋鋪跡上眞柄にありと

眞柄直隆墓 直隆の姉川に戦死するや、耶蘇河瀬三郎左衛門其遺骸を、越前今立郡宮谷村時宗興徳寺に葬り、今も境内銀杏樹下にあり、聲教院相阿彌陀佛、元龜元年六月廿八日、眞柄重郎左衛門、漢阿彌陀佛同弟、識阿彌陀佛同子とあり、又岩本常願寺に位牌を納むと云

印牧能信

一巻に印
牧彌六左
衛門

能信初め彌六左衛門後丹後守と稱す。朝倉義景に仕て南條郡鉢伏山城守たり。天正元年八月十三日刀根坂の戦に能信捕らる。信長其戦勝を喜び降人を實檢す。前波吉繼（おきまき）印牧（おみき）なることを告ぐ。信長其驍名を知りたるが故にいかにして捕へられたるやと問ふ。能信云ふ。未明より兩三度合戦し前田佐福富等と戦ひて大いに疲労し。遂に斯の恥を曝したりと。信長之を尤とし死罪を免し。早く縛を解けと命ず。能信云く赦免の厚意を謝す。然れども譜代朝倉家に仕へ。國奉行の名を汚すもの也。存命するとも千年を保つものに非ざれば疾く誅し玉へと。前波吉繼傍に在て曰く。御誑偽に非ず。本領も與へるなれば只辱なく受らるべしと。能信巨眼を開き吉繼を睨一睨し。汝は見苦しき恩賞を受け。去年勘氣を蒙りたれ。賢人は二君に仕へず。然るに其恩顧を忘れ。今更信長殿に屬すると人道に非ずと罵り。唯一刻も疾く頸を刎玉へと。信長止むとを得ず。河原に引出さしむ。能信云く弓取を討捨にする法やある。我腹を切らんとて脇指を乞ふ。即ち渡しければ能信腹十文字に掻切。腸を握んで四方に抛ち早くと云へば。太刀取時に其背に廻り直に頸を落す。

討捨の無
法を詰る

〔信長公記〕 太田和泉守資房記

爰に不破河内守内の原野賀左衛門と申者。印牧彌六左衛門を生捕。御前へ參候。御尋に依て前後の始末申上之處。神妙の働無是非の間。致忠節候は一命可被成。御助と御錠候。爰にて印牧申様に朝倉に對し。日比遺恨雖深重之候。今此刻歴々討死候處に述懐を申立。生殘御忠節不叶時者。當座を申たると思召。御扶持も無之候へば。實義も外聞も見苦敷候はんの間。腹を可仕と申乞。生害前代未聞の働名譽不及是非云云。

〔孔雀樓文集〕 安永三年 清田修史著 印牧氏碑銘

印牧能信仕朝倉氏爲騎將。驍勇喜戰。屢立功績。陞爲鉢伏城主。與聞國政。初稱彌六左衛門。後者號丹後守。姊川之役。朝倉氏諸隊皆潰。能信獨帥所部血戰。部兵殲。身又被數創。因就擒。織田公夙聞其名。引見。面慰諭降之。座有先投降者。名某。傍勸誘之。能信噴眼怒罵曰。叛賊止。勿多言。乃謂織田公曰。囚虜人無復可言者。請賜速死。辭色甚厲。公知其不可屈。引出戮之。能信願刑者曰。殺士有禮。豈同罪囚。刑者授刀。乃割腹而死。至今稱其忠勇。今歲辛卯之秋。僚友雨森溫汝玉。樹石鉢伏山上。請予銘焉。戰爭之世。非無猛士。能知大義者鮮矣。印牧氏其庶幾哉。銘曰。 騎帥雄 國士風 戰圖空

武臣

臣節終 人褒忠 石呈功 傳無窮 日在東

岡田景周

景周は内藏助と稱し剃髪して丹龍寺入道と號す、國主朝倉に仕へ稻津の城主たり、劍花菱或は六星を以て帷幕の徽號と爲す、其先は源義光より出づ、義光の曾孫を岡田冠者親義と曰ひ其子を左兵衛藏人成義と曰ふ、壽永中源義仲に屬し俱利伽羅峠の役に従ふ、平氏の軍敗れ走る、義仲勝に乗じて之を追ふ、參河守平知度大呼して返り戦ふ、親義進んで知度を撃つ、知度刀を擧げて其冑を斫る、冑墮つ、即ち親義の首を斬る成義踵て至る、知度自ら屠りて死す、成義即ちこれを識す、源頼朝覇を稱するに及んで成義の功を賞し越前金津の庄を賜ひて采地と爲す、成義の子を藏人資義と云ふ、承久の役、北條朝時に屬して戦功有り、越中守護職を授けらる、子孫漸く蕃殖し越前越中の中に散居す、景周は即ち其裔たり、天正元年義景江州に出で余吾湖畔に營じ、織田信長と相持す、軍潰えて越前に歸るや、織田の兵追撃甚だ急、景周返り戦ひて此に死す、其子某十助と稱す、朝倉滅びて後柴田勝家に仕ふ、柴田亡ぶに及んで、去て前田利家に屬し、越中に遷り祿百石を食む、會利家の

磯景の軍死に從て戦

女淺野幸長に適く、十助即ち之が媵たり、已にして夫人卒し十助辭して越中に歸り、薙髮道宗と號し、京師に退隱して歿す、其子信成少くして利家の近侍たり、豊臣氏の小田原城を圍むや、信成奮闘敵首一級を獲、振旅するに及びて同僚某と功を争ひ之を手刃して去り、京都に住せり、元祿元年淺野幸長に謁し、後其祿二十石を食む、征韓の役幸長蔚山に向はんとし、途に明の大兵に遇ひ、其兵甚だ苦戰、將士之が爲めに死傷多く、幸長亦十餘創を被る、猶危を冒して進まんとす、信成乃ち其將龜田大隅と共に馬を叩へて極諫す、後幸長其功を賞し秩二百石を増す、寛永年中島原の亂作る、時に淺野長晟封を安藝に受け、信成をして幕府の使者板倉石谷に従ひて西下せしむ、兩使馬を敵城の下に立つるに、會ま敵中銃眼より槍を延べてこれを刺すものあり、衆愕きて退き避く、信成傍に在り乃ち槍を操り仰ぎ突く、槍欄中斷す、敵銃を叢めて亂射し左腋を傷け銃丸肚中に入る者二、從卒襲庭某主の危難を見、信成を肩にして營に歸る、安藝侯信成の功を賞し秩五百石を加ふ、其歿する時弓銃隊長に官し、祿千三百五十石を賜ふ、夫より相傳へて世々藩士たり、又家に後柏原帝の宸筆を襲藏し、毎年正月朔旦書院に掲げて以て舉族之を拜するを例とす、其系今に連綿として絶えず、後裔を岡田俊太郎と云現に廣島圖書館長

武 臣

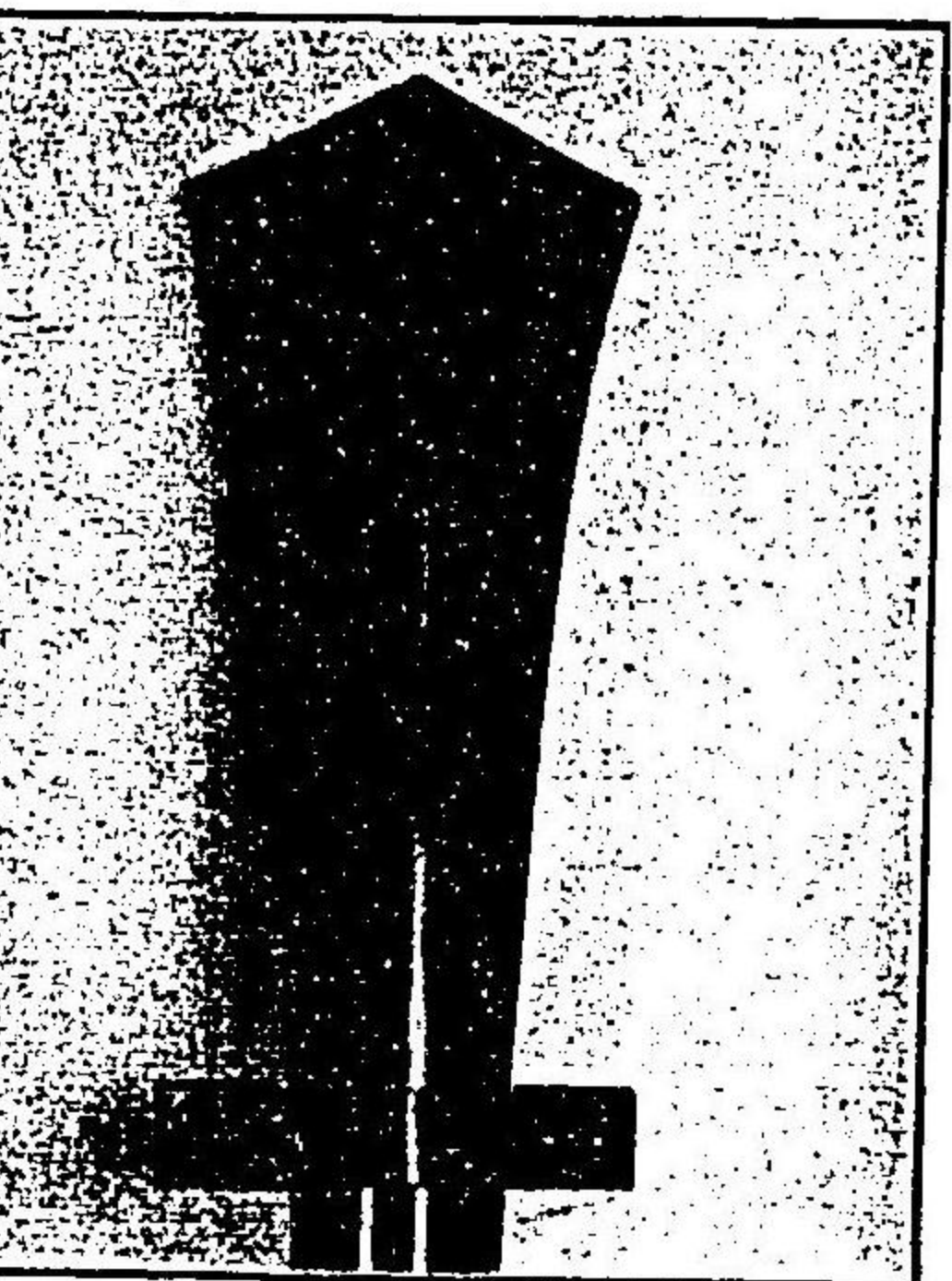
たり

毛受庄助

庄助照家勝一曰初名水野次右衛門其先は尾張國春日井郡新居村城主水野又太郎四世の孫也庄助照昌の時に當つて始めて稻葉村の村邑を開墾し此に城を築きて移住し毛受と更む形和葉城跡は尾州東春日井郡稻葉村字郷に在り舊照昌二子あり茂左衛門照景弟を庄助照家と稱す幼にして共に才名あり柴田勝家に召出され旗下の士となり小姓を勤む時に年十二元龜二年五月尾州長島合戦に織田信長の大将勝家の車中に在り柴田の金幣馬印を一揆に取られたる急難に勝家の指揮を受け毛受兄弟進んで奮戦し遂に其馬印を取返す天正十一年賤ヶ嶽に於て羽柴秀吉と勝家との戦に四月二十日賤ヶ嶽大岩山に中川清秀の砦あり佐久間盛政行市山より其砦に向ひ清秀を撃つ二十一日已剋本城を明渡さんとするの約を結びけるを勝家は勝利の上は行市山へ引取備を堅固にすべしとの下知を盛政用ひざりしかば羽柴の兵遂に濃州より歸城して盛政の勢を包む盛政即ち敦賀へ出んとするに生擒せられ柴田の兵東野村今市村狐塚に進み佐久間

兄弟互に忠孝を争ふ

の敗を聞きて柳ヶ瀬の奥實山の砦に退きて勝家割腹せんとす毛受兄弟進み出て宜しく北莊城に於て天晴切腹せられよ我等代つて此に討死せんとす是に於て同意するもの五十餘名血戰の評議を爲し庄家より得たる金幣の馬印を茶臼山に立て備を堅固にす毛受老母あり依て茂左衛門弟庄助に向ひて曰く母を守りくれよ我敵兵に當らんと庄助云ふ母君を誰れと兄弟互に忠孝を争ふ處に敵兵已に鯨波を揚げ來り攻て木下半右衛門と戦ふ庄助は薙刀茂左衛門は大太刀



柴田勝家公金幣馬印
福井岡西光寺所藏

を以て奮撃電光の如し爲めに木下深手を負ふ時に小川土佐守之を救ふ庄助云ふ小川は初め佐々木六角譜代の臣なり後織田に順ひ明智光秀に降り今又羽柴に隨ふ其反覆無道は畜獸に異ならずと嘲罵す小川返すに言なく夫より敵軍一時に攻來り多勢に無勢五十の勇士も残り少なに討死し毛受兄弟此に數劍を蒙

り甲冑を脱て切腹す此時既に勝家北茂左衛門の辭世に

武臣

けふよりは千代まで年を経るとても聲はかへしな山ほととぎす
庄助も亦辭世をよむ

君の爲はねば野邊にさらすともいつも來て鳴け山ほととぎす

毛受兄弟戰死地 近州中岡郡池原村の四の山上、今猶毛受兄弟の遺骸を存す、照家子あり照清猶幼なり、慶長中尾張義直侯東谷山に狩獵の時其郷導をなす、世々狩獵場掛を命せられ稻葉村に居る、後代喜右衛門照道と云者あり、性甚酒癖あり、遂に其職を奪はれ浪人となる一子照重之を遺徳とし甥に家を出づ、照道之を不幸とし大に憤り先非を悔ひて自殺す、家唯老母のみ、照重の妹聲新居村水野又右衛門此老母に米を贈りて養ふこと年餘、老母没す、毛受家將に絶んとす、水野即ち弟に家を譲り自ら毛受家を嗣ぐ、然れども水野は毛受の本姓なるが故に姓を改めずして今に血統連絡す、斯くて照重は諸國を遍歴し醫を學び姓終に三河國磐海郡上野村に笈を居へ毛受立三照重と稱し醫を業とし嘉永六年没す子文内其後を嗣ぐ(田中甚三郎記録)
又越前今立郡片上村吉谷春日神社の末社に勝助社あり、是は毛受勝助此村邊の奉行たりし時不毛の地を開墾し且用水を設たれば、其恩義に報ひんが爲に祭る所にして勝助像を安置す、長三尺二寸之を神體と崇む(小川清松記録)
柴田公金幣馬印 劍先紙張子製黒塗金箔押、堅一尺四寸五分、上横六寸五分、下横三寸三分、一丈の二本繼の柄竹に一尺五寸の込木を挿す、柄竹の節間毎に各五寸の黒塗筋巻ありて劍先と柄竹の間に左右七ツ切の紙下を綴る仕掛なり、是福井藩士永見家の秘蔵なりしを維新後西光寺へ寄附したる者にして、永見の祖先は尾州の毛受村、毛

受小三郎と云三州田原の城主たり、男孫兵衛三州小山にありて則毛受庄助の從弟たり、妻は永見淡路守吉英の女也、永見志摩寺吉次始め毛受忠左衛門と稱せしが、福井藩祖秀康公に召出されて北庄に移住す、夫より永見と改め、代々此馬印を家寶とす、吉次弟あり、將監延洪と稱す是福井藩士毛受家の祖なり

毛受兄弟墓銘 滋賀縣權令龜手田安定君與余相善。一日、實然來謂余曰。我當按部抵柳瀬。先助毛受兄弟。當控禦之時。克守母訓。互重義。終同代。其主勝家。殿殿却敵。居腹就死。處上莫知之者。適有二人。導入于榛莽中。指一石。曰。即是也。視之。匪果石。以表之耳。乃酌酒。校誤拜跪而甲焉。嗚呼。元龜天正之際。猛將悍卒。斬級奪旗之手。不之其人。然而至忠孝義勇。如二人者。則罕見。其比。我欲建之墓。以激發天下之忠孝。命工治石。今告竣。功。諸子誌之。余深感君之忠。因暢其言。如此。時賢君。襄事者。中屬武田春夫。十四等。出仕小山政徳也。
明治九年四月。

水口栗園中村和藤撰。彦根翠殿川瀬行藏敬書

吉田修理

修理好寛は福井藩士なり、性遠識あり、兼て兵事に精しく、始め豊臣秀頼に仕へ後徵されて秀康公に仕へて殊遇を受く、好寛美濃に生れ藩に入るに及んで足羽郡南江守に封一萬四千石を受く、毎に公の左右に侍して謀臣たり、慶長六年九月北庄城を築くに當り、其總管となり、元和元年五月大坂の役其地理に精通せしかば

郷導を勤め、忠直公が公法に違ひたる素より遁るゝ所無を以て、身自ら之に殉せんとて、故らに天満川に入水して死す、後北莊に歸葬し、臨濟宗寶泉寺今云靈に墓を建つ、法名節叟道義居士と云、時に元和元年乙卯五月七日なり

慈仁肌湯
を救ふ

因に云、千滿嶽に吉田修理は、府中本多伊豆守家來なりしが、大坂陣の三四年前、知行所水害あり農民餓死に及ぶ、修理自ら農民の宅を見廻り鹽味喰米錢を施したる厚恩ありしを以て、農民等寶泉寺に墓を建て、尙年頭盆會には佛參したりと、又或雜記に府中吉田伴右衛門の家は修理の末孫にして、吉田修理青木牛市の墓を忠直公が京都妙心寺に建られし也と、又福井浄土宗安養寺に花屋齋度童女、十月十三日と記せる墓あり、是吉田修理息女を葬る處なりと

〔奉 思 錄〕

慶長六年九月北莊の城改築の事を命せられ此月經營初あり本城と二の丸の繩張は神君の御指圖なり、三の丸より外曲輪の繩張は吉田修理義寛に命せられ清水丹後孝正奉行たり曲輪々々の石垣は台命ありて諸侯より人夫を出さしめ給ふ北莊城改築の事は大同小異茲に略す慶長十九年甲寅十月八日御備組の職本多伊豆守より左之通り相違す

一番 吉田修理外四名略す

元和元年乙卯五月六日、忠直様昨夜四條繩手に御宿陣に付、今朝道明寺表の合

戰に御出合無之、直に平野を御着陣相成、早速本多丹下成重本多伊豆守富正兩人を神君千塚の御陣營へ指出され、明七日の御軍令御伺被成候處、御前へ被召出今朝道明寺表合戰を皆晝寝して不知りしか、明日の先手は加賀の筑前守に申付たると斗の上意にて、本多佐渡守へ御向ひ被下故、中納言は日本に知られたる武勇の將にて上杉の強敵さへも心安押へ、予か名を天下に揚たる其子の三河守か、今朝の油斷は親の名まで穢す事也、明日の合戰も加賀に後ては越前家の武道は捨り候と御咄有之候故、兩人恐入無是非罷歸り、右之趣一々申上候へば殊の外御殘念被思召、明日の合戰には是非可致討死との御意に付、左程思召被爲詰候は、御軍令は兎も角も、明日は無二無三に軍勢を被進城中へ一番乗被成可然旨丹下伊豆守申上候に付、夜に入吉田修理被爲召御軍議有之候處、何角も御任せ被成候様修理申上候に付、追付御出馬可被成候段相觸候故、梶原美濃守太田安房守へ被仰付、忠昌様出羽守様へも御使小栗忠八を以此段被仰進、五月七日曉忠直様御出馬、其以前忠昌様御初御先手本多丹下成重本多伊豆守富正吉田修理義寛等致出勢藤堂和泉守高虎殿陣所前を押越天王寺を押し行候處、松平筑前守利常殿先手の出勢を行合候に付、理不盡に追越さんと致候

武 臣

處、加州勢備を立切今日の御先手は筑前守兼候上は此陣より先へは通す間敷と差留候得共御先手の面々無二無三に押通らんと追合候處之修理馬を乗り出し筑前守殿には岡山筋の御先手、三河守は天王寺表の御先手を蒙候右の趣筑前守殿より御申渡は無之哉、大切の御軍令を鹿略に被存候歟其上場所も違候と言捨押通り候故加州勢も無是非相控居候に付御旗本を初總軍無難に押行天王寺と茶磨山に向御先手真中へ忠昌様右に丹下左に伊豆寺將基頭に相成都合十六隊に被備

御備組 一番備 略す 二番備 吉田修理 外に三頭武頭三手

今日御軍勢一番に被進候儀吉田修理一存の趣に致候得は其罪修理一人に相成追て御軍法御違背の御咎茂有間敷と死を極め其段死後本多伊豆守へ可申傳旨家來大館備前と申者に委敷申合天満川へ入水致相果候に付備前夫より伊豆守を相尋修理申置候通申達再び天満川へ罷越致入水 五月九日伏見御城へ本多丹下成重本多伊豆守富正御呼出に付罷出候處去七日城中に一番乗有之候儀は拔群の御戰功御威思召候得共御先手は松平筑前守に被仰付候處夜中致出勢加賀勢を押拔御軍法を被相背候儀如何成子細候哉御不審の旨本

多上野介正純殿を以御尋有之に付右の儀は家中吉田修理と申者如何成所存に候哉去る六日の夜中自分一手を引纏押出候に付私共兩人も無心許存跡を追出勢仕候故三河守旗本斗難殘致出勢候儀に御座候修理存寄の儀承届度存候共其日一戰の刻城兵を追行き天満川にて相果候に付其時の次第可承様も無御座候鹿忽の至奉恐入候と丹下伊豆守即答申上之

首帳 首貳拾六 吉田修理

好寛は美濃人性素より遠識あり兼て兵事に精し始め豊臣後關白に仕ふ關白自殺の後徴して淨光公に仕へ殊に寵遇せらる毎に左右に侍して事を謀る從て藩に入封を南江守に受く秩一萬四千石隸士若干改めて國城を築く時好寛總管たり此役や地理に委しきを以て命を奉して郷導たり藩兵終に大功を立つ軍散して天満川に溺て卒す北庄の河南寶泉寺に葬る節叟道義居士と諡す子無して祀絶す

岡部豊後守

豊後守長起 一書に 次は内記掃部頭の嫡男なり掃部頭は藩祖徳川秀康公に仕へて

武臣

千七百二十石を食む、長起母は岡部與三左衛門貞綱の女にして、將軍秀忠公の老女たり、名を岡部と稱す、因て内記を改めて岡部を氏とす、秀康公に仕へて北莊に來り住し、八百石より千五百石に昇進し、元和元年大阪夏御陣に忠昌公に附て出陣す、公より五月七日の御先手を願出らる、家康公許さず、若明日の先手を爲す時は家老とも大に迷惑すべしとのことなり、時に家老豊後守台前にて之を聞き公に向つて上意の通りに候へば事濟候、早速御退出遊ばされたし、上意の趣承り候とて心既に決する所あり、翌七日忠昌公彌先登せらるゝ時に従ひ大いに戦功を顯はし、吉田修理と同じく天満川に入て溺死す、是公が所志を助けんとて故らに軍法に背き、吉田修理と共に殉したる也、事上聞に達す、家康公豊後の死を聞かれ斯くあるべきとの上意なりしとぞ、長起嫡男を淡路と云、初め秀康公の小姓たりしが公逝去の時殉死せんとせしを禁止せられたるを遺憾とし、前年冬御陣に於て戦死す、時に慶長十九年十二月四日也、法名雄山勝莫居士と云、越前藩史略に夏御陣に父と共に入水すとあるを以て此に訂す

〔慶元關戰記〕 卷三十八

斯て越前の大守忠直公は、天王寺の一戦に打勝て、短兵急に揉立れば、吉田修理

吉田修理
と天満川
に入水す

眞先に進て遁る敵を追立公と進む所、天満川の邊にて敵川端に備て鐵砲をつるべかくる、是は郡主馬川左近が兵士ともなり、因て越前勢暫く猶豫するを吉田修理大に怒て諸手今日の戦に打勝たれば、何れも城乗せんと大勢さそひ進んで城中に乘入は必定なり、若他へ城を一番乗せられては御軍令を破て進みし甲斐なし、此川深しといへども何程の事有へさや、某先陣せんことを眞先に天満川の逆巻水中へ白波立て、飛込ば、越前勢誰か一人も劣るべき、一度に颯と乗入て浮ぬ、沈みぬ押渡す、吉田修理岡部豊後守は御軍令を破り、一番乗を進めたりし子細有れば、兩人は人に先達て向ふの岸にかけ上り、城の方を急度見れば、遁込城兵に押つゝいて越前家先手勢早村々と乗上るを見て、兩人莞爾と笑ひ、此上は今念なし、兼て兩人申合せし通當家の爲に二人が死を以てする秘計を行はんと、天満川へ兩人共に乗込て相果たり、跡勢は少も凝々せず、揉立々々押渡れば、終に難なく、不殘向の岸へ打上れば、敵は城中へ引て行云

淺田新輔

淺田新輔宗立は、坂井郡金津の人、もとは近州小谷城主淺井長政の嫡男たり、淺井

没落の後攝州平野に蟄居し、光永寺を菩提所とせしが、偶石山合戦起り、本願寺願如上人に隨身し侍大將に擧られて數回の戦に軍功あり、天正中國主朝倉氏の招きによりて來つて金津に居を定め、平野屋久右衛門と稱す、溝口河内守景逸宗居士の千石の女秀を妻とす、慶長三年の秋秀吉檢地のとき家敷地三百十二歩免除せられし朱印あり、金津町御水帳を下附あり、同七年問屋を業とす、徳川秀康公より人馬繼立取締の黒印を賜はる、元和二年六月十二日卒す、法名宗順、年五十二、墓は淺田庭内に在り、家に石山合戦に用ひし顯如より授かりし軍旗を藏す、長四尺幅一尺五寸絹地にして上に子持引ありて其下に六角の子持環形に一六の二字を書す、いづれも白地に黒染なり、又金津に教順寺を開基す時に其寺號及び七高僧幅を授かる、此由緒により、本山にては三關同様の取扱ありて法主通行の時は宿泊又は休憩を例とす

石山合戦
本願寺の
軍旗

〔淺田文書〕本願寺願如狀、慶長四年、寸三歩巾八寸九歩

先年遺物之儀悉籠城之用に相立候、右懸志之手、有難候、向後無退屈、各馳走頼入候、報恩講無事結願満足此事候、猶刑部卿法眼可令演候也、穴賢々々

十一月廿九日

顯如(花押)

四王天又兵衛

名は政實、通稱又兵衛、福井藩士なり、吉田郡舟橋押を勤む、其先は四王天三郎廣善、武藏國兒玉郡四方田に居住す、因て氏とす、其子五郎弘綱、元暦元年攝州一之谷に於て平知章を討ち、頼朝より伊勢國に知行を與らる、十三代四方田但馬守政長、藏人左衛門尉に任ぜられ、繪旨を賜りて四王天と改む、政實は則其四代なり、政實丹波に生れ、長して明智日向守光秀に屬し、天正十年織田信長生害の時、森蘭丸長康を討取、明智滅亡の後、豊臣秀吉に憚りて所々に身を隱し、紀州湯淺に居るを、領主青木紀伊守秀以其舊友の親あるを以て百石を與ふ、秀以越前へ入部に及て、隨從して吉田郡舟橋の押入とし、指置かれ、千石を領す、秀以病死の後、家祿斷絶す、夫より徳川秀康公入嗣と爲るに及て、召出されて、三百石を賜はり、舟橋に指置かる、慶長九年二月十日更に召れて、政實が丹波に於る軍功を以て、猶取立らるべきの處人多きの折柄とて、金廿兩下賜あり、翌年政實が宅へ休憩せられ、舟橋川筋御法度所并に運上所迄、川狩免許となるの懸命を蒙る、同年七月公が大坂に在るの時、政實九頭川に於て狩獲たる雉を使者を以て献上し、大に感悦あり、元和九年三月廿

森蘭丸を
討つ

武 臣

六日卒す法名覺了院休宮玄照居士福井曹洞宗永春寺に葬る男又兵衛孝信嗣ぐ

原平左衛門

正祐通稱平左衛門始名は八右衛門徳川秀康公に下總結城にて召出され四百石の母衣衆となる先祖は千葉介常胤の裔にして原若狭守の男大炊助其子正祐千葉家に仕へ後北條家に仕ふ千葉胤富同邦胤北條氏政同氏直の威状あり正祐武技に達して英名あり元和元年五月七日大坂夏陣の時黒衣の坊主肩を脱ぐの粧したる甲冑を着して出陣し加賀の手先を押通るとき彼是争論せしが正祐鎗を馬上に横たへて乗出し烈しき舉動ありしかば其後忠直公黒衣の坊主の出陣したるを尋ねられければ本多伊豆守正祐に氣付ざりしにや坊主は召仕申さずと答ける事忠直公傳寛永二年乙丑三月廿九日卒す曹洞宗孝顯寺に葬る法名慳岳全富居士と云男平左衛門正房嗣ぐ

原平左の坊主甲冑

加藤宗月

名は康寛一書に康幼名福千代丸松平右衛門太夫後加藤四郎兵衛と改め入道して

宗月と稱す志操卓然として識量あり大野郡にて五千石を領す家祖は多田下野守満快廿七代蘆田右衛門佐信蕃信州依田庄蘆田万石に厩住して武田家に屬す武田勝頼の勢衰へ信蕃をして駿州田中城を守らしむ此時信長に屬する者多し信蕃堅守屈せず勝頼敗死して城を開て退く信長之を殺さんとす家康公其節義を愛して密に信長の計謀を告ぐ信蕃即深山に入て隠る既にして信長亡ぶるに及て出て家康公に仕ふ信州佐久郡駿州志太郡を賜ふ且信州の政事を總攝せしむ台命に依り甲信兩國の武田殘黨を平定すべきの命を受け金采幣を賜はる眞田昌幸を屬せしめ誓紙を納めしむ使者依田十郎左衛門に同年七月信州諏訪佐久間兩郡を下さる天正十一年岩尾城を攻るの時信蕃討死す嫡男松平修理大夫康國四年十嗣ぎ小諸に居城す是康寛の兄にして康寛其後を嗣ぎしものなり母は大久保相模守忠隣の女天正十四年兄と同じく徳川家康公の前にて元服し諱字及び腰物則光拜領す松平新六郎康寛と稱し十八年信州阿江木谷浪人千餘輩徒黨一揆の時康國年廿一康寛年十七相謀つて林平に逆戦し其將伴野刑部及び従兵三百八十餘人を討取秀吉公の威状を受く又同年北條征伐の時上州西牧城守將北條臣多目周兄弟之を抜き守將を討取石倉城を抜く時に康國不幸生害

武臣

関泰の助
目者を殺す

す、即康寛遺領を襲ぎ所替して上野藤岡緑野武藏榛澤に移る、此時松平右衛門太夫と稱し従五位下に叙し、蘆田十二萬石を領す、嘗て京都に祗役し、旅館に碁を圍む、將軍家隊士大番組小栗三助南越雜話に傍に坐し其敵手を助く、康寛屢之を禁ずれども聞かず、依て大に怒りて、三助を斬り、直に高野山に隠る、徳川秀康公平素其武名を知りて之を喚び本多富正に屬するに禮を加ふ、時に慶長五年正月なり、公就封の後五千石を割き庖厨に充て客禮を以て之に遇す、大野郡木本に居り、故らに姓名を匿して加藤四郎兵衛と稱す、大阪冬陣の時康寛この木本に在て陣觸に接せず、然れども自ら等閑視す可らずと爲し、俄に士卒を率ゐて木本より直ちに篠俣越を過ぎて美濃路に出づ、此に忠直公途中に在て此事を知り康寛に使を遣はして令して曰く、汝尤ある身なれば無用なり、殊に大野は越前の要地なり、須らく引返して彼地を守るべしと、康寛止むことを得ずして返る、公薨後淨光院正寺に詣して廟を拜す、既にして階を下るに人あり、寺庭より出て來り近づく、康寛之を見るに、前に殺せし處の小栗の子也ければ、即眼を瞋らして之を叱す、其人畏れて逃ぐ、忠直公之を聞かれて卒師二人に命じて大に足羽山笏谷邊を索むれども遂に獲ず、蓋し寺僧竊かに之を導くなり、故に寺僧を追拂ふ、是より康寛廟參すれ

印を横に
押す

ば則路次旁道を固め近侍卒師を寺に遣す、其卒山上に護す、後其例移つて公の廟參の式と爲す、康寛祝髪して宗月と號す、忠直公西遷の時將軍家にては公に其妃を携へざらしめんとす、因て閻老等をして盟書を献ぜしむ、富正等輒ち盟書を作り、姓名を連ねて之に印す、宗月肯んせずして曰く、夫の妻に於る士、庶すら猶沮むことを得ず、況や公侯をやと、富正理を枉て之を強ゆ、止むことを得ず、宗月即ち印を横さまに押して之を出す、將軍家見て苦笑せられしと云ふ、承應二年癸巳八月十八日卒す、福井曹洞宗總光寺に葬る、法名總光寺殿孤岸良月居士と云ふ、墓誌に下前右衛門大夫、嫡男貞綱嗣ぐ、人と爲り質直和厚、親に従ふて至孝、君に仕へて忠誠、好んで兵法を學ぶ、寛永十四年七月廿三日三十二歳にして卒し、永平寺に儒葬す、是其遺言に従ふなり、弟圖書嗣ぐ

蘆田圖書

圖書名は吉賢初め大學と號し、又内膳と稱す、福井藩士加藤宗月の子也、松平綱昌公の時別に千石を賜ひ父卒して北祿を受く、信濃の故地を慕て蘆田と稱す、性篤敬忠信人に重ぜらる、其宅地鷹冷場の松原に在り、吉賢小道具町の宅地を好み請

武 臣

士功自ら
勞力す

てこれを賜はる、然れども其地勘にして浸水湛々輒ちこれに築くことを得ず、吉賢乃ち堰を築き川水を避け親ら賃を携て土石を運ぶ、是に於て諸士皆之に就く、期月水去り土乾いて家屋を營作することを得たり、其人を使ふ大率此類なり、後家老職と爲る、天和二年壬戌九月廿八日卒し曹洞宗總光寺に葬る、時に年六十四、男子なし石川市正總氏の三男を養ふて其後を嗣がしむ、是を下野賢詮と云

狛伊勢守 附大學助孝清

孝澄幼名小法師、長兵衛、空允、伊勢守と號す、福井藩執政職たり、祖先を狛山城守在原家吉と云、山城國狛村に在城し二萬石を領す、其先は平城天皇の子阿保親王に出づ、後裔家吉に至る、其子家正唯女子一人あり、長谷寺の淨阿上人は則其弟なれば家臣等議して還俗を乞ふに肯せず、曰く我養子を以て家を嗣しめん、と九條家の男子を請ひて相續す、因て姓を藤原とし家紋丸に大の字を輪賣と改む、是を攝津守實親と號す、大和泊瀬郷岩坂に築造して狛村と名く、因て移住す、磯城郡岩坂城跡、今、狛子立、蕃允、實秀、領地六萬石餘、狛山、遠江守、澤三河守、戒重、甲斐守、村字、狛と云、猶存す、永祿十二年瀧川一益の兵と戦ひ枇杷の葉鎧を以て敵兵を突殺す、此、狛村家

神助揚枝
の目釘

具足の着
初式

北畠具教戰圖の二字の掛物を賞とす、上、同、大和大納言秀長大和を領するに至り、其臣たるを肯せず、領地を捨て大坂に退隱剃髮して自濟と號す、諸將招かるゝも辭して行かず、越前黃門秀康公の夫人長勝院殿又召す、老病を以て辭す、即二女を召て奉仕せしむ、後恩遇謝すべしとて夫婦又越前に至る、恩命に依り子孝澄をして松平忠昌公に奉仕せしむ、孝澄母は小泉四郎左衛門秀元女孝澄處々隨從して後大坂陣に供奉し、首二級を獲る、此時孝澄は拜領の馬に乘たりしが、鎗持若黨後れければ、獨り馳て敵と戦ふ、忽ち刀の目釘折る、其邊揚枝あり、是春日明神の神助なりと喜び以て修覆し城に向て行く、時に朱塗に銀の向面したる鞍置馬に直鎗を付て行くを認め之を呼ぶに其者驚て馬を捨て落行ける、依て其馬を奪ひ其鎗を取て乘る、敵忽ち來り戦ふ、遂に其首を得たり、軍中福井の自宅に寄たる書翰あり、後忠昌公越後高田より江戸參勤の時孝澄が大坂天王寺町口の軍功を賞し、先鎗に朱柄を持つべきの仰あり、依て代々此を例とす、嫡男大學助孝清と云、幼少の時具足の着初あるべしとて、其頃阿閉掃部と云人武邊場數の覺えあれば、彼を頼みて師範とし、儀式終て後伊勢の云へるは、足下には度々の軍の覺ある事なれば、何にても若き者の心得にもなるべき事を語り聞されよとの所望に、いろく物語ある中にも何れ

武 臣

孝澄の妻
法名應
院と號す

の時かよき敵と鎗を合せ戦ひ、數刻に及べども勝負つかず、殊に晩景にも及びし
 ば勝負は重ての事にすべしとて、互に物分れしたるが名をば青木新兵衛と名
 乗りたり、斯の如き武者振勝れたるは珍らしとて頻に嘆美して語けるに、次の間
 より一人の老法師出て、先刻よりの御咄儲々面白く承り候、其新兵衛こそ某にて
 候と云ければ、掃部も大に驚き此席にての再會に奇異の思を爲し往昔の事ども
 語り合しとぞ、青木新兵衛其頭狛家に寄食しけるが、後家臣となり遣族今にあり、阿閉掃
 部は福井に住せしが仕官の事もなく、他方へ往しが終る處を知らず
 孝清後光通公の時櫻馬場の土木工事起り惣奉行を勤む、性多病治を良醫に請ん
 とて京都に赴く、漕出る舟のゆくへもしら波の風にまかする身こそやすけれと
 歌を詠ず、療養其効無くして同地に歿す、時に明暦三年六月廿三日なり、年四十二
 福井通安寺に歸葬す、法名本郷院歇心善休大居士と云、父に先つが故に孝澄の男
 木工允貞澄二代を嗣ぐ、孝澄の妻は右京進日下部政元の女にして亦烈婦なり、昔
 て孝澄が忠昌公に召出されし時、猶小祿なりき、然るに力量衆に勝れ、近隣皆之を
 恐る、一夜宿直留主を守るに強盜四五名、其隙を窺ひて入る、妻之を悟り故らに高
 聲呼んで曰く、請ふ木工殿起き玉ふべしと盜聞て敵し難しと直ちに逃ぐ、妻薙刀
 を揮ひて追ふ、盜彌恐怖狼狽して邸裏の塀を越て去る、後れて逃る者太股より斬

落され、胸また塀外に落つ、則薙刀を椽に立設て再び寝に就く、健闘勞れて熟睡曉
 を知らず、孝澄歸りて猶起さず、薙刀を顧みて其鮮血淋漓たるに驚き問ふ、妻乃ち
 昨夜の事を語る、孝澄深く其豪膽に感ずと云、又大坂出陣の時我衣を解きて指物
 に仕立て孝澄に附す、即打取たる首を包みたる血染の切今に狛家に藏す、孝澄萬



武 臣

京 都 市 狛 元 氏 藏 氏 蹟 筆
 治二年己亥二月九日卒す、通安寺に葬る、法名圓
 了院幻菴休夢大居士、時に年七十有九
 「御ひさやく下候間申、七日のひるちふん
 にかせん御いり候て、大さかみなくうち御や
 ふりなされ候、とのさまも御じしん御てがらな
 され候、われくもくひ二つまでとり申候ても
 おい申さす候、ましく心やすくおほし下され候、め
 てたくかしこ
 なとくし永見志摩殿もてがらめされ候、くひ二つ
 御とり候、おむかひさまへ申たく候、けさ殿も
 くひ御とり候、てもおひ申さす候、御心やすく

あちさまへももさへもん殿池上茂左衛門 那須佐五衛門五へもんもくひ御とり候關治兵衛ちひやうへは
てを御をい候めてたくやかてくまいる

おいわよく御そたて下され候めてたく申候

五月八日

大さか表より こまもく

こまもくやとへ参る

西尾仁左衛門

名は宗次初名は久作、後仁左衛門と稱す。福井藩士なりもとは相模の人、遠州高天神の役、横田甚右衛門に屬して戦功あり、藩祖秀康公七百石を以て宗次を召出さる。時に文祿二年なり、公に従ひ越前北莊に住し、鳥銃頭たり、忠直公の時、大坂夏陣に従ひて出陣し、敵首を取ること十三級時に、大坂方の驍將真田幸村戦ひ、勢れ城兵潰へて既に討死と覺悟せしにや、恰も宗次來つて十文字鎗を以て幸村を突き馳寄て組伏んとするに、幸村急に之を止め遺言を托して首を打たる。別項 後兩御所に首實檢の時、藩士野本右近は御宿勘兵衛正倫を打取たるが、正倫藪蔭に休み居たるを我六七騎に通ひけるを呼留め、首を興へくれたりと云ひ、宗次は幸村と

真田幸村の最期

働を言上す、兩御所には、野本は有の儘の申狀也、真田程の者が西尾に名乗合せ勝負せんやと笑せらる、されど驍將の首を得たるの功を賞して、黄金及び時服を、忠昌公よりは腰物及び黄金を賜はり、後千八百石を下賜あり、寛永十二年中卒す、仁左衛門貞嗣玄勝其後を嗣ぐ、當時の甲冑幸村の采配等西尾家に藏す

〔慶元關戰記〕 卷三十八

爰に真田左衛門幸村疲れ、武者四五十騎、雜兵百人計りにて、小高き所に旗押立て居りしが、向ふ者なかりしは關東の諸手諸方に合戦は急成故なり、此間に真田は士卒の疲れを休め、四方の合戦の模様を窺ふに早味方悉く敗北して、皆々戰場に討死し、残る兵士は城中になだれ入り、明石掃部介は瓜主野方へ開き退く、爰に於て明石も討死と聞へたり、本郷左近は酒井の手に戦ひ討死す、然れども毛利豊前守が軍兵奮手強く戦ひ、輪貫の鳥毛の馬印くるり々と立廻り事頻りにして、如何にも戦急なりと見へて、黒烟天を覆ひたり、其内早未の半刻と思ふ頃、關東の軍勢は段々莫り來り、彼毛利が馬印も見へず成故に、馬烟此方へ疎く、幸村是を見て、倍は伊木毛利も討死せしよな、今は是迄なり、此所にて討死すべけれども、今朝手合の戦は越前家なり、彼軍士赤旗唐人笠の馬印を見て手強く戦しに、某地家の手に首をあたへなば、嗚かし本意なく思ふらん、又亂軍の内に討死せんも、賊に以て残念なり、急ぎ堺海道の方へ開き、廣場にて花やかに戦ひ生害すべしとて、旗馬印を真先に進めて、堺海道へと人數を押行、今朝迄隨身の譜代の家人又は朋友討死の死體所々に横はり並々たり、

武臣

(中略)此時越前の大軍は城兵を追拂ひ首數多討取、勢ひ裏々と前軍中軍追々城を乗る内に跡備の本多飛騨守も跡より押來りしが眞田が備を見て兵を横に進め馳かゝりける、時に幸村は從士四十人雜兵百十餘人成しか、面々に向ひ申けるは、今朝押出したる時は一手のみに三千、雜兵共に凡五千餘人なりしが、悉く討死し或は追散し今日九度の戦に僅に討なされたる物かな、是迄某を見繼て付添玉はる面々誠以神妙の者共也、右大臣公の御恩を報じ討死し我城中に歸つて御最期をも見届度は思へども城中にて討死せば燒死と成て首も見へず、眞田は逝たるかなと疑ふ者も有んか、依て今陣頭に於て明かに討死し首を關東へ渡さんと思ふ也、面々も供致されよと(中略)我こそ滋野親王の後胤眞田正忠幸隆入道一徳齋の孫左衛門佐幸村也、定て音にも聞つらん、武運盡て此陣頭に首を授く、立寄て高名せよと呼はり、敵陣を正面に受て脇目も不振威儀を亂さず、扣へたり、我討取らんと數十人八方より近付に幸村は眠るが如く見向もせず、聲を取て欣然として動かず、時に越前の士西尾久作(後仁左衛門と稱す)十字字の槍を以突落馳寄て組伏んとす、幸村は起直て塵をかまへ西尾に向て今御邊に首を授るも定めて前世の因縁たらん、賴置一條あり、此賊きたる背を眞田大内記腰なる刀をば同河内守に送り賜るべし、又此采配は秀頼公より拜領の太閤傳來の塵なれば首に添て高名し玉へとて、眼を閉威儀を亂さず討れる、西尾は是を領諾し式臺して刀を抜首を打てけり、幸村は古今の英雄にして弓矢を取て一生涯誤りなく、去年以來城中に於ても奇計を操れども用ひられず、大野渡邊が盟に謀せられ、無念の内に目を送りしが夫を不恨心に貸て忠戦を勵まし、終に此戰場に命を落し忠義を泉下にあらはしける(中略)上意に不便や眞田幸

幸村の遺言を聞く

村は討死せしと覺ゆるぞ、唯今首に對面せんとの仰成しかば、諸人不審に思慮に果して越前家の士西尾久作眞田首をば采配を添て持參し是を獻ず、時に神君未だ首桶を開かせられず、此首幸村に相違有まじ向ふ齒かけて有べしとの上意故、御御衆驚不審を爲す云云

〔慶元通鑑〕 卷十

眞田左衛門佐は今日を最後と思ひ切たる事なれば、萬卒にあたつて力戦する事數剋也、左衛門佐自身の働思ひ殘す所なしとて馬よりをりて床机に腰をかけ、暫く休み居る所に、越前少將の從士西尾仁左衛門尉とて篠治が組付の士鎗をひつまげ眞田が前に來り既につかんとす、眞田是を見てにつここと笑ひ、資殿見事の操舞なるぞ、我は眞田左衛門佐幸村とていやしからぬ敵ぞ、いさゝか此期にいたり資殿と戦ふべきにあらず、しばらくくいふ事あり、(中略)早速少將忠直に西尾が高名の次第を篠治くわしく申進しければ、忠直是を聞て眞田は名將たり、西尾は武運に叶ふ者也、兩御所へ早々可申上とて篠治を相添て御陣所へ眞田が首を獻ず、公此様子を聞し召西尾手柄のよし仰らるゝ、則眞田がかぶとを被下其上兩御所御前へ召出され御言葉をかけ玉ふと也、則忠直より西尾へ即座に千石の加恩有て千二百石の身上となりぬ

山本清右衛門

清右衛門は福井藩士なり、始め武田信玄に仕へ、後徳川家康公に召出さる、近江國井

武臣

伊兵部預にて長久手蟹江の城攻に、甲州の士四五十騎清右衛門と共に働く、時に敵の武頭足輕二十人許を引連、乘馬にて退去するを、清右衛門討取兵部へ見するに蟹江表の一番首とて直に家康公へ披露に及けるに、折節床机に掛りて初瓜を食せられ其半分を下さる、後真田安房守へ仕へ、信州上田城責の時城兵の内依田兵部と共に出て、戦ひ依田は討死し清右衛門は負傷しけれども、依田の屍を圍ひて首を取らせざりける、然るに其依田を討取たるに付神子田典膳辻太郎助互に初太刀の争論起りて決せざりければ、牧野右馬允より清右衛門に使者を以て尋ねらる、則神子田初太刀のよしを答へて證人と爲る、後故有て流浪して信州に隠棲するを徳川秀康公之を聞かれて召出されしも請けざりしを、舊友大工原九右衛門を以ての仰を受け慶長六年藩に仕ふ、時に四百石の祿を賜はらんとせしと、清右衛門八百石より小知にてはとて何地へか去るに偶落馬して片手傷き大に苦む、秀康公人をして言はしめて曰く、重傷平癒計り難し、不具とならば高祿を望むも兩手ありての事なり、されど當家は約束の四百石を賜はらんよく熟思せよと、清右衛門遂に理に伏して公に仕しが後重傷も平癒せしと也、元和元年大坂の役起る、松平忠直公に従ひて出陣して戦功あり、寛永三年丙寅二月朔日卒す、法

片手四百石

名無言道一居士と云男清右衛門正勝嗣ぐ

因に云福井照手下町本祐寺(本妙法華宗)二世日鏡の時、或日老翁あり、包物を持來り預けて久しく取りに來らず、中に法華經一部及菅公の肖像一幅あり、因て什寶として匿しがいつしか五の巻を紛失す、偶大阪の役起り、山本清右衛門亦軍中にありて働きたが、俄に馬進まずなりぬ、惟み見るに蹄下に經卷あり、即拾ふて懷中し蹄陣の後同寺に詣して是を照る、住僧不審に思ひて什寶の經卷を取出して合せ見るに、少しも違はず全く符て失たる五ノ巻にてありければ、共に奇異の思を爲して山本は直に寄附して今猶同寺の什寶たり、又此菅公像は机に凭りて書を學ぶ圖にして著名の畫像たり

野本右近

右近正則は、幼名を岩城甚平と云、福井藩士なり、父は野本將監、武藏國野本郷に居る、同國岩附城太田三樂の家士也、岩城、其頃野本と改む、下總鴻臺の合戦に勳功あり、後三樂の義子北條氏房に仕ふ、小田原城没落の砌、徳川秀康公に屬し、伏見定詰と爲る、右近亦將監と同時に秀康公に謁し、肥前名護屋出陣に供奉し、大坂夏陣に出で、元和元年五月七日櫻門に乗入るに、御宿勅兵衛正倫詞をかけ互に下馬して鎗を合せ、終に正倫の首を得たり、兩將軍家の前に、實檢の時手負しけるを以て上意に依り藥を與へられ、判金并に菖蒲草の袴を下賜あり、後越後侯光長公に附て

武臣

越後に赴き八百石を受く、二男將監近後右家督を嗣ぎ、其男右近の代に光長公松山に配流せられ、右近亦伊勢龜山に蟄居す、四男庄右衛門方副、忠昌公に使へて再び越前に來り住す

毛受小三郎

名は延洪、幼名角之丞、後小三郎と稱す、福井藩大番役にして千石を食む、毛受孫兵衛の二男なり、松平忠昌公に仕ふ、或時岩上越中守朝吉千石聊の事にて笹治兵庫頭重昌に鬱憤を挟み、已に互に討果さんとす、家士等大に之を苦慮して頻りに諫言すれども聞かず、雙方一家の面々馳集りて、今や騒動も起らんとするを以て、事遂に家老に口達する者ありければ、斯大身歴々の刃傷に及びては一藩の大事と評議の折柄、本多伊豆守富正は毛受小三郎に之を取扱せんと、の發言に、毛受は大坂陣に忠昌公の御傍に附添て武功高く、其性の剛毅なるは人の知る所なれども、智辯ある人に非ざれば、一坐之を適當とせずいと不審に思ひしが、富正の指圖なれば、毛受を招きける、富正曰く、御自分太儀乍ら越中方へ行て無事に取扱れよと、簡短の一言に、毛受再三辭すれども許さざりければ、是非なく領掌す人之を危む、

決死の仲
切腹を
勤む

さて小三郎は岩上へゆき委しく事の起りを聞き、貴殿の了簡尤至極の事なり、早く其志を果されよと獎勵す、越中云ふ一家の者を始め大勢を集めて押出さん考也と小三郎云ふ、然らば只今自害致されよ、我其首かしらを請取て兵庫方へ参りて腹を切らせんと欲す、いざ／＼早くと勧めければ、越中餘人とは違ひ貴殿の申さるゝ條實に祝着也と喜悅の體なるが、熟ら思案して扱貴殿は如何なさるべきやと問へば、小三郎夫は言迄に及ばず、一刻も早く自害あれと勸むる事頻り也、越中是を聞かてはと強て問ふ、是に於て小三郎肅然として曰く、貴殿笹治を刃傷に及ばゞ越藩の大騒動となる、されば今双方に腹を切らせて我も續いて切腹すれば、只三人の命にて事済むべし、戰場にて捨ん命を、此に捨つるも同じく是忠義の爲、我等命は惜むに足らず、急ぎ自害あれと責付るに、さすが憤怒火の如き、越中も其義に迫りて、否々我等こそ鬱憤あれば一命を果すべきに、貴殿に迄難義を掛けんも不本意なれば、我は堪忍すべしとて爰に於て事済となる、是小三郎が勇義を先にして辯才を以て調ぶべからざる一大事を速かに所斷したる決死の取扱ひ也、聞く人感ぜざるものなし、富正も亦其人を觀て之た使ふことの巧みなること、一以て其餘事を知るべし、小三郎寛文六年丙午正月二十七日卒す、年六十九、法名眞證院

勇婦深夜
油断せず

釋受西禪定門眞宗大谷派長休寺に葬る、小三郎教洪嗣ぐ
延洪妻は同藩島田内藏助重貞の女なるが、延洪が江戸行の時年若の妻一人屋敷
へ留主とするを懸念して出入の寂莫善右衛門に夜警を命じければ、快く諾し
て延洪出發の夜、深更に及びける時、試みに善右衛門毛受邸へ忍び入る其物音に
延洪の妻直ちに目を覺し、薙刀を振つて庭縁に出づ、善右衛門之を避けて歸り是
程の勇しき志あればと安心し、一度も見廻らず、後延洪に語るに此事を以てし實
に女丈夫なりと感ぜける、と也。寂莫の事は酒井有休の傳中に記す 延洪の妻法名元珠妙光大姉と
云、孝顯寺に位牌あり

鶴見助兵衛

忠直公の時福井藩士に某とて、武功の者故有て三國に隠れしを、鶴見助兵衛とて
是も武功ありし者に召捕て來れと命ぜらる、鶴見申けるは、臣遂に人を捕へし事
なく、仰を蒙りて若捕ざらんには身一つの恥のみならずと辭す、されど唯行べし、
若叶はざらんときは討て捨てよとの仰なり、されば辭す詞もなしとて行しが、
某を捕へ船に乗て來るに、いかなる故にや刀をもさしせたり、君より徒士二十人

船中の早業

出されたるに、同く舟に乗らしむ、鶴見は身體矮小なれど彼は豪力の大男なり、い
かゞして刀をもさし、せ打解けて來るぞと皆人片唾を吞みて居たりけるが、鶴見
は、船さきの方に腰をかけて居るに、彼者も頓て鶴見が側に來り、船はたにて茶を
進めければ、彼者も吞て頻に物語抔しつゝ、行程に、既に福井近くなりける時、彼者
突然川中に飛入たり、すはやと人々驚きつゝ、水に皆飛入らんとせしに、鶴見は其
儘舟の船先に腰打かけて居ながら右の手にて髭を撫てつゝ、皆々驚くべからず
いづくへか遁るべきぞ、此一國の中は海をも川をも搜しなん事は自由なり、しか
し今に浮み出べきぞ、此舟さし留めよと云ふに、忽ち水の色紅に見えし所ありき、
あの所より出べし、舟さしかへせと云うちに、彼が死體浮み出づ、之を引上げて見れ
ば、太股を切落されて居たりける、しかるに鶴見が切て刀を鞘に納めしを誰も見
たる者なし、其早業のほどを人々感ぜざる者なし、さて忠直公の前に出て、召連來
りしにかゝる事なりと申ければ、其方は具足着ての働きは度々聞しかど、かゝる
早業は聞かざりしと稱美ありければ、豆龍礪劔に候と申て退出す、其時實見した
る花塚宗太夫といへる老人の莊田隼人に語るに、莊田其豆龍礪劔とはいかなる
事ぞと問ひしに、花塚答へて馬は能く豆を飼へば龍馬ともなり、刀も能き礪に磨

けば名劔とも成るとの心なりと答へしよし、一座にて聞し人の話と紳書に見ゆ

原田七右衛門

七右衛門は福井藩士なり、藩祖秀康公の時、石場寺町若松に住す、其頃高德掃部と云士は御舟町に住しいづれも男子あり、常に兩町の間の巨流足羽川を越へて互に出合ふて遊びしが、或日掃部が三男右衛門三郎原田の一子を討果し、家に歸りて父に事の仔細を語る、掃部驚きたるが詮方なく、右衛門三郎を引連れて原田へ往き、我等悴の腰の物を足下の子息所望されけれど、之を斷りければ、假令金銀を打延たる刀にても、侍に望まるゝに斷るべきかはと、叱りける故、即我腰物を渡したり、然るに遣し様悪きにや早速外へ赴れ候よし、因て怒りて討果したりと云、我等小供多く持けるが、足下には一子の事なれば、嘸迷惑ならん、今悴を召連れられたば、いか様にも存分にいたされたと云ければ、七右衛門之を聞いて千萬過分に思ひ、最早返し申さず、我等の子に致すべし、我子は左様なる空うら氣たるもの、何の用にも立まじければ善き子と替たるなりと喜びたりとぞ、(南越雜話)

仇を我子とす

齋藤與三右衛門

與三右衛門は福井藩士なり、家富ならず、しかも老て病に臥してありける、妻にも早くわかれ、男二人女二人あり、折節女の舞なども見舞に來りけるが、常に其居間の天井の裏に布の袋を釘に掛け置けるを固く締ある故に、其何物なるか知らずありけるを、皆々問ふには、昔は甲州武士にて武功に芳名ありし御高名の程も承りたし、且御褒美の感状などもあるよし、今のうちに嫡子へ譲りあれかしと云、其病狀の全快すまじき體なるを以てなり、與三右衛門之を聞て尤の事なりとて、直ちに其袋を下ろさせて中より多くの感状を出して、軍功の物語、是は何の戰に斯々の働を爲したる時、是はいつの時箇様の事にて御褒に預りたる時の感状など、一々残らず語り了つて、忽ち細かに裂破りければ、一座大に驚き、是はいかなることぞと、呆然たり、時に與三右衛門徐るにいやとよ、各方は親の走廻つての譽れを子等が譽れとなるべきものと思ふは、誤れり、今より銘々に勵み進んで感状をも得んこそ眞の譽れなり、何ぞ家に傳へて誇るべきものかはとて、感状盡く丸めて捨けるとぞ、(雲のかきよせ)

感状を裂きて子孫を勵ます

鷺谷段之丞

段之丞は福井藩士鷺谷治郎右衛門の男なり、幼時母の襟裾マタにあるや、父は同藩土屋權之丞の爲に殺さる、其妻悲嘆のうち、獨り段之丞を養育し十歳に及びける時、父の討れたる事を詳かに語りて仇討せよと教訓す、段之丞初めて之を聞て驚き、遺恨骨髓に徹し、夫より晝夜武藝を鍛錬し、或は深夜幽谷に入つて心膽を練り、漸く身體堅固になりしかば、十六歳の時仇討せんとせしも、土屋の面相を知らねば、舊識の人に尋ねて人相書を作りて懐中し、又嘗て父の召仕ひたる家僕某を伴ひて、藩に出願し、身を虚無僧に粧ひて出發し、土屋が大坂に在る事を探聞して往て尋ねる事數日、然るに江戸に移住しけると聞き、又此に赴き探索すると數十日、或日神田乗物町にて土屋と覺しき者商店に腰掛居るを見、物蔭に立よりて家僕に問ひ、且人相書を開て合せ觀るに、必定土屋と思ひければ、是天の與へと打喜び、直ちに其前に到り、汝は權之丞にては無さか、我は鷺谷治郎衛門の子段之丞と名乗ければ、權之丞立上り、汝小悴推參なりと、直ちに刀を抜て切掛る、段之丞刀を抜て互に奮撃す、土屋は大兵且武藝を知りければ、良久して勝負なし、是に於て段之

乗物町の仇討

丞必死の勇を振ふに、土屋の運や盡たりけん、終に大袈裟に斬られ、倒るゝ處を首尾よく討留たり、往來人山の如く皆々感稱し、早速町奉行所へ届出づ、吏之を取調ぶるに、應對流るゝが如し、後段之丞福井に歸り、藩より召出されしも、辭して僧となりて其生を終りしとぞ

因に云、鷺谷團之丞の墓、福井乗國寺にあり、法名圓花、頓入居士、寛文七二月二十八日、又其妻清盛、理貞、信女、元祿辰極、月二十六日、及僕藤田門右衛門、即道是、閑禪男と云、墓あり、又鷺谷次郎右衛門、父は傑山、長英、禪定門、寛永元七月十一日とありて、此團之丞は、則敵討せし人なりや、されば要あるを以て考れば、後年藩に仕へし、歟記して以て参考に供す

來栖半之丞

名は全英、通稱半之丞、福井藩士鈴木多宮直恒の家士なり、藩主松平忠昌公の逝去せらるゝや、多宮孝顯寺に入て殉死す、多宮父市右衛門秀、忠昌公に仕へ、共に北庄に來る、日在公側二に在り、秩二時、正保二年八月十九日也、全英共に殉死せんとす、多宮曰く、一子小源太、齡漸く三歳、猶幼なり、願くは之が後見となりて、養育せんことをと、依て全英其言に従ふに、不幸三年を経て、慶安元年小源太歿す、全英深く悲み、葬送を

前首を履にて三年後

武 臣

營み了つて、今は前の志を遂ぐべしとて、多宮が三回忌の當日則其八月十九日孝顯寺にある多宮の墓へ参詣して、墓前にて生害す、辭世あり

いささよく今ゆく道のひと筋にまた縁あらは君にふたゝひ

法名扶心全英居士と云、後元祿四年四十四藩主吉品公之を聞かれ、其志を憐みて、徒士に取立らるる之を半之丞定晟と云ひ、則來栖家の初代とす

糟谷彦左衛門

元教、通稱彦左衛門、福井藩士なり、家祖は糟谷惣右衛門と云、上野佐野の城主、佐野太夫の臣にして、男傳左衛門、元和九年越後にて松平忠昌公に召出され、二百石を食む、公福井へ移封に隨從して一男あり、則元教なり、幼少より召出され、廿五石五人扶持を賜はり、寛文三年家督二百石を受く、時に目玉孫右衛門打物持にて大兵の寵臣也幕府の同心と口論す、幕府へ對したると故別して惜み玉へとも是非なく召放さる、一兩年過ぎて伊達政宗侯に在る由を聞かれ、政宗とは兼ねて不和の間なれば一入腹立にて、早速御付届有しかば、彼方にては大法のことなれば是非に及ばず渡すべき由なり、定て渡さるゝとても意地有るゆへ必ずや一通りに

目玉の生

ては有まじければ、誰をか遣すべしと御撰みありて、糟谷彦左衛門に仰付られ、合めらるゝ様は、政宗一通にては渡すまじ、此度は大切の使なり、定て繩付にて渡すべきや否やと承るべく、其儘にて渡し候へと申て、渡人の眼前にて、踏倒し繩をかけよとの御意なり、斯くて途中警固として足輕二十人差副らる、さて伊達家にては此度渡すこと残念なれとも是非に及ばず、先方の使受取たりと辭をかくれば、最早此方の手を離れたることなれば、其時受取人をも切殺して立退けよとの内命ありしと、さて糟谷仙臺侯に至り御口上の趣相達し、彼方にては一通りの御返答了りて案の如く繩付にて御受取有べきやとのとゆへ、其儘にて御渡候へと申せば、然らば立關前路次より召連出べくあれへ御向ひ候へとのことにて、糟谷其所に向けるに、路次開いて出るを見れば、六尺有餘の大男、眼逆さに裂け、だて染に紅裏の小袖を着し、四尺計の刀に三尺計の脇差を横たへ、取次の士指添たり、糟谷側に立よれば、取次の士御渡し申と辭をかくれども、兎角の返答なく、右の小腕を確と取り、請取候と云とひとしく振はなさんと獅子の怒りをなしたる所を、少も動せず直に取て引伏繩をかけんとするに、何者か後の方俄に騒がしくして、忽ち馬の如くなる唐犬齒がみをなして驅來り、目玉を押へて居たる糟屋の尻のあた

武臣

りを瓦破と喰付しを、少も驚かず、少し力みたるやうに見ゆれば、犬の齒喰込みて、抜んとすども、抜けずして、犬は繫たるが如くなれば、徐々と繩を掛けて引立さまに、片手にて犬の口ばしを取てもぎ放して、振上げ白洲へ向つて打付けければ、犬は忽ち血を吐て死す、見る人糟谷が勇力を感じ、恐れける、是より忠昌公別ての御機嫌にて五十石の賞祿ありしと、元教元祿年中卒し子傳左衛門元武嗣ぐ

沼野半太夫

半太夫福井藩家老酒井玄蕃與力の士也、御半知の砌り御暇となり、後三州吉田松平侯に仕へ祿千石を食んで元老となる、或時玄蕃江戸往來の時三州吉田に止宿せしに半太夫來て見みゆ故郷へは錦を着るになぞらひ、其身は馬に跨がり供廻り美麗に出立せて來る、旅宿の式臺を上る時刀を取渡し、是我か主人筋の人也と高聲に言ひさかす、扱奥へ通り對面す、半太夫次の間に在て玄蕃と同席せず、玄蕃強て進む、再三辭し漸くにして同席に至る、始終君臣の禮の如し、皆半太夫古を忘れざることを感嘆すとぞ

出世して
慕恩を忘
れず

(南越雜話)

圓乗彦左衛門

名は正乗通稱彦左衛門、初名權之丞、父を高松宗右衛門と云ふ、正乗紀伊大納言頼宣侯に仕へ、後京極備中守に勤仕し、福井藩主松平光通公に召出され、卅石五人扶持にて、徒士を勤む、時に同藩士に直江清右衛門と云者あり、強力を恃んで驕暴の舉動多く、江戸にても制禁を犯したれば、川北に塾居を命ぜらる、然るに長畝川にて丸岡の藩士と口論し、遂に殺害せし故、福井へ召返し三之丸へ留置けるが、放討せんには多くの人を損ずべきに付、組伏討取べしとて、彦左衛門を組手に定め、介添に徒士を付せらる、警固には物頭下山藤兵衛組の者を召連れ、直江が邸を圍み、曉方に忍び入り、直江未だ起ざるに取押ゆ、徒士の者あとより亂れ入るに、猶暗ければ、直江は上か下かと聲を掛くるに、直江は頓才組伏られ乍ら、上ぞと答ふ、徒士直に圓乗が首を討つ、直江其隙に乗して逃出すに、下山の組の者取巻いて討止たり、圓乗は斯く首を切られ乍ら自ら額を抱へ、切レを裂きて自ら劊を搾り、歸宅して醫療を加へければ、幸に骨際を切られたるも、急所を外れたれば、平癒しける、後鷹野にて新知百五十石切米扶持を賜り、書院番供役を勤む、實子なかりければ甥

城勇直江
清右衛門
を組伏す

直江の墓
供養

定則を養子とせしが後實子あり、即ち之に後を嗣がしめ定則には別に十五石三人扶持徒士に召出さる正乗は新影流横山記章の印可を得たる武藝の達人なれば強力の直江をも討留たり、延寶五年二月某日卒、真宗本派光尊寺に葬る、されど直江が靈を弔ふものなければ孝顯寺にある直江の墓は圓乗代々にて供養を爲し、又勝見蘆中山に直江の墓あり、是は村民が擊劍を習ひたる恩義に報ひんとて建てたるものなりと云

〔福城勇夫傳〕 寫本(據要)參考

直江庄右衛門兼忠は、忠昌公淺水川狩の際、柳の大樹を根拔にし橋に架けしより、其斧力の絶倫なるを認められ、直に近習に抜擢す、城内にて五十人の力にて扛らざる盛水銅器を容易に移して同僚に示し、且其家系も兼忠の祖父は上杉輝虎入道の龍臣直江山城守兼繼にして、兼繼は兼勝に從て會津に移り、父庄次郎は猶新發田に止りしが早く没し、兼忠は其遺腹の子なれば、幼にして男家に養はれ、出て武家の孝公を求め主を擇て終に越前に至る、果に進んで近習頭となる、是に於てか兼忠龍を待み、諸士を凌ぎ、匪禮少なからず、遂に罪せられて愛宕の山屋敷に遷居せらる、幾くもなぐ罪を緩めて遊流の恩典ありしが、猶激怒暴男の惡癖の自ら抑止しがたき有て朝谷榎淵に至り大野直基の臣間宮將曹を殺す云云

〔關東血氣物語〕 寫本參考

俠客村雲
三太郎

河豚の腸
戸兵衛

趙町に村雲三太郎と云男あり、美男にして勇力あり、常に人の難を救ふを旨とする、壯年の豪傑也、岩松治三郎がさる屋敷方の侍と口論し手籠にしたるも、胸打にて打据侍を助けて我名をかくして譽を求めざる英雄の者也、或時吉原夜店を見物に行ける時、先立て河豚の腸格子前を通りしに或女郎の内ふと鼻かみたる紙を外へ投出しけるが、行かゝりし戸兵衛が足の上につけ付たり、戸兵衛きかぬ若者にて尻引掲げ此ふくのわだとしりて、如斯の慮外は相成がたきとて、大きに罵りもかりて荒れける故、亭主も腔を言へども中々聞入れず、此ふくのわだはさわれれば生けてかへさぬといふ事故、ふくのわだとは名付たり、しかれば近所よりの腔も一向不聞入、女は相手に不取亭主こそいこんなれと、亭主を小兒の如く捕へて働かせず、近所より大勢取さへければ、二尺八寸の大たひらを稻妻の如く閃めかし、只々一聲にてかけたるものは料理の仕初めと睨み廻る故、人々手足を振りて陸方なし、かゝる所へ村雲來りて此體を見るより飛かゝり、揚所もあり相手も相手によるぞ、小兒同前の者相手にして男が立かといふて首筋つかみ大地へ打付、兩手を捉へて後ろさまに引かたけ、大門の外へ投出し、相手が望なら村雲と出入せよと悠々と立歸る、戸兵衛やうく起上り、かの大脇指も下手へ打込れしも、そろく取て無念を後にはらさんと怒りふくみて歸りける、其年も暮て明曆の春はからすも大事よと江戸中騒動す、河豚の腸もあなたこなたとかけ廻りしが、番町のはづれにて村雲懸念の者の家財を一括げにして肩に擔ぎ、手にも品々引提て四五歳の小兒の手を引つゝ立のく處を天の奥へと小路に待、一足も先きと急ぐ村雲を思ひもよらぬ横間より飛出て、只一刀に切殺し、其品を引たくり、行衛も知らず成にける、上州邊に其砌忍び居て、又其

武 臣

年月も通行は、びそかに江戸に來りて、初程は人目も忍び顔に見えけるが、日々人の苦めぬを我強勢故と勝にのり、元の如く所々にて法外のみ働きけり、或時龜井戸邊にて、越前の侍直井清右衛門と云者世の常ならぬ力量にてありし由常ならぬ人柄を戸兵衛例の徒ら心起り、一あてすりかけけれども敢て取あへず、然るに清右衛門は茶屋へ入休み居るを見て、又ふくのわた押並びて腰をかけたなり、然れどもみむきもせず、戸兵衛こらへかれて煙草の半ば燻る吹殻を清右衛門が懐へはひきかけければ、清右衛門じろりと睨み、懐より吹殻を取出して、足にて踏けし、立さまにふくのわたがきと腕てうと捉へて引立出る、ふくのわた心得たりと働かんといへども、五體すくみて氣もめいり、色背さめて酒に酔たる心地に見えければ、清右衛門手をそつと突放して立かへる、ふくのわたは途中に倒れふししげし性氣もつかざりしが、やゝあつて超上り重て意趣は胸の内にありと獨言して出て行、かくて其後あたごへ清右衛門登山の時、上より戸兵衛は下り坂にて、途に見付知らぬ顔にて、詰人にまぎれて問二問ばかりになりし時、抜打に覺たかと切付る、心得たりと清右衛門抜かと思へば河豚の腸二つに成てぞ矢にける、清右衛門戸兵衛が切付し時、清右衛門がかみ入半は切放しけるとぞ申傳ふ、此一件はかくれなきふくのわた慮外せしにまぎれなく、其上相手も越前家の威光にて其分に成しとかや

溝口市左衛門

隆重、通稱市左衛門、福井藩士、溝口勝重の男なり、勝重本姓保科、小右衛門、松平吉品

公幼年の時御守役に仰付られ、正保四年勝重歿する時、隆重僅に五歳にして家督を受け、公が福井へ入せらるゝに及びて隨從して加増あり、番頭側役より、奏者役を勤む、元祿十一年卒す

越翁雜話

高島信翁著

御加増の
米を施す

溝口市左衛門は御奏者迄勤けり、神明、表今中根氏の家に住ける頃、年暮に至つて二百石御加増賜りたり、然るに廿八日居風呂に入居たる處、兼て懇意の御奉行何某來りて御加増頂戴の米は此節邪覺に候はんと、手形渡りに取計ひ進せ候と云、市左衛門湯の中に、夫は我等が存しと相違なり、矢張り米にて御渡給り候へと云、左あらば明日米にて渡し可申とて、廿九日に至りて、其頃は口も四つ位にて有ける故、二百俵計りの米を御藏から運び蓋所に積上たり、市左衛門は元來御取立にて有けるにや、前方預りたる組の者二組有けるが、欺に來りたるに春に成て酒を吞すべし、けれ共先當座の祝儀として查俵づゝ取らするぞとて、四十人の者に登俵宛取らせけり、されども百六十俵計も残りけるとなり、筒櫛の氣象故萬事輕々敷くらしけり、朝々の手水は門前の川にて顔を洗ひて仕廻り、清水御門の向ふ、今熊谷が屋敷に入木平六、後淨閑と云御側物頭にて住けるが、此溝口と甚懇意にて有ける故、後朝手水の序に、今晚飛脚立候杯と市左衛門自身に爲知られけると也

西尾傳兵衛

版中の物

正虎通稱傳兵衛、福井藩士にして、秩三百石を食み、同藩西尾仁左衛門貞嗣の三男なり、松平光通公に仕へて小姓を勤めけるが、或時公の御膳の通ひとして御前に伺候しけるに、御飯の中に物あり甚だ穢らはし、公自ら取出され、忽ち御氣色變りて是見よとの御意なり、配膳は係の役人一人々々味けて傳兵衛一見ハツと戴き、直に食しければ、公驚き玉ひ見よと云けるに、との御意なりしかば、傳兵衛隨んで下し置かれ候と存じ奉りて頂戴仕り候、近頃疎忽の儀不調法仕候と申上げれば、其後何の御沙汰もなくして濟けるとぞ、此時傳兵衛此氣轉なかりせば、係役人を後吉品公江戸參勤の時、大井川を越さんとするに、水量俄に増しければ、上下大に周章騒ぎて先を争ふて越んとし、いかに制すれども聞かず、公甚怒らせられ、傳右衛門其節目附役なりしが、召れて早く取鎮めよと叱り玉へば、傳右衛門色を正しくして、先づ公より鎮り玉へ、公御急ぎ玉ふが故に下々騒動すと申上げるとぞ、傳兵衛元祿十六年九月致仕し、廿九日男傳兵衛高文嗣ぐ、貞享以來御半知に付百五十石を食み、後郡奉行を勤む

〔日本智囊〕 卷四 中村和同著

西尾傳兵衛、傳兵衛爲越前侯光通尾從、嘗領食君前、光通見其中有汚物、示之傳兵衛。

先君公を制す

短軀を嘲笑するは古今の通

才兵衛は逸物

厚木才兵衛

名は元眞、通稱才兵衛、福井藩士厚木才兵衛元易の男なり、祿百五十石、目附役を勤めしに、父歿し故有て七人扶持となる、元眞性豪宕、體軀短小なり、松平吉邦公切米二十五石五人扶持を下賜ありて、手廻役に召出さる、元眞其恩を感じ、心力を盡して日夜報謝の奉公を爲す、然るに同役傍輩元眞が形姿を笑ひて、時々輕蔑を加ふ、元眞常に憤懣に堪へざりしが、公此事を聞き、不惑に思はれ、或時鷹野にて休憩の時、供勢諸士の面前にて、元眞を呼出され、自ら鶴を御居なされ、才兵衛是を見よ、此鷹は貌は小さけれども逸物なるぞと仰せられければ、元眞感涙にむせびハツと御請を爲して退きぬ、是より元眞を嘲笑すること止む、後享保六年十二月三日吉邦公卒中風にて逝去せられしかば、國民擧げて悲嘆に沈み、遠く山家の父老まで、福井城下に來り葬式を拜して、涕泣親を失ひたるが如し、殊に元眞痛傷骨髓に

傳兵衛受則食皆盡。光通怒曰。寡人唯君云。未嘗食云也。傳兵衛曰。其不敏而止。蓋慮其許及厨人也。又爲監察。陪駕於東下。至大堰河。水俄溢。涉將絕。傳兵衛從。競先而渡。喧鬧殊甚。光通性急。召傳兵衛。怒曰。汝爲亂官。不能禁止之乎。傳兵衛曰。君第勿噪。君而鎮靜。孰敢乎。

黄泉の御

徹し翌年の正月其七七日相當の日切腹して死ぬ遺書あり御大法にて殉死御制禁のことなれば唯御恩の萬分の一を報謝するに便なれば黄泉の御供を仕候亂心の旨を以て御披露を願ふ云云是公の人を鑑る心眼の明晰たるを知るべくもまた元真が忠誠の致す處惜むべきことなり實に享保七年正月二十三日曹洞宗慶相院に葬る法名歸真義山全勇居士と云ふ

平岡仁兵衛

仁兵衛姓は平岡越前藩士にして三百石出頭たり性才氣あり往々人を驚かす常に柿色の社袴を著く人之を呼て赤鬼と稱す其名他藩に及ぶ一日加州侯に使者として到る時に雨降る仁兵衛退出の時取次の者式臺鏡板まで送る仁兵衛辭儀了りて將に起んとして一奇音を發す取次の者を初め詰合の番士等一同哄笑す仁兵衛之を聞捨て其儘中雀門まで出て再び立歸り玄關の中央にて大音聲を發して曰く只今退出の節足袋の濕りにて鏡板の鳴しを無禮せしと御聞取ありしならん御笑の段遺憾千萬に候只今其真偽を判別ありたし真物は是なりと言捨て大放二ツを聞して悠々と辭し去る番士等呆然たりと又江戸より藩に歸るの

加州侯の使者

公儀の御茶壺

吉品公に

時東海道の某驛を過ぐ偶幕府の役人御茶壺を酒店の前に掛き店裏に入て酒を飲む仁兵衛の馬上にて過るを見て役人出て傲然その無禮を咎む仁兵衛始めて御茶壺に對する禮を失するを知り叩頭膝を屈して其罪を謝す然れども役人頑として容さず仁兵衛曰く我が無禮辭を盡して謝すれども聽かず是非無き次第なり併し乍ら此の如き大切な御茶壺を外に打置き内に入りて酒宴するが故に我も亦見あやまつて乗打せしのみ我罪を正さるゝに於ては我も亦江戸に歸り其鹿忽の取扱を公儀に訴へんとす彼此言を聞て周章狼狽顔色土の如し主客顛倒却つて仁兵衛に謝し竟に事無きを得たり後藩主松平吉品公仁兵衛をして諸人に令せらるゝ事ありしが諾せずして諫争尤も勉む蓋し此令諸人の難義に及ぶを以て仁兵衛一人身を犠牲として其難を濟はんとせり然れども令一ひ出て公之を撤回せず竟に閉門を命ぜらる後公悟る所あり近習をして宥むと雖ども應ぜずして曰く士たる者の一言其堅き金石の如したとひ頭を刎らるも諾す可らず死を以て君恩に報ぜんのみ閉居する十有六年間牆壁崩れ落ちて家内透視すべく顔色憔悴して毛髮蓬の如し後暇を賜ひ知行所に蟄居年を経て死す

平岡の頓智談此外妙からずと雖今此に擧す

武 臣

鈴木忠右衛門

忠右衛門重房は狛伊勢守與力橋本傳右衛門の男なり、出て鈴木氏を繼ぐ延寶元年癸丑十一月十六日養父重勝の家督二百石を受く、貞享御大法の時半知となり、元祿五年十二月二十二日五十石加増ありて奉行を勤む、正徳三年五月五日江戸にて百石加増、享保四年十月七日元祿役に轉じ、同八年八月六日役料本知下され、十年五月二十一日日本締役奉行上座の處隱居して源兵衛重矩後を嗣ぎ重房五人扶持を受く

〔越前雜話〕

高島信喬著

鈴木忠右衛門は親を橋本傳左衛門と云、大阪天満の生れにて由緒ある侍なり、當國へ來りて狛伊勢方を頼りて御奉公を望ければ、二百石にて與力に足留候はんやと、内意有けれども與力には望なしと云、狛家に於て殊の外惜みて、合力を與へて彼家に留申さんと有けれども、與力さへ望なしまして陪臣とならんには、家名も下す事なりとて、終に其身一生迄にて橋本の家はすて嫡子を外家の所縁有し故、鈴木何某方へ養子に遣し、後に忠右衛門と云、此男は元來生産ゆゑ、天満宮を殊の外信し奉り、或年天満天神へ參詣して別當に逢て、何卒御影の一幅を申請度由を云、別當の曰く幸御影一幅有之候へ共、甚だあらたにましゝて不淨を忌み聊の邪成事にも、誓め崇

神罰を好んで受く

り玉ふゆゑ進じ難き由を云、忠右衛門夫こそ我思む處に候、常に己を責候ても凡夫の事故、良もすれば邪念の起るなり、其時神罰を蒙り候はゞ、身の爲第一の守護神にておはしまし候とて申請守り奉りけり、されば、箇様に潔白を専らとする氣性故上の御心にも叶ひ、初は百石斗にてもや有けん、後には三百五十石迄になり、御奉行元締役三十六年迄勤めけり

〔南越雜話〕

村田氏純著

鈴木忠右衛門は御勝手元締役を勤めて功をなす、或年東武にて諸用多きに付新たに儉約を仰付らる、上下艱難をなして職を勤む、時に吉品公木石愛し玉ふにより作り松を求めらるゝ事を忠右衛門に談じ玉ふ、忠右衛門が曰く今物入多きにより、新たに儉約を仰出さるゝにより上下困窮をなして御奉公を勤む、然るに君若し無益の事に金銀を用ひ玉はゞ、人皆心服すべからず不可なりと云、吉品公理に服し玉ふと云へども意尙止ざるにより、内證金數萬兩を出して彼松を求めて引せらる、忠右衛門表御門内におひて松を持來るにあふ、忠右衛門が云、是誰人の指圖を受かくの如きや、其方の役人の云、上よりの仰出され也、忠右衛門が云、上より仰出されにもせよ金銀出入の事は此忠右衛門が指圖せざる事は罷ならず、早く持返るべしと也、皆云上にも御物入を厭ひ玉ひ御内證より求めらるよしなれば苦しからじ、忠右衛門が云、譬へ御内證金にもせよ是皆御領知内より出る所也、早々松を返すべし、御尋あらば忠右衛門が止めたるよし申送すべし、必汝等が罪にせず、昔是非なく松を持返す、吉品公是を聞せられ、甚憤り玉へども、理に服し玉ひ其事止ぬ、又或年忠右衛門江

君命の松を押し返す

淫祠を破
毀す

越前人物志 上卷

四百十二

戸勤番たる時に靈岸島御屋布稻荷の祠あり、少しにても不敬をなす時は大に祟り
をなす女産の爲に苦む者多し、思右衛門が云神は公けなる者也、女産思はず無禮な
らず夫に祟りをなすと云は是邪神也、其祠を毀ち海へ投べしと云、人皆云少しの無
禮ありてだに祟りあり況や是を毀ち捨ては必大なる害あらん、其上君の思召も計り
がたし、強て毀んと思ひ玉は、一應本國へ伺ひて可ならん、思右衛門が云是可なら
ず我道理を以て邪神を拂ふ何ぞ祟あらん、果して若祟り有とも我獨其害にあふて
以來諸人の害をのぞくべし、先んじて國本へ伺ふ時は是君をして毀たしむ是不可
也、君命待ずして毀つ時は我是を毀つなり害ありとも我がふむらんと云て終に祠
を毀て海に捨るとぞ

蟹江刑部右衛門

名は茂喬、初太兵衛、十太夫、善右衛門、通稱刑部右衛門と云、後了寛と稱す、福井藩蟹
江刑部右衛門重幸四百の男なり、延寶六年七月十六日表小姓より元祿十二年十
一月二日新知御腰物奉行と爲り、寶永三年四月十六日御金奉行より勘定奉行郡
奉行に移り、正徳六年正月十八日奉行と爲り、享保八年八月六日五十石加増、同十
三年正月十六日免ぜられ初姫君御用を勤むること故の如し、八月隱居して三人
扶持を受く、茂喬寶永七年奉行を勤めたる頃に南條郡に岩谷升谷大河内の三村

深山に民
家を發見

羽織の神
體

燒死の覺
悟

重祐一葉
軒知足
の別號あり

あり、今庄驛の東十數里の僻邑にて國初より識者なし、偶廣野村民溪流木椀の流
出せるを認め、以て山中人境あるを悟り、數名俱に深山幽谷の幾難路を越て遂に
彼三村を得て還つて官に白す、時に茂喬部下を率て之を探檢するに、其里俗淳直
質素、宛然太古の風ありて亦國君あるを知らず、葛藟を衣、木果を食し、言語器物亦
大に異なる處あり、即之に諭して封疆に充て還る、民俗茂喬を崇敬して其羽織を
請得て祠を建て、祭るに八月十五日則茂喬が初めて至るの日を以てす、元同郡鞍
谷の轆轤師が山中に木地挽の業を爲し次第に奥深く入りて村を成したるもの
也、又後年故有て閉門せし時福井大火あり、既に城郭へも移らんとするに今は
御免無きに遁れ出べきに非ずと、見舞に貰たる酒樽を提て屋上に上り火を見乍
ら酒を飲み燒死と覺悟したりしに、幸に其町燒残り天命を以て終ると云

大道寺友山

名は重祐、通稱孫九郎、友山と號す、福井藩士なり、祖先は駿河守重爾、山城綴喜郡大
道寺に生る、故に氏とす、長享年中駿河國主今川氏親外戚の縁を以て之に依り、甘
繩の城主となる、三浦道寸に攻られ、遂に敵百餘人を討て之に勝つ、實に永正二年

武臣

四百十三

正月四日
を年頭式
とす

九提燈の
指物

小田原北
條の生害

直繁の横
死

武州岩淵
に棲居す

山鹿貞直
の兵法

正月四日なり、故に後代年々其日を以て年頭の式を爲す、一男孫九郎政繁は北條氏康氏政氏直の三代に仕ふ、天文十三年北條綱成上杉則政と川越の戦に従軍して大に軍功あり、上杉亡ふるの時、其軍監本間近江守金之九ツ提燈の指物を大道寺の備へに投入して曰く、本間今討死す此指物も亦捨てからずと依て之を大道寺の馬印とす、川越城を賜はり後屢々軍功を顯す、天正十八年七月小田原落城し氏政生害す、其十八日政繁亦自殺す、嫡男直繁後徳川秀忠公へ召され小姓となる、慶長七年伏見豊後橋に於て相番大野茂兵衛傍輩土屋民部少輔の歩卒と喧嘩起る、相手の大勢なるを以て直繁九毛牛之介と共に馳せて敵を追拂ふ死傷甚だ多し、大野誤つて鎗を以て直繁を突き、驚きて逐電す、九毛即ち直繁を負ひ、遂に肩上に落命す、子繁久父の横死により、外祖由良信濃守に養はる、秀忠公之を憐み忠輝に奉仕せしむ、忠輝左遷の時浪流して越後に歿す、孫九郎重祐は則其子なり、重祐三歳にして孤となり、壯に及んで淺野因幡守長治、同式部少輔長照侯に仕へ、元祿中松平肥後守正容に仕ふ、後流浪して武州岩淵王子に棲居し、寶永の頃麻布に移り、此に岩淵夜話を著はず、正徳四年七月廿八日福井藩主松平吉邦公州人扶持を賜ふて召抱らる、重祐は武田流兵法に精しく、山鹿貞直の傳授を得たり、其性亦

落穂集岩
淵夜話等
の編纂

孫九郎遊
翁

博聞強記能く武家の儀式故實を識り、越叟夜話一卷、武道初心集二卷、治世喧嘩扱一卷、近世兵法問答三卷、外に落穂集岩淵夜話靈巖夜話等若干種を著はず、享保二年四月十三日隱居し五人扶持を受け、同十五年十一月二日江戸に卒す、年九十二、法名壽福院節忠友山居士と云、子孫九郎重高後遊翁と號す、享保二年四月十三日福井藩に召出され三百石番外席となる、同七年部屋取次役、翌年五月刀持を勤め、十八年十月江戸留守居、役料二十人扶持、二十年五月十三日定奏席寄合、元文二年四月十五日百石加増、寛延二年十二月又百石加増あり、寶曆五年七月當番月番御免となり子主殿繁長嗣ぐ

落穂集の後に

八十九歳知足軒友山

孫や子のためともなれとひろいをくしるなまじりの落穂なれとも
立居にも杖を力の老か身は猶ゆたかにと世をいのるかな

靈巖夜話大意辨の後に

八十とせの世にはふるとも東方照す御神の御影ならずや

〔越翁雜話〕

大道寺孫九郎後友山と云じは博識なる男にて武田流の兵學に達しけり、御抱に成
武 臣

て後も御大名方へ講釋に出けるなり、松平肥後守殿にも仕へしが、朋輩に猜まれ、既に殺害に逢んとせしが、とかくして彼家を出、増正寺にかゝり居、夫より御家へ來りしなり、武道初心集落穂集など書たるものあまたあり、されども老辭にして六かき事を云けるとぞ、深川に屋敷を建て隠居せむと云しを其子の孫九郎後遊翁と云しがとかく此儀は思ひとまり玉はれかし、公用の暇にも道遠ければ自ら疎遠になり候はんこと本意なく候といひけれども承引せず、依て中西忠兵衛と云浪人は近き間柄なりける故、頼みさま、云く、いめて貰けれども合點せず、中西が云、猿角老ては子に隨ふと申事の候と云けるが、以の外氣にさはり、中西が歸りたる跡にてよみてやる

世の人の諺にいふ老て子にしたかふ親は親にこそよれ

眞田源太左衛門

幸明幼名大西郎、後源太左衛門又權右衛門と稱す、慶安二年を以て越前に生る、其系乃ち武田家の臣眞田彈正忠一德齋幸隆より出づ、父を眞田五郎兵衛幸寛と云ひ、母は忠輝侯近習榎木右京の女なり、年甫めて十二近習に召出され、扶持十口を賜ふ、時に万治三年なり、寛文十年新知百五十石御手廻役と爲り、又衣服金五拾兩を賜ふ、後藩侯襲嗣の事あるや感ずる所あり、父と共に藩を去り江戸に入る、貞享

深川に移
居せんとす

鬼門に照
合状

二年播州姫路城主本多侯に召され知行三百石を食ひ、元祿五年十月十七日使番役と爲り、次で十二年閏九月二十二日先武頭に任ず、後復た暇を請ひて江府に到る、時に越前少將吉邦公歸參を命じ、知行二百石を以て大番入を命ぜらる、幾ばくもなく先武頭と爲り、役料百石を賜ふ、享保六年致仕して閑居し、同十七年十二月二十八日病卒す、年八十有四、法名を入徳齋環翁幻榮居士と云ふ、福井曹洞宗安穩寺に葬る、源太左衛門信里嗣ぐ、幸明曾て藩に歸參するや屋敷を福井割場に拜領す、次で土藏を建てんと欲す、人あり謂つて曰く、此地鬼門に當る宜しく地を他に替ふ可し、曰く尊諭辱し、然れども今にして是を他に替ふる亦便宜を缺く所有りと、乃ち一書を作り青竹に挿みて其所に立てたり、其書に曰く、未得御意候得共一筆申入候、然れば此度屋鋪拜領に付、此所に土藏相建申候、若相建候義不相成事に候はゞ、三日之内御返事可被仰聞候以上、月日、鬼門殿、眞田源太左衛門幸明と第四日目を以て着手し土藏事なくして落成すとぞ、その人と爲りを想ふに足れり、又書をよくす此に掲る、驚の圖は歿する前年則ち八十三歳の筆力勁健にして、酌致に富める傑作なり、父五郎兵衛は明暦三年上州沼田の城主眞田侯より藩主福井公に請ふ所あり、乃ち其聘に應じて家老城代役に任じ、祿二千石を食ひ、万治二年

感ずる所あり、職を辭して江戸に到る、次て松平光通公より歸參の恩命に接し、復た前職小持筒頭と爲る、延寶年間、江戸に入り、次て貞享年間吉品公封を襲る、に



蹟 筆

福井市眞田一夫藏藏

及んで暇を乞ひ播州姫路に入り、元祿十三年八月四日同地野里町に病歿す、享年八十有四、法名を幸寛院殿活山道柳居士と稱す、

〔南越雜話〕 寫本 眞田幸寛事蹟

眞田五郎兵衛は足輕、大將にて、足輕六十人を預る、常に威愛を以てよく使ふ、昔よく歸伏す、時に 光通公逝去し玉ふ繼子御座さざるにより必同家より相續ならんと

足輕別を惜む

云、五郎兵衛朋友にかたつて曰く、若し吉江君相續し玉は、我在まじ、是は前に吉江君を疑ふ事有が故也、果して吉江君相續し玉ふ是則吉品公なり、五郎兵衛一言金銀暇を乞ふ、吉品公其人品を惜みて免し玉は、種々辭を盡して止め玉へ共きか、故に松岡昌勝公に御頼みなされ扱はせらる、昌勝公福井へ出玉ふの初は、態に眞田が門前を通り玉ひて、人をして眞田を召す、眞田か曰君の不興を蒙りたる身として、何ぞ貴人に見へんと云て召に應ぜず、使再三に及べども出ず、昌勝公驚より下り玉ひ自ら門内に入り玉ふ、眞田辭する事能はず、上下を着し出て見ゆ、昌勝公言を盡して宥め玉ふ、眞田答て云、當家相續の君止め玉ふさへ固辭す、況や同前と云へども他の君止め玉ふに敢てしたがいがたし、謝免をかうむらんと云て其心決せり、昌勝公證方なく此旨を吉品公に告玉ふ、爰に於て暇を玉はる、然れども尙惜み玉ふ事甚し、眞田屋鋪を清め床に掛物をかけ花を生けて奉行に渡し、妻子皆駕にのせ馬をひかせ、鎗具足櫃弓立美々布して旅立す、組の足輕六十人別れを惜て遠く送る、眞田再三辭すれども已に鯖江の俗に至れり、眞田が云、汝らが厚情謝するに處なし、去ながら何國まで送り來るとも別るるに期なからん、必此所より歸るべし、若し歸らずんば、我も亦去らじ、爰に於て皆歸らんとす、眞田悦び酒肴を取出して宴をなして、別れを惜む、時に眞田席を正ふして、諸人を誡めて云く、汝等よく君に忠を盡せよ、不忠をなしてあれこそ眞田が仕立の足輕どもの仕業よと云はる、事なかれ、若し左様の事あらば、我泉下に赴くとも深く怨みとせん、勿論武藝を修業をこたふる事なかれ、當秋目當を打ば當り付を見せよ、是我思ひ出ならんと云て、涙數行、諸人皆泣、かくて時刻うつり陽靈未に至りしかば、互に後を願て、南北へ別れ去とぞ

武 臣

松原三郎兵衛

三郎兵衛は福井藩士松原角左衛門直次の男なり實松原八左衛門雄の三男家祖は松原右京永成後門左同姓正信三男にして筑前に生れ越後高田にて松平忠昌公に召出され公に従ひて福井に移住し二百石を食む子三郎兵衛直祐天和三年金津奉行となりて千百石を食む男あり直次その嫡男三郎兵衛少壯にして豪勇なり或時藩士高田小左衛門與力森永市郎兵衛不行跡して出發す探索を盡すと雖も行方不明なり時に三郎兵衛金津の町を通るに計らず市兵衛に逢ひ遂に手槍を以て刺殺す其旨福井侯に達す時の家老狛永見より稱美の書状あり且目附役より父へ宛の書簡あり此に録す三郎兵衛享保十四年四月五日家督を継ぎ二十年三月大御番に進む

壯勇罪人
を刺す

以飛札令啓達候最前申越候森永市郎兵衛昨日其筋罷通り候處御手前家來見付申告候に付御同名三郎兵衛早速打留候様子委細横目申へ被申越承届尤之儀首尾克候て御大醫察入候則以繼飛脚江戸に申上候に殿様被召御機嫌能可有之と存候猶期面談之節候恐々謹言

五月八日

伊勢

永見 帶刀

松原角左衛門殿

追而御家老中より可申入候管に候得共御返事早々申入候以上

御狀拜見申候然は昨八ツ時分高田小左衛門與力森永市郎兵衛其元罷通り候に付小堀十郎兵衛と申者見付注進申に付三郎兵衛殿御時留候間死骸爲持被遣候右之趣御家老中に申達候此間御家老中苦勞に被成候處首尾克御時留一段之儀と満足被成候委細御家老中より可被仰入候御家老中に障入罷在候間手紙に而早々爲御報候以上

五月八日

堀 十兵衛

松原角左衛門様

島田 三左衛門

尚々三郎兵衛殿へ以別紙可申入候得共可然様御心得可被下候以上

島田宇右衛門

名は重列福井藩士島田重休の男なり實は原平左衛門正武叔父の三男なり正武初め子なきを以て彦坂又兵衛重庸の三男を養子とし富正と稱す後男子出生す則重列也又兵衛即來つて云足下嗣子なきを以て我子を養子とせり今實子生れたれば嗣子とし我子を今速歸らんが爲に來れりと平左衛門云ふ一度子とせしも

武 臣

實子として養
む子を嗣し

の今實子生れたりとて返すべきかは、其許左もあらんと思ひて我子を出家せんと思ひ、已に大安寺に小僧に約せりと、又兵衛依て止む、斯て其子を禪妙と法名す、後藩主吉品公此事を開き玉ひ、兩人の所存を奇特に感じられ、元祿十年六月四日禪妙を還俗させて奥小姓に召出さる、時に年十二此時原八右衛門と改名す、後江戸に出て新知百石より番外席に進み、命に依て島田重休の養子と爲り、宇右衛門重列と稱す、年二十九、實に正徳四年六月七日なり、其十月七日百石の加増あり、享保元年九月十九日重休故有て新知七百五十石召上られ、塾居するに當り、重列其名跡を相續して遂に五百石寄合末に進む、八年七月宗矩公幼時の附役となり、奏者を勤めて又二百石、十五年九月用人にて又百石の加増あり、常に直言諫争を以てし、遂に塾居するに至る、七年を経て免ぜられ却て懇命を蒙りたりと云、致仕して子清左衛門嗣ぐ

熊谷小兵衛 附正長 正恩

正元通稱小兵衛と云、福井藩士なり、若年にして織田信雄に仕へ、後酒井雅樂頭に從ひ、又松平陸奥守に仕ふ、寛永十五年戊寅島原一揆につき、松平伊豆守肥前に赴

道中抜身の箱

とき陸奥家より使者と爲りて伊豆守の許にゆく、細川肥後守家臣小笠原備前守は正之が叔父たるを以て、二月二十八日細川家の備に加はり、本丸追手口の城を乗越て鎗下の高名古岡六之丞水野野日と共に名乗合て正元同日兩度城乗したること、松崎助右衛門細川家臣之が證據を認めて書翰を送る、島原の役の後、陸奥家にて加増ありて九百六十石となる、又仙臺にありし時、若黨六人聊の事を怨み謀つて正元を弑せんとす、一人其日に至りて人道に悖る事を悟りて密かに告ぐ、正元其志を感じ他の五人に各道の遠近を計りて使を命じ、一人宛歸るに臨み奥に入て難無く討止たり、後友人と口論したるが爲に退去す、松平光通公明暦元年召出され九百石を賜ふ、其君命を帯て早使を爲し道中せし時、尾州鴻ノ宮祭にあへば往還七口へ氏子出て人を捕ふ、故に滞留致せとの御意なり、果して、祭禮に向ひたれば、槍の鞘をはづして恙なく通る事を得たり、忠勤には神も勢に勝玉ふ事能はずといへり、二代小兵衛正長家督を継ぎ、貞享三年御暇となり、福井立矢に隠棲したるが近傍の大將軍宮太上に百日の立願す、松平吉品公瑞源寺參詣のとき貧しき家に馬の嘶くを聞き、之を怪しみ何者の住けるやとの間に、熊谷小兵衛の浪人住居なりと答ければ、直に召出されける、正長若年の時奥州に在り、夏日隣家にて三人

謀りて人を殺して立退んとするを聞き、恰も湯に入てけるに浴衣を着る間もなく、積鼻禪に大小を指して馳付、終に三人を討取其鼻をかきて禪に包みて歸る、時に追手の者に逢に討たりや否と問ふ、正長云ふ討洩したりと、のち人其故を問ふに、彼三人の中に一族の交り居ることもあらば、必ず我を相手とすべし、又鼻をかきたるは他の者が討留たりと偽る時の證據に斯は爲したる也と越前傳正長は吉品公に仕へて忠勤しけるが後致仕して梅心と號す、弟正容元祿八年六月晦日手廻に召出され其後を嗣ぎて二百五十石を受く、享保二年正月二十九日御杉成奉行より持弓頭屋鋪奉行新番頭を歴勤す、六代小兵衛正恩は熊谷五兵衛正毅の男なり、天明四年松平治好公に仕ふ、時に年十七、翌年小姓となり九月家督を嗣ぐ、小姓頭末の番外御留主物頭を歴勤し、轉勤の廉を以て五十石役料を賜ひ、御側物頭次忍者預り仰付られ百石賜る、寛政十年二月新番頭次部屋側向頭取となり、文政廿年齊承公に仕へ、定座番外に進みて五十石加増、天保九年五月五十石又加増あり、嘉永三年八月剃髮して湖平と改む、同七年四月二十四日卒す、年八十七、淨土宗法興寺に葬る、藩主より藥料を下賜せらる、其性勤厚隣兒時々屏外にあつて仰見て我園庭の稟實を求む、正恩黙して數個を投して恵む、治好公英武にして氣象

君公の好
物を獻ぐ

盛なり、側衆屢苦むことあり、其際正恩出候すれば忽ち平穩の狀あり、故に下城の後も時々呼來りて登城して勤務するに倦厭の念なしと、齊承公天保江戸にて逝去御遺言にて病氣の披露を以て歸柩箱根湯本に宿す、時に晡時私に權現の靈地たるを掛念しつゝ夕食す、忽ち一鶏火を噬て屋上に飛ぶ、正恩直に出發を令して立去こと一里餘、頭を回せば炎燄天を焦す、是凶兆を知て災を免かれたる也、文政三年八月治好公有馬入湯の道中滯留四十六日間、寢に就せずして精勤す、故に脇指を拜領す、慶永公幼時の締役なりしが、正恩常に金製小銃の根付を所持す、公之を翫弄して羨望の色顔に見はる、故に時々御貸したれど敢て獻せず、人に語て云ふ御意に適ひたりとて之を差上る時は、遂に習慣となりて御側衆の迷惑を來す、君公の性質を損ずるに至る、心すべき事なりと、君公の臆部を下されたる時は、側衆に其好む物を分配して後粗末なるを自ら受く、又文武の學にも志深く、常に人の顧問に與りし事多しと

芳岳熊谷君墓表

終始難、兼者其唯武當乎、故始有餘者終或不足終有餘者始必歎、惟芳岳君則不然、君少擢二小姓、尋又爲側頭、取前後歷仕五世首尾一職、寵遇滋培其在、職也、小心謹慎、精熟職務、是以

同僚庶人莫不敬信、以功進常番外班、加賜秩若干石、天保癸卯之夏、以年七十六致任矣、若君者所謂難兼者、非獨兼耶、君諱正恩、熊谷氏、芳岳其號、稱小兵衛、後更湖平、系出自近江佐々木承禎、承禎亡矣、至其孫諱正利者、有故更今氏、其子諱正元者、始在本藩、遂爲世臣、君其六世之孫、考諱某、妣某氏、君致仕以後、寓心風雅、優游自恣、問爲俳詞、以樂餘生矣、壽以嘉永七年仲夏、念四、寢、享齡八十七、送柩於城西法興寺、播苑掩之、從先塋也、公聞訃、嗟悼、君家以金二百匹、其終始見得於君若此、元聞高田某之女前卒、繼配永見氏、離姻子男一人、名正順、承嗣、永見氏出也、女子若干人、正順君儼然喪服、見余泣且請曰、先君之履歷、若假子、得垂不朽吾之願也、且足以慰逝者於墜下、余雖不文、君今就余講習經說、殘不可拒、因稽顙、家乘、擬其梗概、俾獲諸墓上、是歲之養、實某、葬吉田篤誠選

不肖孤熊谷正順泣血拜書

片山與三右衛門

初の名は平七、直次郎、後與三右衛門と改む、福井藩士片山玄悦重之の男なり、家祖其祖秩より二百石、享保九年七月二十九日父の跡大御番を繼ぎ、同十年八月二十八日表小姓と爲り、同十一月二日御裏役に轉ず、或時御坊主某過失ありければ大に叱責す、其是非明なるを以て藩主宗矩公計らず聞かれて思召を以て郡奉行に擧らる、時に享保十七年六月廿五日役料百石下さる、與三右衛門よく時勢を通觀し猛威を

收賄の弊
を止む

表に示して内心慈愛厚し、故に士民屈伏せざるものなし、或日詔者の音物を持來るあり、之を辭せずして受く、按其訴訟を聽に當つて、廉潔理非明白にして聊も親疎の隔ある事なし、故に音物の惡弊忽ち止む、延享元年十一月三日致仕して男與三右衛門嗣ぐ

四王天周信

周信通稱又兵衛、福井藩士四王天又兵衛政弘の男なり、舟橋村に住す、元祿十五年四月廿九日家督を受け、延享四年三月十九日年來の功を以て御召上下を賜はる、周信性學を好み越前の故事に精しく、越前國主記を著はす、其他越前に關する雜記尠なからず、寶曆六年十二月十三日卒す、法名逢源院義山宋忠居士と云、福井曹洞宗永春寺に葬る

田邊平學

平學は福井藩士たり、江戸詰の時淺草觀音堂に參詣す、偶附近の寺に釣鐘供養と稱する式あり、境内に棧敷を設け供物寄附の物品を飾り列ね、官吏を初め世話方

の者等嚴重に詰め切り、境内藝詣人を以て殆ど立錐の地無く、附近の人家屋上亦
 觀者群集す鐘樓には數多の方夫仕事師等多勢夫々の法被手巾等を揃へ音頭を
 唄ひ異句同音金剛力を出し將さに鐘を持ち上げ龍頭を架けんとす、而かも鐘重
 くして力足らず、容易に架るべきの狀無し、平學傍觀弱き者なりと冷笑す、時に場
 に在る幹事等その大言を耳にし無禮を憤り、大に之を詰る、平學始めて自家の放
 言を悔い且つこれを陳謝するも聽かず、平學遂に意を決して曰く、最早此上は是
 非に及ばず、一人力を以て架けて示めすべし、然れども架し能はざれば其責余に
 在り余素より覺悟する所あり、若し幸ひにして全く架け得たらんには各位の命
 を乞ふ所あらん、幹事等曰く勿論なりと、是に於て騎虎の勢ひ平學奮然として鐘
 樓に上り、天井鑰釣の組織等を檢し了り、伏せたる梵鐘を把つて容易に傾け、引被
 りて其中に入りぬ、衆人驚き呆れて之れを凝視するうち、鐘徐徐と動き出し難な
 く指し上げたり、衆こゝに至つてますく其力量に恐怖且歎稱して堅唾を吞じ
 然るに龍頭を架けんとして稍勘考の體にて元の如く、鐘を下し良久しく動かさ
 るを見て、衆亦如何せしかと喋々之れを評す、時に再び動き出すよと見る間に鐘
 は事なく鐘樓に架け得たると同時に、閃々たる刀光電の如く、平學大音聲に叫ん

第二の辨

て曰く、所望約を變ずること勿れと、忽地平地に波濤を捲き血河將に目前に漲ら
 んとす、幹事低頭平身役僧亦平學の前に陳謝し、官吏も同じく之を仲裁する所あ
 り、平學漸く憤り解け事無くして止む、又ある時平學あてゝ芝居を兩國橋畔に
 觀る、偶惡漢あり棧敷より唾を吐き又烟草の吸殻を落し無禮を平學に加へ喧嘩
 を買はんとす、平學知らざるまねして恬然歸らんとするに方り、漢亦これを木戸
 口に要し兩足を出して平學を遮る、止むことを得ず直ちに漢の兩足と頭部等を
 難なく掴み木戸外へ持ち出し幅狭き所の棧子の一ト間へ力に任せ二に折りて
 押し込み願りもせずして歸り去る、木戸番乃ち之を追ひ其姓名を聞糺し復た座
 元の者踵いて到り、深く鳴謝して曰く、彼者は當街の惡漢常に惡戯を爲す者今に
 して公の懲戒を受く、亦吾等の幸福なりと

因に云田邊二代平學正方父を十藏と云、元禄十五年養兄平次郎の跡を嗣ぎ、小姓より
 大御番手廻御駕附御使番長柄奉行を歴勤す、三代平學實暦七年家督百五十石
 を継ぎ御大番御駕附を勤めたり、豪力ありしは此二人の内なるべし

中村太郎左衛門

政方は同姓太郎兵衛政信の次男也、始め彌五作と稱し、寛文十二年松平吉品公に吉江にて召出され、廿五石五人扶持、後新知百五十石を食ひ、貞享三年御大法の時百石を減じ、寶永二年九月廿三日五十石加増あり、同七月十三日徒士頭となり、正徳元年十一月七日持筒頭を勤め、隠居して影休と號し、三人扶持下附す、子なし、酒井玄蕃與力高橋角左衛門の男を養子とす、是を太郎左衛門政恒と云ふ

〔越翁雜話〕 寫本

叱て人を救ふ

吉品公鶴鷹に御出ありけるが、勢子に出たる半甲共まこもの中を押けるを御覽ありて、さて、埒あかぬ奴等かな、其様なる追様やはあると仰けるを、中村太郎左衛門(後影休)御前に在てきかぬ様をして、さてあの半甲共は命知らずな候、水練しらぬ奴等もあるべきに、あの深みへぬか、と遣入事やある、あぶなきぞ、御なぐさみ事に命捨てはならぬぞと高聲に申ければ、公何とも仰なかりしとなり、此太郎左衛門は頓智なる男にて常にケ様なる事を云ひ、多く人の危難を救ひしとなり、或時御庭廻り遊ばされしに、御庭掛の荒子御秘藏の梨子をとりに喰居たりしを、太郎左衛門はやく見付て其梨子熟したるか、能風味して申上よと云けるが、夫にて彼荒子御咎もなく其分にて濟けるとなり、また風と御舟子の者野廻りの御供に召連られけるが、御不用の時も出る事になり、迷惑し何とぞ御免下され候様にと願けれども誰申上る者なかりしに、太郎左衛門是をき、置て御鷹野の節野先に御舟子の者平伏し居けるまへを御通りありけるに、御側より夫なるけ御舟子の者にてなきか、御

川跡の節こそ御舟子は御川なれ、ケ様の節は出ますなと大音にて叱りて通りけるが、其後は此事止て御舟子共甚だ歡びしとなり、されど吉那公と細川越中守殿の伊血子の屋敷へ御招請有ける時、細川公より御家來中村太郎左衛門は庭功者と承り候御召連られ候様にと申來りし故、則御供に候しけるに、彼方にて庭拜見仰付られ存寄候は、申べきよし仰あり、越中守殿太郎左衛門に仰けるは、其方事は大炊頭殿にて、前代より不替氣に入奉公をするよし聞及しなり、凡て親の代に出頭したる者も子の代には風儀も替る故、大かた氣に入らぬもの也、然るに代を重て氣に入る事は正直を本にして奉公をする故也と、御賞賛有て御盃を下されしとなり

永見八五郎

八五郎^{後平}は永見平之進^{百石}の養子にして、福井藩永見丹下の男なり^{一書に永見多門成}、未だ若年なるを以て實家に居る、或時養子平之進早起洗面の際同家の若黨堀江新左衛門の弟武太夫來つて不意に平之進を斬る、平之進脇差を抜と雖も、初太刀の重傷にて此に仆る、武太夫血刀を振つて表の方へ逃んとす、兄新左衛門臺所にて行向ひ主人を殺したることを知らず、只亂心せしと思ひて手捕にせんとして却て疵を負ふ、次に若黨宗兵衛來つて互に切結ぶこと稍久し、時に小者馳つて八五郎に告ぐ、驚いて馳付たるに永見の門閉たり^{是小者某の働なりと}、即ち開かせて入

養父の仇討

る宗兵衛武太夫仕合關にして互に疵を受け鮮血迸り勝負まだ決せず、武太夫活達遂に宗兵衛を引伏せて將に突刺んとす、時に八五郎來り進んで武太夫を討ち養父の仇を報じたり、事藩に達し八五郎に別秩三百石を賜はり其後を嗣ぐ、此時に當り家人新左衛門宗兵衛小者中間いづれも働ありしは全く平之進が平生心掛行届けるものなりしを賞賛せざるものなかりける、時に寛保元年辛酉六月廿二日なり、八五郎延享元年十一月三日御側見習、同四年三月六日寄合、寶曆十四年四月十六日御側小姓支配、明和五年七月百石御足用人格に進む

淺井八百里

名は政昭字は明卿、又士明、通稱八百里柏庭と號す、秋水軒清夏堂の號あり、文化十年九月二十四日福井に生れ、天保元年十一月五日右筆にて學問出精の廉を以て御藏版孝經一冊後素必用の墨一挺天朗筆一對の賞與あり、父淺井辨左衛門政良致仕して家督二百五十石を受け、大御番役同二年二月櫻馬場の學塾句讀師と爲り、又御近習に選ばれ、側向頭取に拔擢さる、性學を好み朱子を崇め、しかも經世憂國の志あり、松平慶永公の初めて福井に入城あるや、中根鞆負は縁戚なるを以て

執法全鑑の著書

屢會合して公をして明君ならしめん事の希望を述べ、公に親隨して脩々孜々事の細大となく輔導學事を獎勵したれば、鞆負も自ら監察の長官となりて時弊を改革し、共に心を勞して奮發盡力するに至る、又藩主に建言して忠勤を以て藩の爲に盡したる事多し、且藩史の備らざるを嘆じて古書に據り古老に質して執法全鑑を編纂し、今侯爵松平家に藏す、其他寫本にて著したるもの數種あり、世其廉直を譽揚して君子と稱す、嘉永二年己酉十一月二日卒す、享年三十七、秋水軒靜柯柏庭大人と墓に彫す、松岡村曹洞宗天龍寺に葬る

柏庭先生著書執法全鑑二十八卷(目次)

- 御城下諸事部一 御國他國諸事部一 三御門御掃部一 御停止異變死失部一 御管部三道
- 中部一 御用辨仰出部一 御家老中御用諸式目古帳一 寬軒部一 諸願達部一 養子縁組部
- 一 恐悅部御出殿部御文武諸藝部一 公儀御觸部一 天災部御普請部一 屋鋪部一 御式目部
- 一 御代御作法横目役覺附古記録抄一 貞享より天保迄命令部一 元禄十年より寛政十二年迄御觸部一 享保より文化八年迄評判書一元文より文化七年迄開籍目錄一
- 雜錄三 御管部一 御用人通達部大概一 御出殿并江戸往來部一 御國他國諸事部一
- 因に云八百里没後翌年嘉永三年十一月御用部屋へ差出す則目付月番千本藤左衛門より權十郎へ白銀五枚下附す

〔翠柏集〕寫本

武臣

水亭避暑

淺井柏庭

日落水亭避暑煩。細流臨檻響潺湲。甘瓜朱李冰盤盡。何問此中劉與袁。

至日

傳道佳辰初發陽。垂楊含色泄春光。不須樓上吹仙律。早覺家機一線長。

造山雪

遙嶺堆銀翠色稀。孤松獨秀更依依。定知飛絮期非遠。好使家奴作雪圍。

坂行

已過羽橋去。直上南山阿。夜夜侵風雪。朝朝著笠蓑。唯要獲身雁。不厭肩蠻羅。蹄路兒常問。捕來誰最多。

賣花聲

樵婦擔籃曉賣花。幾人爭喚弄紅葩。春芳初自深山出。分與長安千萬家。

打毬

沙場坦坦短牆圍。紅白分曹壯士衣。綵杖指空懸月影。錦毬轉地發星輝。人爭勝負心如醉。馬競後先蹄似飛。忽有旗門拆聲響。雄風一隊唱凱歸。

燕子花 得鹽 (以下清夏集鈔出)

映水葉如人洗纈。帶風花似燕窺籠。片時酒去疎疎雨。深紫淺青一段添。

春盡日儼居

屏風適見貼中伯父君春盡時因登其韻

浴沂得趣不懷歸。日買鮮魚脍蕨薇。春暮山中何所見。黃鸝已老杜鵑飛。

偶成

客居無俗慮。山色眼中青。峰嶺疑天小。泉溫識地靈。身稍就閑散。神自覺清寧。好得黃昏友。新蟾入碧櫺。

喘中吟

四首 (以下秋水藻鈔出) 錄一首

人喜爽涼秋氣回。嗟吾依舊宿痾催。奉公身覓三年艾。一灼功夫念未灰。

冬日偶作

官舍三間塵累疎。檐前咫尺占庭除。數頭頑石襯青蘚。一切蔽牆面碧櫺。益友論心時炎茗。病軀省事夜看書。紅爐新續猶寒栗。恩露凝來霜結初。

冬夜小集

分韻賦萬物靜觀皆自得二首錄一

山自青巒水自瀾。眠中相得欲言難。三間矮屋乾坤濶。五尺短身日月安。戲蝶遊蜂春意遍。落花垂柳夕陽闌。閑來詩就微吟去。萬物與心共一般。

我第二子生るゝ前に母常宮の神水をのみてやすらに生れたれば

武臣

名を常次郎とさつく

親兄につかへまつりて末長く常の心を執れよものゝふ

夕花

櫻花なかくらして梓弓いるかたをしき夕月のかけ

炭竈

炭木やく煙たえねは白雪のうつみかねたる小野の山さと

尾張桶狭間でふ處に今川氏の舊蹟を弔ふ

桶狭間あとも七つのをくつきにかゝるは人のなみたなりけり

江寒蘆 (以下秋木藻鈔出)

あさりする入江の田鶴の敷見えて霜にかれゆく蘆のひらたち

寒夜月

身にしみて文みる窓やさむからん雪よりしろき冬のよの月

歳暮述懐

すきし日をしみをしみてひととせをしむかきりになりける哉

除夜當直

子前撃柝初就枕子後鳴鐘已整衣正是今宵子之半春從一睡夢中歸

愚存書之覺 (建書書)

殿様御病氣被爲指重奉恐入候御養子之儀公儀思召を以被仰出恐悦至極難有奉存候右に付私儀存詰候愚意の趣御座候に付左に申上候其趣意者是迄御國江戸表共御家中末々迄永々困窮仕近年に至候而は誠に必至難澁に陥候熟當時之様子相考候處乍恐御國運も餘程澆季に相成候哉と日夜歎息仕候義御座候得共此時に當て御國家御興復不被遊候而者實に御危急眼前之事と溝氷を踏候心地に而恐敷奉存候誠に御國家御靜謐之根本は御世嗣様之御身持と御一心とに有之候半に御座候得共此度之御世嗣様右等之次第能々御承知被遊御身の御慎は不及申候御國之御治方誠に御大切御儀と奉存候乍去未た御幼年様にも被爲在候得は指當り御補佐之御家來肝要之儀と奉存候間何卒一日も早く御選被遊晝夜御側に被附置文武之道を始御補佐之儀諸事御任被遊候は御仁德彌増御成長可被遊左候は御國中之儀は不及申天下一統御明君様と奉仰心服仕候得は御國中末々迄も始而困窮を相免れ且は御威光も自然

武臣

天保九年
七月廿九日
齊善公松平
病養子重
永公十一
年十一月

と御盛に被爲成候道理に御座候、右様之儀之如此一口に申上候得共、決而左様之筋に而無御座候、是程慥成手近く時世に合候儀は無御座候、扱右御撰之一儀は尤上之御目鑑次第に而御座候得共、私儀もケ様に迄申上候上は急度御任に當り候仁見詰罷在候故、是亦奉申上候、其面々は天方源八、荻野鍋八郎、松波甚左衛門、悴彌次郎、半井仲庵、悴玄冲、土居方小技之者、吉田金八、悴悌藏、右等五人之面々は誠忠無二當世有かたき人物御座候得者、身方之下賤、或は親掛り等の無御構不時之御見出に而各御補佐之任に被仰付候は、急度御用に相立可申事無疑御座候、若又右面々之内新規被召出候儀、當時御出方にも相成御苦敷儀も御座候は、是迄私に被下置候知行之分不殘指上可申間、是を以被召出御用ひも相成候は、於私本懐至極奉存候、右等之趣誠に外様に罷在候私に申上候筋にては無御座候得共、御代々様御厚因を以先祖以來安樂に暮候、せめては御恩報し、且は臣として御國家御危急之御時節と乍存其儘打過候筋無御座、且は上之御爲御間に合候にと見詰罷在候而、此節御蔭女申上候は不忠不義之致方に御座候得は、恐を不願存念一杯申上候、愚者も千慮之一得と申事御座候得は、萬一此度御國家御復古之御一助とも相成候得は、難有仕合奉存候、若其職に得ずし

て右様之儀共申上候儀不調法にも相成候付、假令如何様之御咎被仰付候共、毛頭不足之心底無御座候、右之趣何卒御家老中迄被仰上、厚御神儀御座候様仕度願奉存候、尙又不分明之儀御座候は、御尋之上委細可申上奉存候以上

九月五日

淺井八百里

秋田八郎兵衛殿

松本晚翠

晚翠は天保三年十二月二十日を以て武生町に生れ、幼より穎悟、しかも大志ありて文武を兼修す、弘化三年年甫て十五、其主本多副昌君に仕へて、表用人に歴進し、嘉永三年父を喪ひて家督を相續す、同七年海防頭となる、是より先米艦浦賀に來り互市を請ふ、海防の議是に於てか起る、安政三年番頭側用人を兼ね立教館創立に盡力して講學の道を開く、文久二年遂に家老職に進む、時に年三十一なり、同三年君命を帯ひて江戸に登城し、政弊を視察し時勢を揣摩し、深く幕府の末運に屬するを知り、慨然之を同僚に語る、後其言皆効あり、衆其先見に服す、元治元年七月本多副元君福井侯の名代として上京し、長濱に抵る、途にして長州藩士禁闕を犯

武 臣

すと聞き、福井軍監淺井權十郎と共に叱咤兵を麾ねき、馳せて京師に入り、鷹司邸に陣す。既にして事平らぐ、其年十一月武田耕雲齋脱藩の浪士を率ひて美濃、觀音山より大野郡に出て、今立郡池田郷を経て南條郡宅良谷より今庄驛に出づ。副元君之を追討す。晚翠亦軍中にあり、進んで木芽峠に陣す。耕雲齋勢ひ窮まり、遂に加州藩の轅門に降る。是に於て凱陣す。功を以て主君より刀劍を賜る。慶應元年君命を承け文武を研究し、士風を奨励する事に任し、大に功あり。是年主君福井侯の名代として長州征討の軍に大阪に會す。晚翠亦其中にあり。本多駒三郎と共に諸藩の士と相周施して、大に天下の形勢を觀察す。同二年九月將軍家茂公薨去により、遂に軍を還す。明治元年三月本多家の職制を改革し、議政を置き、土生多忠と共に議政員頭文武掛を命ぜらる。三月部下の兵を率ひ琵琶山に演習す。福井藩主親く臨んで之を覽る。七月本多君又福井侯の名代として會津を征討す。之に従軍して長岡津川口鼠ヶ關庄内等に轉戦し、會藩の歸順するに及んで歸府す。是役部下を率ひ長薩の軍と共に一砦を攻撃す。會津の軍乃ち降旗を揚て歸順の意を表す。時に薩長の軍必ず之を屠んと欲し、既に大砲を裝す。晚翠身を挺んで、砲門を塞ぎ、揚言して曰く、君軍必ず降兵を屠んと欲せば、先我命を絶てよと。薩長の軍之が爲

身を以て
砲門を塞ぎ

に止み、一砦の士卒遂に免る。事を得たり。翌年功を以て福井侯より金若干を賜ふ。同三年福井藩の軍務寮少屬に任ず。故ありて之を辭し、四月東京に上り、本多家の爲に歎願する所あり。是歳物議恂々同藩の士相和せず。乃ち姓名を變じて武尾驍いさなと云ひ、東久世開拓長官通に請ふて北海道に渡航し、主家の爲に盡す所あらんと欲し、北海道の内地を旅行し、十月を以て函館に歸る。時に福井藩の捕卒來り、逮捕狀を示し、遂に福井に檻送して入牢す。姦人其罪を羅織し、邸宅を沒收せらる。明治四年新律に據りて放免せられ、同五年敦賀縣第二十二大區區長に任ぜらる。病と稱して之を辭し、力を進修小學校創立に盡す。同七年敦賀縣第七大區區長に任ぜられ、同九年第六大區々長警部事務心得を兼ね、八月同第六七大區區長に任し、同十一年十二月南條今立郡長に任ず。同十三年第五十七國立銀行創立事務に盡力し、十四年三月福井縣南條今立郡長に任ぜられ、十八年五月非職となる。晚翠久しく本多家の家老として内外の事情を詳かにす。是を以て其職に在るや、裁決流るが如く、民皆悦服す。其非職を命ぜらるゝの翌年東京の客あり、民間の有志と往來して民情を視察し、深く晚翠及び福井藩内田衛の非職を惜む。蓋し客は其筋の視察官なりといふ。後内田は起て丹生郡長となり、晚翠は晩年風月に興を遣り、詩

酒に情を寄す、一片恤民の志須臾も情に忘るゝこと能はず、毎に殖産興業の道を講ず、武生士族の創立に係る桑蠶會社の如きは實に晩翠の拮据黽勉に依れり、斯て明治二十一年三月二十四日卒す、享年五十七、南條郡高瀬村曹洞宗寶圓寺に葬る、男源太郎其後を嗣ぐ

武術

富田勢源

勢源通稱五郎左衛門、足羽郡宇坂庄淨教寺村に生る、父は富田治郎左衛門、箕裘の武藝を繼て刀槍の術を逞ふし、眼病に由て其後を弟治部左衛門に譲り、剃髮して勢源と號す、永祿三年庚申五月濃州に往く、國守を齋藤山城守義龍と云、國中に兵法大に行る、其師は常州鹿島の住人梅津と云ひ、關東にて隱なき神道流の名人なり、折節勢源濃州に来ることを聞て語るらく、勢源が中條流の小太刀と試合せんと欲す、勢源が旅者に行て所望すべしと、弟子勢源が方に行て此事を告ぐ、勢源曰く、愚僧は兵法未熟なれば其望に應じ難し、深き望なれば越前にゆかるべし、亦中

齋藤義龍
の傲慢を
怒る

條流には仕合曾てなしと、梅津此言を聞き我兵法は關東に隠れなし、三十六人の相弟子我太刀先に及ばざるが故に皆弟子となれり、先年當國に來りし時、吹原大書記三橋貴傳は著名の師匠といへども余が太刀に及ばず、勢源も越前にては廣言をはくとも梅津には及ばず、たとひ當國の主たりとも仕合に於ては用捨すべからずと云、齋藤義龍ほのかに梅津が廣言を聞玉ひて勢源出合かして武藤淡路守吉原伊豆守の兩使をして旅宿朝倉成就坊の宅へ仕合所望の由申送らる、勢源兩使へ申けるは中條流にては仕合なし、其上無益の勝負を嫌ふとて承引の氣色なければ兩使歸つて之を申ければ、義龍曰く勢源の所存尤なれども梅津の過言他國者のあざけりなれば、偏に頼たき由を述べしと申さる、兩人再び勢源のもとへ行て主人の所存を演説す、勢源聞て此上は辭する所にあらずとて、勝負は人の怨を受ける事なれば曾ていたさぬ事なれども國主の命背き難しと答ふ、兩使急ぎ歸つて義龍へ申上れば大に喜び武藤淡路守宅にていたさせよとて七月二十三日辰刻と相定らる、勢源檢使を望む義龍武藤吉原を檢使に申付られ梅津は國守の一家大原が宅に居たりしが其宵より湯かゝりして信心をなす、勢源其旨を聞き心直なれば祈らずとも其利ありとて成就坊が方より供人四五人召つれ、

淡路宅に行きその薪の中にいかにも短き一尺二三寸のわり木を見出しもとを皮にて巻付たり梅津は大原同道にて弟子數十人木刀の長さ三尺四五寸なるを八角にけづり錦の袋に入れて持しむ器量に骨柄勝れて見ゆれば必定梅津勝べしとの取沙汰なり梅津檢使へ願ひて白刀に仕度と云檢使勢源に之を告ぐ曰く彼人は白刀にてせらるゝとも勢源は此木刀にて足れりと答ふ依て梅津も木刀とさだむ梅津はそら色の小袖木綿袴にて大木刀を右脇にかまふ其氣色龍の雲をひき虎の風に向が如く眼は電光に似たり勢源は柿色の小袖半袴着て立て板椽より歩行す彼割木木刀を提げ悠然たり時に勢源梅津に言葉をかけ進んで勝負をなす梅津いかゞしたりけん小鬘より二腕迄打れ頸を打切られ身體盡く紅に染る梅津即ち木刀取直し振上打つ勢源騒がずして梅津が右腕を打つ梅津忽ち仆れ持たる大木刀勢源が足下にあたるを踏折らる梅津起上りて懐中の脇指を抜て勢源を突んとす勢源又木刀を振て打倒す時に檢使其間に入て是を扱ひ梅津を武藤が宅へ入て養生し大原が旅宿にかへす勢源は淡路守宅に留め武藤吉原兩人勢源が木刀に梅津が折木刀を義龍の上覧に入る仕合の様子を聞て義龍甚感賞あり末代の物語にとて割木木刀を留め置き鵝眼萬疋小袖一重を勢源

に下賜す勢源云ふ中條流にては勝負禁制なれど國守の命故に受たるなりとて褒美を辭す使者再三申けれども終に受納せず義龍甚だ勢源が志を感じ對面せらるべき由を申送るといへども亦辭退して遂に參らず翌朝越前へ歸り梅津が遺恨を遣れける

(本朝武藝小傳)

富田九郎右衛門

九郎右衛門は朝倉義景の臣なり刀術を大橋勘解由左衛門に學びて其宗を得輕捷の術を得たり二子あり兄を五郎左衛門と云ひ弟を次郎左衛門と云ふ弟父の業を繼ぎ且才藝に達す後前田家に仕ふ此時關白秀次其刀槍の藝を好まれ故らに次郎左衛門を召て其技術を學びて褒賞を與ふ今に至て之を富田流と稱す

富田牛生

牛生は越前朝倉氏の家臣なり槍法の微妙を悟り中根一雲打身佐内佐分利猪之助等牛生に就いて各其宗を得たり今にいたりて中根流打身流佐分利流と稱するに至る

富田越後守

始め山崎六左衛門と稱す、富田治部左衛門に隨ひて中條流の傳脈を得、山崎家祖は江州佐々木の家族にして越前に居住し數代朝倉家に仕へ、天正十二年佐々内藏助成政越中國末森城を攻むるの時、六左衛門槍を合して軍功を勵まし、後名を富田越後守と改め、前田利家侯に仕へ、采邑一萬三千五百石を領す、始め富田治部左衛門一女を以て六左衛門に娶はし、富田の稱を譲り、中條流道統を繼ぎて後徳川秀忠公に由て之を言上し、名を四方に顯はす

山崎左近將監

左近將監は山崎六左衛門の弟にして富田流の刀術に達す、越前朝倉氏の家臣也、後前田利家侯に仕へ名を五郎右衛門と改む、三子あり内匠小右衛門二郎兵衛と云、共に中條流に達す、慶長五年利家大聖寺の城攻の時疵を蒙りて後其終る所を知らず

山崎兵左衛門

兵左衛門は中條流の奥祕を悟りたる刀術家なり、松平忠直公に仕ふ、時に高繩と云者あり、諸州に修業して越前に來る、松平の家臣就て學ぶもの多し、公の曰く高繩の刀術其名を聞くこと久し、其當城下に來つて刀術に誇る、大に之を惡むと乃六人の刀術家を召されて高繩と仕合するや否を問ふ、六士皆曰く謹んで命に應ずと山崎其中是に於て使を高繩に遣し、明日登城し仕合を爲すべしと高繩承諾す、公依て城中に入れ双方の刀術優劣を公衆に見せしむ、其期に至るに諸士及び諸民群集し六士亦至るに高繩獨未だ來らず、人をして之を見せしむるに前夜既に逃去ると公の曰く吾大太刀と小太刀の勝負を見んと欲したり、然るに高繩來らざること遺憾なり、今某と山崎と刺撃を爲すべし、山崎辭して曰く我老たり、術全からず、嫡子小右衛門を以て之に代らしめんと、公之を許す、小右衛門時に年十六、小太刀を挺げて某と相撃て勝つ、公並に諸士甚之を賞す、後公自ら兵左衛門を撃んと欲す、急に之を召して曰く、我汝と刺撃せん、兵左衛門命に従ふ、公脇指を抜て斬る、兵左衛門小太刀を以て之を受く、公殺すこと能はず、其脇指を抛つて曰く、

山崎父子
の高名

汝の藝實に精妙神の如しと、即其脇指を賜ふ、後公豊後津守に移さるゝに及び、將軍秀忠公の命により山崎をして侍從永井尙政に預けしむ、小右衛門後將監と改め、其術いよゝ進む、家光公其藝の精妙なるを聞き、將監を江戸に召され、其子兵左衛門父子登營、其術を以て上覽に供す、兵左衛門侍從松平信庸に仕へ、又山崎與左衛門なるものあり、亦其藝に達す、越前に居たりしが、後越後に移り、中將光長卿に仕ふと云

(以上本朝武藝小傳)

佐々木巖流

小次郎巖流と稱し、越前足羽郡宇坂庄淨教寺村に生る、少壯にして性豪宕、同郡に住する富田勢源が家人となり、幼より劍術を見習ひ、長するに及び、勢源が打太刀を勉むるに一尺五寸の小太刀を以てす、小次郎常に三尺餘の大太刀を以て之に對して技能ありと稱す、鍛錬遂に高弟中小次郎に及ぶ者なし、是に於て、勢源が弟治部右衛門と仕合ふに、小次郎又之に勝ことを得たり、故を以て、勢源が許を立退き、自ら修鍊一流を案出して、巖流と稱す、其法太だ奇術なり、夫より諸國を巡歴し、各道場を叩いて之を試るに、いづれも勝ざることなし、斯て豊前小倉に至る藩主

巖流の奇術

宮本武藏
仕合を請願す

細川三齋忠興侯小次郎を留め、藩中入門する者あり、時に慶長十七年四月也、宮本武藏恰も京都より來りて小倉に至る、長岡佐渡與長主の第に居る、與長は武藏が父無二之助の門弟たり、武藏請ふて曰く、巖流小次郎頃日來遊す、其術奇なりと稱す、希くば我と手技を比べんと、與長則諾して、忠興侯に請ひ、日を期して向島に於て勝負を決せんとす、向島一名船島、豊前長門の境にして、今度の事たる双方勝負の遊覽を禁止せり、其期に至り、與長武藏に謂つて曰く、明朝辰上刻七時、向島に於て巖流と仕合すべきを諭す、然るに武藏何れかへ行て府中を尋ぬるも居ず、人は云ふ、巖流の妙術に隠して逃げたるなりと、與長茫然たり、稍あつて家士に向て云ふ、熟ら考ふるに、先の日下ノ關に着て翌日此に來れり、定めて下ノ關に至り、夫より向島へ行くならんとて、飛脚を發す、果して下關問屋小林太郎左衛門に宿す、武藏即ち飛脚に呈書を托す曰く

明朝仕合之儀に付、私其許様御船にて向島に可被遣候、由被仰聞、重疊御心遣之段、恭奉存候、然者此回小次郎と私には、敵對之者にて御座候、就而者小次郎は忠興様御船に而被遣、私は其許様御船に而被遣に、御座候處、御主人被對如何敷奉存候、此儀私には御構不被成候、而可然奉存候、此段御直に可申上と奉存候、得共

武術

御承引なさるまじく候に付、能々不申上候て爰許へ参り居申候、御船の儀は幾重にも御断申候、明朝は爰許船に而向島へ渡候事、少も支無御座、能時分参り可申候間、左様可被思召候以上

四月十二日

宮本武藏

佐渡守様

さて翌朝に至り日高くなるも武藏寝て起きず、亭主太郎左衛門心元なく思ひて辰之刻に及べる由を告げるに、飛脚又小倉より来り舟渡のよしを告るに、程なく参り申すべしよしを返答し洗面喫飯了りて亭主に請ひ、權を以て大なる木刀を削る、飛脚又来りて促すこと頻なり、武藏絹の袴を着し手拭を帯に挟み、其上に綿入を着て小船に乗つて出づ、太郎左衛門が家奴一人同乗す、さて船中にて櫂をかへ綿入を覆ふて伏す、檢使警固の面々號令嚴かに、漸く巳の刻過ぎて島に至り、洲崎に船を滯めて綿入を脱ぎ刀を船中に置き、短刀をさして裳をかへ、彼木刀を提げて徒跣船より下り汀渚を涉ること數十歩、手拭を取りて鉢巻を爲す、爰に小次郎は猩々緋の袖無羽織に染革の立附を着し、草鞋をはきて三尺餘の太刀を帶す、備前長光作、甚待つかれたる様子にて武藏が来るを遙かに見憤然進んで水際

巖流宮本
武藏との
格闘

に立ち我先刻より来れり、汝何ぞ遅きや、吁後れたるか、と武藏黙して答へず、聞ざるもの、如し、時に小次郎太刀を抜て鞘を水中に投じ、武藏が近づくと迎ふ、武藏水中に踏留まり微笑して云ふ、小次郎負けたり、勝たば何ぞ鞘を捨んやと、小次郎益す怒つて武藏に近づくと齊しく刀を真向に振上げ眉間を打つ、武藏が撃つ處の木刀既に小次郎の頭に中りて忽ち倒る、武藏が鉢巻落つに當る、木刀提げて又振上げ撃んとす、小次郎伏ながら横を拂ふ、武藏が袴の膝上に垂たるを切ると、木刀又脇腹を撃つて小次郎氣絶え、鼻口鮮血迸り出づ、少らくして武藏木刀を捨て手を小次郎が口鼻に覆ひ、顔をよせて窺ひ、後檢使に向つて一禮し、起て木刀を把りもとの船に飛乗り、共に自ら掉し急ぎ下ノ關に歸る、是に於て與長主に書を呈して之を謝す、後小倉に至り與長に忠興侯の士何某と勝負を爲さんと願ひたれど聞入なくして歸れり、小次郎時に年十八、武藏人に語るに小次郎は實に豪傑なりしと惜みしとぞ

小倉地方
の口碑

因に云、二天配と云ふ書あり、熊本ト川正剛が手記なりと、今其要を撮記す、其他種々あれど其双方仕合の實況簡單にして真を得ず、今小倉地方に口碑の傳ふるを聞に、武藏が小次郎の驍名を聞き心切に聴したるが故に一筆を案じ、故意に小次郎を憤懣せしめて以て其危きに勝たるなり、當時の書國人の筆に成たるものなれば、總て武藏に加

武 衛

船したる偏見の潤色ありと、巖流小次郎向島に葬られ今猶墓を存す、其巖流島の名を
残したるを以ても豪勇想ふに足れり、元來武藏は頼才に富み、小次郎は率直にして不
覺を取たるのみ世豈是のみならんや呼

〔本朝武藝小傳〕 宮本武藏墓誌

前 爰有兵術達人、名巖流。與彼求雌雄。巖流云、以真劍請決雌雄。武藏對曰、備揮白刃
而盡其妙。吾提木刀而顯此秘。堅結條約、長門與豐前際海中、有島謂船島。兩雄同時
相會。巖流手三尺餘之白刃、來不顧命、盡術。武藏以木刃之一擊殺之。電光猶遲、故俗
改船島謂巖流島云々

中村守和曰、岩流宮本武藏と仕相の事、昔日老翁の物語を聞しは、既に其時日に及て
資賤見物のひと舟島に渡海する事夥し、巖流も船場に至て乗船す、巖流渡守に向て
曰、今日の渡海甚しいかなる事かある、渡守曰、君不知や、今日は巖流と云、兵法道宮本
武藏と船島にて仕相あり、此故に見物せんとて未明より渡海ひきもきらずと云、巖
流が曰、吾其巖流也、渡守驚きさしやひて曰、君巖流たらば此船を他方につくべし、早
く他州に去り玉ふべし、君の術神のごとしといふ共、宮本が驚甚だ多し、決して命を
保つことあたはじ、巖流曰、汝が云ごとく今日の仕合吾生んことを欲せず、然といへ
共、堅く仕合の事を約す、縱ひ死とも約をたがふる事は、勇士のせざる處也、吾必船島
に死すべし、汝わが魂を祭て水をそぐべし、賤夫といへども其志を感ずとて、懷中
より鼻紙袋を取出して渡守に與ふ、渡守涙を流して其豪勇を感ず、既にして船島

船頭の怒
志を感ず

につく、巖流船より飛下り武藏を待、武藏も又爰に來りて終に刺撃に及ぶ、巖流精力
を勵し電光のごとく稍妻のごとく術をふるふといへども不幸にして命を船島に
とむとなり

幕屋與右衛門

幕屋與右衛門は幕屋大休が弟にて、劍術に達す、後江戸に出て其名關東に鳴る、或
時吉原に至り曉に及んで日本堤を歸る、謠をうとうて過ぐ、時に、夜盜七人出て前
後を圍む、與右衛門少も驚かず、はける所の皮履をぬぎて腰につけ、短刀を抜て切
りむすぶ、臨機應變神の如し、終に六人を切る、一人遁れて叢中に隠る、與右衛門一
人をのがしたる口惜さよと獨言して、短刀を以て叢を突廻る、賊背に當ると云へ
ども聲を發せず、爰に於て與右衛門遠くのがれたると思ひけるか、田の水にて刀
を拭ひて腰にをさめ、足をあらひて皮履をはき、前にうたひのこしたる謠をうと
ふて行く、其音聲前に少もかはらず、叢中かくれたる賊は疵をかふむるといへど
も命をたすかりし、本越前の産なりしが是より心を改め、再び國にかへり、郷民と
なる、後年此時の首尾と且後にさけば幕屋なりしよし、思ひ出せば身の毛も立ぬ
ると人に語りけるとぞ、

危地に在
て音調變
せず

(南越雜話)

團野萬右衛門

名は定吉、通稱萬右衛門、福井藩柔術師範たり、初め市橋軍兵衛と稱し、美濃國市橋村の郷士市橋定舎の男なり、後團野だのと改む、幼より武術を好み、幕屋與右衛門に就て眞影流の兵法を學び、技大に進む、益す名を天下に顯はさんと欲す、元和六年定吉年十七、其宿願有りて、京都因幡藥師堂に參籠す、半夜年少の僧來つて曰く、汝望むことあつて通夜をなす、定めて武道のことなるべし、略兵法を打語らるべしと、定吉云ふ、兵法の大事は漫りに語るべくもあらず、されど一樹の陰一河の流も他生の縁、争てか秘すべきとて、具さに語る、僧の曰く、有の十ヶ無の十ヶと云ふことあり、定吉曰く、是に勝りたることあらば物語あれ、去乍ら貴僧は疲弱の體質有無の二つ又阿吽の二つ何ぞ用ふる事あらんや、若吾と組合はゞ五人にても投倒すべくと、僧の曰く、さらば試み玉へとて互に組合ふに幾度投るも倒たるを見ず、定吉茫然爲す所を知らず、爰に關東の人正木大膳と云者同じく通夜して傍にありけるが、大膳も亦僧と組合ふに前の如し、正木は著名の強力にて人に負たる事なし、然るに此瘦僧の爲に勝ざるを憤り、最後に取て強く大地へ打込んだるに少し

夢中の傳

も手にこたへざりければ大に不審す、定吉云ふ、此組合ひの法願くば教へ玉へと、僧曰く、今日は人目もあれば重ねて打語らんとて、忽ち去て見え、夫より三日過て又通夜するに、僧再び來つて曰く、汝が熱心深きに依り我來れり、今より組合ひの法を語らん、夫古より力強き人を兵と云、力無くして千人の力を殺す、組合は手の掛ると掛らざるを見る、是を以て肝要とす、有無十ヶの軍法は鬼神の心をも和らぐ、出雲八重垣の歌も畢竟和の字に外ならず、和は弱なり、弱は則強きにして所謂氣を和らぐるもの也、故に柔氣流と名くべしとて、秘法を説く、定吉即ち柔氣の心を

丸くともまるかるへしは人心かとのあるにはものゝかゝるに
といへば僧のいはく

丸くともかとおつあれや、人心あまりまろきはころひやすきに
と聞ゆると思へば、假寢の夢にてありける、覺て後熟思ふに大に得る所あるを悟ると云、後定吉廿五歳のとき、諸國武者修業に出づ、山城の鳥羽繩手を過ぐるに、夜中盜賊あり、定吉の前に圍む、即ち盜數人を切捨て、一人を搦む、從僕妻藏働いて此に死す、京師所司代板倉侯より證據狀を下附す、時に寛永元年九月廿三日なり、後

天下無雙
の號を賜
はる

勇婦盜を
捕ふ

此事天聽に達し、後水尾天皇參内仰付られ、天下無雙の號を賜はり、紀州に住せしが、後福井藩主松平忠昌公に召抱らる、或日勤番の留主に夜更て召仕の男女皆臥す、定吉の妻獨齒を染め鏡を看るに、後に引廻したる屏風の上に男の顔忽ち鏡にうつる、妻少も驚かず、鐵汁をつけたり、直に屏風を壁に押付く、果して夜盜なり、此騒ぎに下女起て來る、即ち下男を呼ばしめ、夜盜を擲取り、階子に縛し置きて皆寢に就く、夜明て定吉歸宅し之を聞き、其盜人を見るに、知れる者にてありければ、能く將來を誡め、若他家ならば即座に殺害せられんに、以來心を改めずんば、我尋出ても殺すべし、定めて飢勞れたらんと、食事を與へて放ちける、是より盜人良心にかへりしとぞ、當時の屏風及び鳥羽噺に夜盜を斬たる刀慶安四年辛卯五月廿八日定吉卒す享年四十有九

團野定吉遺言

一 吾辭世後、燒遺骸于河邊、可投灰骨流水矣、或築墳墓、刻其微名于石、不可爲之事、
 一 一回忌至五十年忌、請待僧徒備具香饌、聊以不可有之事、一子孫並親戚外、戚精進堅可停止事、
 頌云、翼成院桃山如見大居士、
 人身元一漚、供物又誰投、爾後求吾輩、清河日日流、

捕盜の感
狀

夢に來てゆめのうき世の夢の中さむるも夢をもとの身にして

團野文書 寛永元年感狀

其方今月十七日之夜、鳥羽阡にて大勢之強盜に出合、手前に而入人まで討留、内豈人召捕、我等方へ注進候、其身若輩と申殊爲、窄人故不審に存色々、遂穿鑿之處、洛中洛外迄も無被隠、彌強盜に相究候、貴殿於其場、其方草履取働相果申候處、其身も手負不申、堅固之故、世上之批判如何被存之由段々、理被申候條爲、後日一筆如此候恐々謹言、

九月廿三日

板倉伊賀守花押

市橋軍兵衛殿

柔氣流紀念碑

嗚呼偉哉、柔氣流祖之武也、流祖諱定吉、稱萬右衛門、姓藤原氏、市橋後改團野、父定舍、濃州市橋村郷士、世領一萬石、流祖幼好武、就幕谷某學、新影流兵法、十七歳業成、時元和五年也、乃從僕妻藏者、歷遊諸國、所謂武者修行者也、遂到京師、宿因幡藥師堂、祈其神、一夜夢、遇行脚僧至、共論武試術、而流祖力屈焉、僧賞流祖之篤志、悉傳其奧、秘覺後大有所得、創柔氣流、云、嘗斬強盜七人於鳥羽噺、而捕其魁、事達天聽、後水

武術

尾天皇賜以天下無雙號之繪旨。後遊紀伊。又捕賊有功。紀伊侯將祿之。會我舊越前藩主三世隆芳公強召流祖。因辭紀伊侯來仕。世職教授。於是乎我藩有柔氣之流。慶安四年五月二十八日病歿。享年四十有九。傳軍兵衛定尙。萬右衛門定好。軍兵衛定弘。萬右衛門定美。軍兵衛定香。萬右衛門定省。軍藏定往。至千久馬定則。凡九世。時王政維新。廢藩置縣。團野家教授之任亦解。今茲明治二十二年。距流祖之歿。幾二百五十年矣。定則有所感。謀門弟諸氏。建柔氣流紀念碑。請余記之。固辭不可。遂記其由。係以銘曰。夢神授法。積誠之功。承爲流祖。名傳無窮。

明治二十二年六月

福井縣 山本 繁 二撰

中村市右衛門

名は尙政。通稱市右衛門。福井藩鎌寶藏院流鎗術の師範家たり。本姓藤原。其先を中村金次郎と稱す。河内國高井城陷落の時。金次郎武功あり。尙政年甫めて十四。其術を寶藏院覺禪法印胤榮に學び。二十九歳にして奥儀を究む。時に慶長十年なり。尙政更に諸流を研究する所あり。遂に明國に入り。國王より賞賜品を得。十二年歸朝し。胤榮と共に禁闕に召され。其技叡覽に入る。後將軍に召さる。こと三回。其名益

「獨生
院に東に
一院に
殿に和
に人を
門格に
と家と
といふ
ふ道ひ
揚其向
て武賢
日

揚る。寛永八年。松平忠昌公に召し出さる。慶安五年卒す。法號を直正院古劍玄霜居士といふ。二代を中村八太夫重行と稱し。承應元年父の後を襲き。以て師範に任し。加祿百石を賜ふ。重行は即ち中澤金右衛門の子にして。曾て忠昌公の小姓を勤め。尙政の養嗣と爲れる者なり。寛文九年三月八日歿す。法號を安養院隨岸宗順居士といふ。三代を市右衛門尙行四代は政右衛門行信五代を權太夫行忠。六代を市右衛門行宣七代を市右衛門行勝相傳へて藩の師範たり。

〔紳書〕 新井白石著

寶藏院弟子にて。越前の十文字の鎗つかひ。中村市右衛門と云者の鎗を大猷院様御覽あるへき由にて。高橋左近を相手に被仰付。扱仰にはす鎗を中段に持て。中村張はたゞ候共。少も構不申。中村か臍の上にも穂先をあて。有へし。ゆめ／＼突へからすと也。扱仕合の時に至りて。高橋上意のことくして動かず。市右衛門鎗を合せて互に押合しに。双方の鎗ひらとしなひたる迄にて。押合ふ事程久し。久世大和守勝負は知れぬと先双方退可申由にて。事畢りぬ。大岡佐渡守も見られし由にて。委敷市右衛門の物語を此以前聞ける事也。當時市右衛門鎗不出來のよしを云。此時よく仕り。たらは御旗本に召出さるへきを不運の至

武術

り云云、柳生但馬評に、此時の仕合我等も見たる事なり、世上の評判は、不案内の至り也、上様被仰付は極意の鎧也、其上にて高橋若輩なから、大力の丈夫者に、上意の旨を守り少しも動かす、此時市右衛門もし勝んと欲せば、忽ちに負へし、然るを勝へからざる事を知りて、如此なりしか、名下誠にむなしからずとありしよし也

〔本朝武藝小傳〕

中村市右衛門尚政、學鎗法於寶藏院胤榮、終至極妙、後仕於越前家、大猷大君尚政被召、柳營尚政以其術奉備、台覽凡三度、名溢四海、高田又兵衛吉次得宗、鎌寶藏院流覺禪房法印胤榮、中御門氏南都之僧徒而好刀鎗之術、與柳生但馬守宗嚴共學、刀術於上泉伊勢守、又有大膳太夫盛忠者、鎗法達人也、留盛忠寶藏院學鎗法、既熟矣、取履從胤榮者多、中村市右衛門尚政獨得其宗、胤榮曰、在釋門業武事者、非本意、吾後嗣必不可學武事、不如無武器、故兵器若干以授於中村。

〔雪のかきよせ〕三七石の由来

中村市右衛門は寶藏院流の槍術を學びて其蘊奥は極めたれども世の漸く泰平無事となりて力を施すべき途なきを遺憾とし、慶長十年遂に明國に渡航し、到る處に

明國帝王賜奇石を下

其技倆を採ひたるが、其事何時しか明帝の上聞に達し、日本の槍術家とは事面白し、朕も親しく之を觀てむと仰出され、茲に中村は愈閣下に招かれて槍術の天覽を得る事となり、にけり、元來門地を貴ふ明國なるに、斯く外邦人の容易く謁見を得るは、これぞ我弓矢の神の加護にこそと、細心細意畢生の妙技を採ひたれば、明帝は殊の外之を感嘆し、爾若し當國に仕へなば封祿は心の儘に従せむが如何、其心はなきかと世に有り難き勅命に、中村は身に餘る面目を施したれど、徒に異域に仕へむは心ならずとて、強て拜辭して閣下を退きたるに、さらば已むを得じとて、即ち珍しき七種の寶物をぞ賜ひける、中村は男子の面目之にて足れりと、後遂に歸朝して、我越前には來りぬ、時に福井城主は忠昌公にておはしけるが、中老職本多左京正次、彼中村の事を聞付け、自ら保證して之を公に勧め、新知三百石を賜はりて、全く公の臣下とはなりぬ、中村は大に其主を得たるを悦び、彼の七寶の中、一種を割愛して之を左京に贈り、残る六種の中、一個を留めて餘は悉く忠昌公に獻したり、これ正保元年正月十五日の事なりと、大さは大豆二つにしたる許りにて、楢圓形をなし、下包は紙にて上包を赤地の錦に包み、長さ三寸七分、幅一寸四分許の箱の中に籠め、其箱は支那漆にて塗金模様の置き裏には黄金の鷹の目を入れたり、残るは三七石と書し傍に

中村市右衛門より請

一まむし吉一れすみ諸毒虫

寛文三卯三月十三日改 目一分なり、一百五、六十、一日々 三百九ツ

と書付たり、箱は引出し作にて、夫を更に桐の上箱に入れ、上書に明國渡來三七石と書たり、寶石の色は茶褐色にして之を禽獸虫類の嚼齧せし傷口にあて三分時許を

武術

経ば能く其毒を去り、忽ち平癒する由にて、其奇功驚く許りなれば、人々其恵に預るものも少からずと云

吉田儀兵衛

貞則、本姓は恩田、通稱儀兵衛、喜右衛門貞正の男なり、福井藩弓術師範役たり、始め弓術を吉田源八郎一水軒印西に學び、技大に進み、術神に入る、師その熱心を感じ、紺地金泥の秘書を譲與す、時に寛永十五年二月なり、即ち吉田の姓字を許す、依て是より吉田儀兵衛と稱せり、一水軒の子吉田平内之助露水軒印貞も亦弓術を以て名あり、儀兵衛之に就て鍛鍊し、印貞儀兵衛に贈るに小萩と銘する弓並に秘書を以てす、儀兵衛子あり、喜右衛門貞豊と稱す、亦印貞に就て學び、其父子相續き、弓術に熱心なるを感じ、元祿二年五月を以て金泥の書及び秘書を贈れり、喜右衛門年老い退隱して唯水と號す、越翁雜話に唯水或時伊勢に詣ずる者の來て門に施與を乞ふを見て之に謂つて曰く、汝今伊勢に詣せんとす、然らば則ち予汝の爲めに除水難の神符を與ふべしと、乃ち紙に包みたる者を詣者に與ふ、蓋し隱岐國に祀れる處の焼火權現は靈驗頗る著しと稱して、其神錢を小さき紙に墨を以て捺印

慈仁神符
を與ふ

したる者也、詣者一行五人とす、然れども三人他に巡り此に來る者二人たり、詣者大に歎んで去る、後夏の頃詣者再び來つて唯水に謝して曰く、我が一行某處の磧上に睡る、偶急水あり、五人水の爲めに流さる、三人其踪跡を失し、命を全うせし者は曩に神符を賜ふ所の吾等二人河岸の楊枝を攀ぢ九死に一生を得たるは眞に先生の賜なりと多謝して去れりと、但し此神錢は曾て唯水が年七十始めて江戸に到りし時出羽守殿へ使者を勤め、其取次に貰ひ受て大切に申しける者なりと云ふ

山田又四郎

又四郎其先は一乗城主朝倉氏の臣山田右門と云、又四郎慶安年中足羽郡阿波賀に在り、性學を好み、馬醫を以て業とせり、偶感ずる所あり、仕官の途を求めんと欲して江戸に入る、時に福井藩邸に出入の馬醫師あり、野々山助右衛門と稱し、頗ぶる馬醫の術に長ず、依て其門に學ぶ、由來又四郎馬醫にして加ふるに師の教授を以てし、學大に進み、松平光通公の時召出されて國に就き、馬醫役を勤む、時に承應二年なり、子甚太夫幸隆、其子甚藏、其子潔、四郎相傳へて四代に及び、宗矩公の時に

武術

至り、故有りて家断絶を命ぜらる。然れども藩公の特に思召を以て山田五平次を新に召出して山田の名字を繼がしめ馬乗方を勤むるに至る。五平次素馬術を勝村儀兵衛に學び神當流たり、公五平次に命じて大坪流に改めしむといふ。

勝村源左衛門

名は好利、通稱源左衛門、福井藩士勝村儀兵衛好成の男なり、夙に馬術を以て名有り、藩祖徳川秀康公に仕へ、馬術師範として忠昌公まで歴仕せり、其子三太左衛門馬乗方を以て光通公より綱昌公に至るまで仕ふ、後大法により暇を得、又吉品公の時勝村儀兵衛吉成復た同職を以て召出さる、公吉成に命じて馬術を土屋忠兵衛知貞に學ばしむ、蓋し神當流の馬術なり、本術は井伊掃部頭家臣神尾織部吉成に出づ、吉成當時日本無双と稱せらる、即ち其門に修むるもの多し、殊に渡邊勝兵衛良直なる者最も其術に長ず、土屋知貞は此良直の弟子たり、吉成知貞に就て其術を研究し遂に其蘊奥を究め一流の馬書用馬秘書等を傳來し、吉成より儀兵衛吉利、三太左衛門利房、源左衛門利喬の數代に及べり。

長谷川八郎右衛門

家康公の
前にて競
技す

名は一安、通稱八郎右衛門、福井藩砲術師範家たり、父勝家は長谷川九郎兵衛勝久の男、弱冠にして砲術を修め、鍊修の餘發明する處あり、自ら稱して長谷川流と曰ふ、當時稻田一夢と稱する者あり、砲術に精通す、徳川家康公の駿府に在るや、一夢勝家兩人をして其技を競べしめんと欲し、井上主計頭に命じて之が審判たらしむ、公其術の優勝家に在るを觀、大に之を賞し、用ゆる所の鐵砲を獻せしめ、褒賞として米數百俵を賜ふ、勝家初め井伊直孝侯の家従となり、後嫡子善八郎を挈して國を去り、越後に到り少將忠輝侯に謁す、母君朝學院阿茶局より侯へ内願の事あり、勝家命を受けて成効す、其賞として男勝政に五百石を與へ、次男又八郎を木金刑部の養子とし之に入百石、勝家に即ち合力米として三百石を賜ふ、嗣子善八郎卒して三男八十郎猶幼なり、長じて家傳の術を受く、八郎右衛門一安是なり、松平忠昌公其術に長ぜるを聞き、三百石を以て召出さる、實に元和六年十月廿三日なり、公越前北莊へ移封の時、隨從して師範役となり、指南を勤む、寛永五年十二月朔日勝家卒す、法名一峯宗機居士、後寛文八年二月七日一安卒す、法名白翁良清居士、臨

濟宗華藏寺に葬る、男勝盛松平綱昌公に仕へ、子勝房松平吉品公の師範を爲すに至り、麒麟と稱する象眼の手筒二挺を賜ふ、權右衛門勝周に至り一流の祕書を献納す、勝信勝由亦技術の譽れあり、法名無的中居士と云、勝弘勝明と繼續し其子は則吉太郎後八十郎と改め靜帆と號す、天保九年三月五日大番組家督を受く、同十四年十月十九日松平慶永公の時泥原新保浦に於て砲術御覽ありて褒辭を蒙り、嘉永三年三月二十三日指南役御紋章上下を賜はる

片山良庵

諱は三盛幼名源四郎、後良庵と改む、別に秋扇の號あり、福井藩士なり、父を片山正盛と云、京師に住し通仙院と稱して醫を以て天朝に仕へ法橋に叙す、良庵人と爲り穎敏にして剛毅、幼より藤原惺窩に學び、林道春と友とし、善く志を勵まして互に倦まず、年十二三にして遍ねく經史子集に通曉す、偶瘡を病み、久うして愈ず、爲に勤學を廢す、愈て後自ら嘆じて思へらく、同學の士先登功を成す、及ぶこと能はずと、因て節を折て兵法を學ぶ、最も武田流に精修す、自餘兵家の奥旨を得たること八家、其名籍甚來て入門するもの多し、藩主松平忠昌公禮聘最も厚し、即ち之に

林道春北條氏長等と交る

應じ、元和二年信州松代に謁見す、遂に藩士と爲り、三百石を賜ふ、時に年十八、公軍旅の事一に良庵に委す、恩遇甚だ厚し、後公福井に移封するに及んで轉住す、公江戸に往くに從ふ、良庵に就て學ぶもの愈盛んなり、當時知名文武の士と交り、林道春北條氏長と最も善し、其二子の爲に器重せられ、兵法に精しきを以てつひに幕府に召さるゝに至るも、故有て就かず、公乃剃髮して醫服を着しむ、時に良庵と改む、是に於て嘆じて曰く、宿志達せんと欲するも強て行はれず、秋來扇の筐底に藏るに等しと、因て秋扇と號す、公の第二子昌勝を松岡に分封するや、良庵をして其陣を構へ、城を築くの法を以て總督と爲る、是より昌勝公に仕へ、光通公昌親公常に召して兵法を問ふて、屢物を賜ふ、寛文八年戊申九月七日卒す、享年六十八、日蓮宗本妙寺に葬る、法名清澄院良庵、秋月居士、始先妻某男あり、正貞榮庵と云、家を續ぐ、之を二代とす、後妻は高屋某の女にして子あり、森利と云、別に家を爲す、三代玄悅與三右衛門重之は、貞享四年武頭、元祿七年横目、同十五年奉行より、享和二年二月物頭末番外となる、四代與三右衛門享保九年御大番、同十年八月表小姓、同十一月御裏役、同十七年六月郡奉行となり、五代與三右衛門大御番と爲る、良庵著書あり、武鑑師法、古戰場夜語、古今兵歌集、奇正或問、舟軍卷、高名穿鑿卷、一騎武者受用師

鑑考訂抄其餘雜篇數種家に藏す

片山良庵墓

高祖良庵先生諱三盛幼稱源四郎後更稱良庵別號秋扇京師人先生考曰諱正盛稱通仙院以醫仕天朝官法橋先生為人穎敏剛毅不撓幼學惺窩先生與松道春友切勵志孜孜不倦年至十二三遍通經史子集時先生久瘧不愈頗廢勤學愈後自嘆以為同學之士先登成功予不能及因折節學兵法夢寐于孫吳而精修武田氏兵法弱力該通自餘至兵家奧旨者凡八家名高于當世弟子頗多由是為諸侯所聘請率辭不應隆芳公禮聘最厚竟不得辭元和二年謁見公于信州松代遂仕為臣賜歲祿三百石居卒帥班時年十八公以軍旅之事一委先生恩遇甚厚及公繼封從入本藩又屢從公東其在東都也從學者愈盛當世聞人莫不納交而與林道春北條氏長最相善為二子所器重廟聞其精于兵法辟召有故不就公乃使先生剃髮著醫服更稱良庵於是乎先生慨然歎曰己欲達邪謂主恩何知其可藏而不強行猶秋至扇藏匣也其號秋扇者蓋寓此意也隆芳公請朝分封第二公子于松岡起為見性公方松岡新館之建以先生能知構陣築城之法乃令先生為總督既而移仕見性公而大安公探源公常召而問兵法屢有賜與探源公撫待殊渥云所著書有武鑑師法古戰

場夜話古今兵歌集奇正或問舟車卷高名穿鑿卷一騎武者受用師鑑考訂抄其餘雜篇咸藏之家及門人之家寬文八年戊申九月七日卒葬于福井城西本妙寺享年六十八初娶某氏生一男名正貞繼家是為同姓尙房家祖某氏卒娶高屋氏子男一人名森利別家是之會祖女子二人長適相澤主水次適中山宗休高屋氏元祿九年丙子三月二十八日卒合葬于先生之墓先生死後至今百有餘年墓石經久頗壞於是與尙房相議僅以修理焉因記在其狀者于碑陰併作銘銘曰 韜略之學 名邁等倫 述而在冊 千秋何恨 石章所勒 昭示後人

寬政十一年己未夏五月

五世孫 片山 願 之 謹 撰

井原番右衛門

名は頼文通稱番右衛門福井藩の軍學師たり無名野草子と號し廣く群籍に涉り書を能くし詩歌を能す幼名鍋次郎と云父は下石長左衛門頼安美濃下石の住人豊臣秀吉公時代石川備前に附隨し關原合戦に出て度々戦功あり備前隱遁の後浪人して池田備中守に因州鳥取に召出さる時に頼文生る大阪陣に出て軍功ありしが故ありて鳥取を立退又浪人して藤堂和泉守高虎に仕ふ頼安の鳥取を出

武 鑑

るや頼文母と共に京都に在り是に於て又伊勢へゆく時に十三歳和泉守弟左兵衛尉に召出されると雖も程なく高虎及び左兵衛尉續いて卒去され、嫡男大學頭高次に勤めたるも頼安歿す頼文浪人して江戸に出づ、こゝに於て井原と改む、時に越前藩主忠昌公召出して流義を問はる、頼文具に其來歴と軍學を述ふ、公大に信用せられ、治亂常變の備、第一武具貯の儀肝要と仰られつゝ指物分として三百石下さる、是より先某侯千石を以て祐筆に召されしも刀筆の小技に身を委するを恥ぢ敢て應ぜず、却て公の召に快く受て越前へ下る、時に寛永廿年七月なり、入國の時御軍配仰付らる、三年を経て正保二年公逝去す、光通公承應二年十一月百石加増あり、寛文十二年武具藏火消役、延寶五年武具惣支配となる、貞享三年御半知の時二百石役料百石下さる、同年八月十三日卒す、年七十六、法名水月院天妙日生居士、日蓮宗、教圓寺に葬る、子源助頼起嗣ぐ、夫れ義經流軍學の系統は、九郎判官源義經より三浦頼負源胤成、永井主税助源高光、三浦河内守泰行方、和氣十郎左衛門源仲時、山名造酒助橋宗時、赤松九郎源義高、佐竹齋宮助平忠正と繼續し、忠正より頼文に傳ふ、又頼文の肖像は松平吉品公の思召にて、狩野元昭へ仰付られ、頼文上に、詩歌を贊す下、後松平家に所藏せられしも六代兵左衛門頼章拜領して今に

井原家に傳ふ著す所神明五元五代傳、月氏宗見見維摩見、月氏兩神六根淨修法、月氏破有問答六根淨記、人身臟腑、三國神法之荒寄、日本神法并月氏相加集、月氏小乘因果並未忌之法令、大乘要文並得道秘訣、大神秘訣傳口授、天地人神啓祝、兩部神表白、氏大神明託傳軍註書各一折、當流神託印證諸傳授卷、性命圭旨全、俗諦成佛六根淨要經王、古今軍書傳、雲流現篇妙傳卷、雲流末篇輕淨集、同過篇重疑卷、同比段漏寶之點劃、義經流劍術、城門之圖、三部之尊殿、各一卷あり

〔井原頼文事歴〕

十四歳の時伊勢國津城下より凡四里を隔つる山中巖窟内に凶徒多數潜伏し居るの報知あり、藤堂公重臣と協議し討手を派遣するに決す、頼文側らに侍して之を知り、自ら厩に行き君命と稱し、駿馬を借り、馳て其地に到れば、彼等既に去て只炊具類の残りあるのみ、乃ち檢分せし旨を記せる標を立て、歸て之を言上す、公大に嘉賞し兼道の刀を賜ふ、廿七歳の時江戸芝萬年山青松寺牛道和尚の許に寓居し、専ら兵書を研攻し、兼て神儒佛の三道を修學し、遂に義經流九代の傳統を得たり義經流は法配術の三部に分ち、法部凡百十四種、冊數百四十四、配部凡六十九種、冊數八十、術部凡九十一種、冊數百〇四、三部の外十八種、合計二百九十二種、三百二十八冊に就て修得せるものなり、爾來松平美作守幕府城代、稻葉美濃守越前知、稻葉丹

義經流の傳統

武術

後守越知稻葉出羽守正越知毛利備後守矩稻葉主水正稻葉大學頭正を始めとして旗下の士及諸藩士の來り學ぶ者頗多し。一生の事業は概言すれば軍學を擴張し軍政を整理せし者の如し、時として政事上に關與せし由云傳ふ、松平光通公代、慶安二己丑年命に依り武藏相摸上總等より機敏の者十名を撰拔し來り、問諜に仕立後更に同下役の者十名を撰びて彼者等に付屬せしめたり、天王社元は天王町今中町に在りしを君名に依り、志比口に移轉す。維新以前は毎王祭の御旅と稱し神體波御ありし時井原邸へ立寄の例あり、是は萬治元年頼文或民本社移轉建築の際一時神體を預り申し居りしに起因すと云ふ、萬治元年頼文或民家新田義貞のにありし古兜の凡ならざるを視て由來を尋るに之を發掘し得たる處は正しく新田義貞公戰没の地たる事を確認し、君命に依り其遺蹟に石の塚を建設す、白山弓箭の神を吉田郡丸山に勸請す、是は延寶四年四月十一日城郭守護の神としたるなり、又足羽山黒龍宮元は下の社にありしを延寶五年四月廿一日現今の地に移轉す、共に命による軍簿の基礎を立て分合進退の法を定め、君前に於て兵書を進講し、自宅に於ては兵書を講義し、具足の着用法を練習せしめ、又は貝の吹奏を監理し、三四年毎に狼烟の試験をなせしこと、或年國中の大饑饉に命に依り管内を巡廻す勤勉誠實作業に従事し米貨を貯蓄し以て饑饉に

新田義貞の
公の定

將軍家
學の下問

備ふるの道を教諭示導す、綱昌公御入國將軍家へ御禮使者粕木工允命せられ昌親公御隱居御禮使者頼文へ命ぜられ延寶五丁巳年六月十九日共に登營す、謁を賜ひ且義經流の奥義を尋らる、依て閑老方を経て言上す、即ち時服を賜ふ、爰に稻葉丹後守より軍器新規調製方依頼ありしに付、今般松平家より進ぜられ頼文持參す、挨拶書あり左の如し

追而啓上仕候、中略將又井原番右衛門方今度御使として被差上候處、仕合能御目見得、爰元之首尾殘る處無御座、御滿悅可被思召と奉存候、於私別而大慶存候先可申上者、大革船根箱技箱連環大螺船鍵軍團捧梯右八色去年番右衛門之頼遣候處、此度持參右之品々被下置之旨番右衛門を被申聞、重疊過分至極御禮可申上様も無御座候、猶殘り候道具共兼而左様に被思召可被下候と萬御懇之儀共番右衛門申聞、忝次第に奉存候、猶口上にも申上候、恐惶謹言

六月廿三日

稻葉丹後守義雅花押

松平兵部大輔様尊報

猶以(中略)與々御道具共惣而重貨物に而御座候御禮可申上様無御座候以上

〔無形臣主君問答〕

寫本(一節) 井原頼文著

武術

或時君仰られしは、初夏の頃より折々習ひし武將の道、大かた濟よりたるや、いまた得心足らずやとあり、予曰く、それ武の道と申は、其事々を耳にふれたる斗は、殿入たる人の手足の動くが如くにて御座候、わざを任候事は誰人もなる事に御座候、此故に武の眞木より、文の花をさかせ候如くになく候ては、私ばらの匹夫のわざに危く候、まして主持の法と申候は、一言を以て萬人の耳を驚す如く、官語行事只大やうにゆたかなるを第一と仕候、此故に諸卒の如く其一道々々を細に御覽被成候事は、入不申、治國の初より亂をしづむるに及び、合戦の體と川と其事々にわざは多く候へども、其引くより事を御得心不被成候へば、下知の御作意相違任候、たとへば城を賣るの心入は、籠る所の將士屈して降する様にとおほし、又味方籠城の時は、其國の田畠勝地へ敵の近づきかぬる様にとおほし、其御心を持って下知の御心配り可被遊候、城賣ならば無二無三に諸卒の命をすて、乘破らんとおほし、其御心配り可被遊候、御心より出候下知皆ちいさく損多く候、又籠城ならば此城をかたく持敵の破らぬ如くにと一城郭の内に御心せはく籠り候へば、其御心より御下知の御作分出候へば、事々ちいさく候て程なく國中へ敵みたれ入候、此ことく川水海上山上下野間、峻難夜戦夜討いづれの品々も其く、りの心入を第一軍法と申候て入御事に御座候間、其御心をつくされ候はんには、未だ幾年も御心に御はげましく候ては、中々濟申事にあらざ候、惣別願を以て逆にかち正を以て邪をうたんとおほし召候へば、あまり弓箭鋒刃のわざも急には入不申候、敵に勝と申候は、理を以て非をふする如くに仕物にて御座候間、能々御工夫より、御座に預るべく候と申上し事もあり



井原頼一氏藏幅像

肖像贊

不盡神靈緣。形容日口還。丹背倚君德。白髮像長傳。

うつろはぬいろかをしるす筆も哉心の花をうつしゑにせむ

右野詩一詠

東照神將四代苗裔北越太守源昌親公爲主君子四代也加之歷同三部傳於僕於道無貴無賤之謂兮仁愛德高於山道義心深於海仍使爾工寫於恩影命予以乞自贊貴命不_レ得_レ違矣古曰君臣父師因緣非一朝一夕故所由來者漸

武術

因 茲

忠心無盡而身體不常勤功未央歎息乃切也故張探筆汚案結罟
爾時延賢五丁巳龍集菊月中俗井原番右衛門得號無名野草子源賴文印

「賴文歌集」 鈔錄

ふたつなきそのもとを知れ池水の氷れはものゝかたちとそなる
くさむらのひとまつむしにあらねともなく聲からや名にもたつかな
ともわすれにくみもあらぬ心こそいつもしたしき交りの中
うたかひの心ひとつをすてかねてまことのみちやふみまよふらん
うしと思ひつらしとなけくたひことにかへりみるよりをしへとはなる
うちおほふこゝろの雲をはらふなよたゝそのまゝにありあけの月
あまつ神のみかさはしめし玉銚のみちよりほかにゆくかたそなき
風さそふ池の水なみたつときは月のかけさへちりちりに見ゆ
瀬をはやみ流るゝ川のかちわたりしるもしらぬも手こそひかるれ
ものことのこゝろにさかふことあらはわか身のうへをつゝしみてしれ
とめあかすかゝみのかけや二つなきひとのこゝろのをしへなるらん

「井原文書」

黒雄法印
佐竹忠正
の傳書

當流兵法軍配累年因懇志初中後之大事不殘心底傳與之處也此以佐熱心之證
如法式以起請文相傳可有之候爲許證投一紙凡此法在己心無書籍云爾

寛永六年辛未孟春

法印 黒雄印花押

下石草子顯吳承

九代相續印證

義經流軍法軍配軍術之畢竟六道兵法卷數別而因爲武門之樞矣卒不傳之雖爾
學海所說身命矣智水所瀕心意矣仍此道拔學友敢忽開文庫付屬之蓋當流主客
以神劍對之無先凶器矣大綱如此嗚呼悲哉既今不能傳學老矣自今又對門弟子
知心底焉者印證如文

寛永壬辰

法印 黒雄花押

雪〇仲

下石氏草子老

鑑 (甲)

源義經公後撰之軍敗累年頻任所望卷數量品稅愚舌了内奥義之秘軸五數切紙

武術

一ヶ誠執○志雖難默止附與之畢自今以後深有乞此道者堅就受起請文以其上可有傳授聊於容易者可招天罪必者執達如鼎

寛永十六天

上陽產生

赤城新右衛門尉平

孟春吉辰

或不子久忠(花押)

下石草也子殿進之

一甲星積之事 一萬法取向之事

以上

右之貳ヶ條當流軍配之依爲樞機一子外不能于他得然之予重病受身臥床久雖多弟子志之懇精越于他依不淺後世之爲籠龍黨之無殘闕令傳授畢堅兒孫之外不可有御傳舌者執達如伴

寛辰天

上陽產生

仲秋如意殊日

赤城新右衛門尉平

或不子久忠(花押)

下石草也子 進之

悟迷夢境 四十餘年 火裡清泉 一口吞盡

よしあしをあつめ置たる大袋やふれて今は一物もなし
かりあさし其品々をなしてはて今そむかしの身と成にけり

赤城氏久忠法名心叟正安居士

(添書)右此一詩一詠之辭世去寛永十七之秋病強盛而身柔弱故或夜招予曰命不出今夜肉眼對合是也吾無恩愛真子矣師弟盟越長子矣死後遺言傳汝也爰又有口號不分筆行矣於心願白麻也といひてふしながらふてをそめてつから給ひ絶入らむとし給ひし死中得活寛永十九之冬終むかしの人となり給ふより是こそ化なれと言事を知習

柄田權之丞

名は直孝通稱は權之丞、福井藩士なり其先は信州小市村に居住す是より先八條近江守所謂八條馬術を以て名あり其門弟に川村長門入道淨直小柳津金右衛門直盛の二人あり直孝の祖父織部直忠この二人に就きて馬術を學び傳へて子五兵衛直繼に至る直繼は即ち直孝の父なり直孝亦相傳へて馬術を研究す寛文十年徵されて祿百五十石を賜ひ馬術師範に任ず夫より子助右衛門直朝子與次内直祐其子喜兵衛直武まで正系連綿として馬術を以て繼ぐ

武術

荒川彦太夫

名は高吉、通稱彦太夫、後ト順と號す、荒川四郎左衛門重正の男なり、重正は越前宰相忠昌公に召出されたるが故有て暇を乞ひ敦賀に蟄居す、大阪陣のとき本多富正備を借り、慶長十九年十二月討死す、年廿九、府中金剛院に葬る後福井孝顯寺に改葬す高吉は父重正の由緒により本多侯より合力を受け府中に住せしが、松平光通公に召出され福井に移住す、大御番組二百石を食ひ、年五十、延寶年中百石加増、貞享御半知のとき百五十石となり、元祿二年己巳八月朔日卒す、年八十、孝顯寺に葬る、法號德岸ト順居士と云、安太夫重次嗣ぐ、ト順の流義は神道流鎗術師範にして飯篠長威入道より出て塚原前土佐守同新左衛門尉同ト傳本間勘解由左衛門尉同外記重成よりト順に傳はるものなり、其頃穴澤次郎八とて薙刀の達人あり、福井に來つて其門弟子多し、ト順も亦是に就て最も精妙の奥儀を得たりと云

〔南越雜話〕

荒川彦太夫後ト順と號すは鎗術に達す、嘗て放鷹の術に長ず其生質異風なり、吉品公の寵甚厚し、放鷹毎に供奉せずと云ことなし、年老て御秘藏の馬を玉はり馬上に

て供奉する事をゆるさる、或日鷹狩より入せ玉ふ時、吉品公と馬を並て供奉す、蹄殿し玉ひ彦太夫を召ての玉はく、汝馬上にて供奉するは免す所なれど引下りて來るべし、我と立並びて馳る時は門番の足輕など輕き者の事なれば我と見あやまつ事も有べし、以後心を付べしとの玉ふ、彦太夫が云、大將たる人傍に馬上の者なき時は何ぞ急用有る時指支あり、以後とてしかくの如しと云てきかず、或は御泉水へ成らせらる時、彦太夫が門前を懸に通らせられ門より彦太夫を召させられ、只今泉水屋布に至る間汝早く來るべしとの玉ふ、彦太夫答て只今御侍とも鎗の修業に參り居れば急に御供仕りがたく、稽古終なれば御跡より參るべしと申上る、又或時屋代筋水鳥多く相見ゆるにより、明日五ツ時御出成さるべき旨仰出さる、彦太夫命を受ながら夜陰に出屋代筋へ長に至り鷹をつかふて歸る、獲物尤多し、後吉品公成らせらるといへとも鳥一向居ず、興なくして直に歸らせらる、是必彦太夫が仕業なるべしとて大に怒り給ひ彦太夫を召て甚置り玉ふ、彦太夫如何が思ひけん、御前を立直に府中邊に立退く、吉品公大に驚かせ玉ひ人を召玉ひけれとも病氣保養と號して歸らず、竟に御側武頭飯沼官兵衛に命じて召歸し玉ふ、飯沼が書簡左に記す

向々殊更御念比の御意共に候、中に不被_レ述_二筆頭_一候、御急ぎ御越可_レ然存候、此返事御覽被_レ爲_レ成事可_レ有_レ之候ま、其段御心得御報可_レ被_レ成候、態々御飛脚遣可_レ申との御返事可_レ被_レ成候、いやと被_レ申候とも、其方の事御放し被_レ爲_レ成間敷旨御意に候ま、急々先日之御書中之返事も以使申入候、御返事可_レ申被_レ上候

一筆令_レ啓上_二候昨日屋代へ御鷹野に被_レ爲_レ成御手前儀御尋被_レ爲_レ成候故府中へ腹中爲_二養生罷越候と申上候へば、拙者方より飛脚遣可_レ申段は彦太夫御奉公に不罷出候内

武術